

新型コロナウイルス感染症対策に係る 「練馬区モデル」の展開

第1波～第8波における練馬区の実施



診療所の個別接種をメインに区立施設等での集団接種でカバーする
ワクチン接種体制「練馬区モデル」



感染拡大を防止するために設置
「PCR検査検体採取センター」



自宅療養者を「三つの柱」で支援
「練馬区酸素・医療提供ステーション」

令和5年9月
(令和6年9月更新)



目次

1	はじめに	2
2	区内の陽性者数の推移	4
3	「練馬区モデル」の展開	8
	PCR検査体制の整備	9
	ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築	10
	自宅療養者への医療的支援（柱1～3）	11
	生活困窮者・ひとり親世帯への支援	12
	中小企業・商店街への支援	13
	社会インフラ（保育所等）の確保	14
4	第1波から第8波における区の対応	15
5	主な事業の成果と課題	30
	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	32
	区民・事業者等への支援	57
	社会インフラの確保	85
	行政運営	106
6	付属資料	129

1 はじめに

はじめに

令和元（2019）年12月に中国武漢市で発生した「新型コロナウイルス感染症」は、瞬く間に全世界に拡散しました。国内では令和2（2020）年1月15日、都内では1月24日、区内では3月5日にそれぞれ初の感染者が確認され、他国で発生した事象が、瞬時に我々の地域社会に大きな影響を及ぼしました。

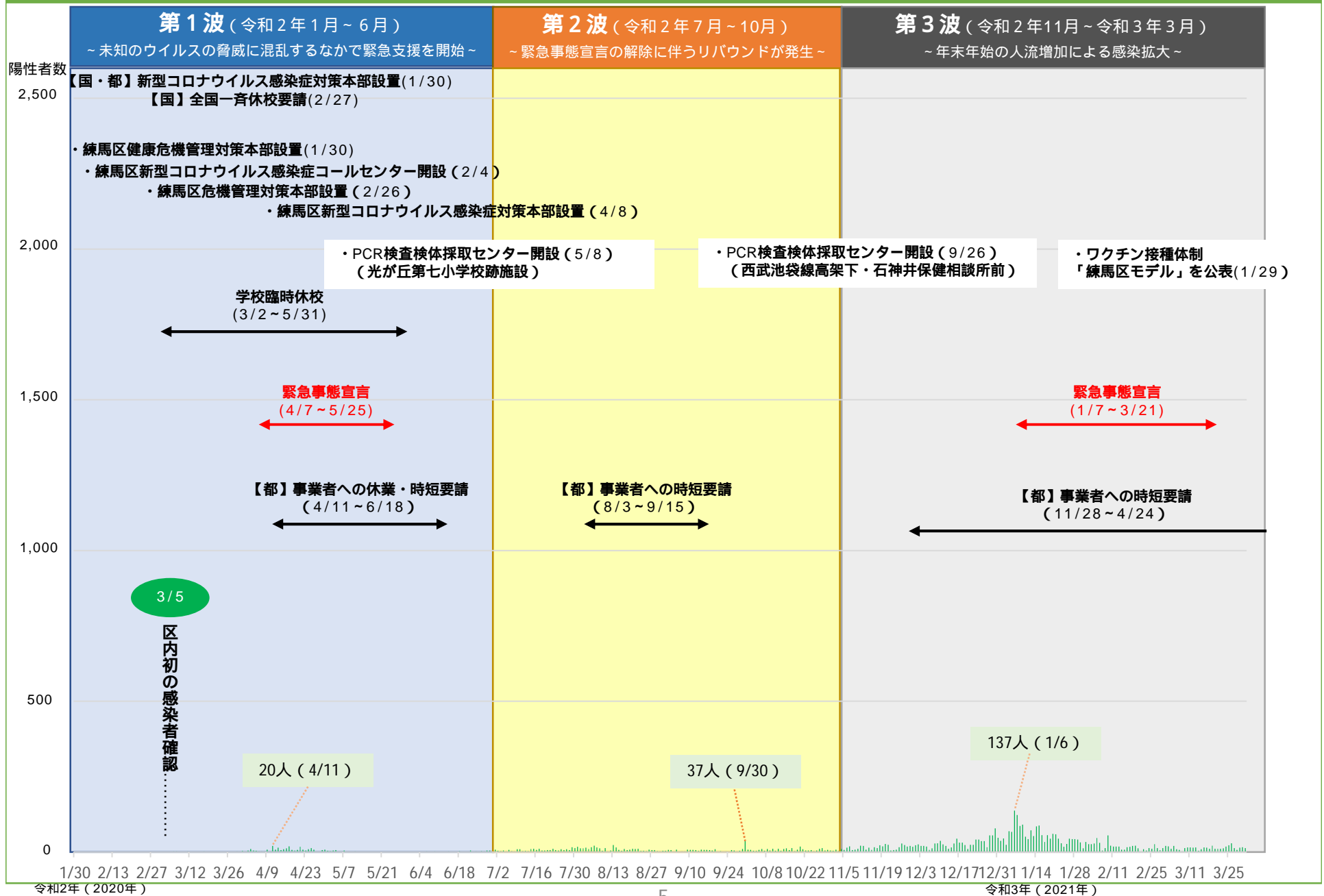
区では、令和2年4月8日に練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。そして、令和2年度に6度、3年度に6度、4年度に5度、補正予算を編成し、「感染拡大の防止と医療提供体制の充実」、「区民・事業者等への支援」、「社会インフラの確保」など緊急に取り組むべき対策を実行し、区民一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援という、基礎的自治体の本来の任務に全力で取り組んできました。

なかでも、練馬区医師会の協力を得て、国と連携して構築した、**新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」**は、厚生労働省により、先進事例として全国自治体に紹介され、今では、多くの自治体で採用されています。

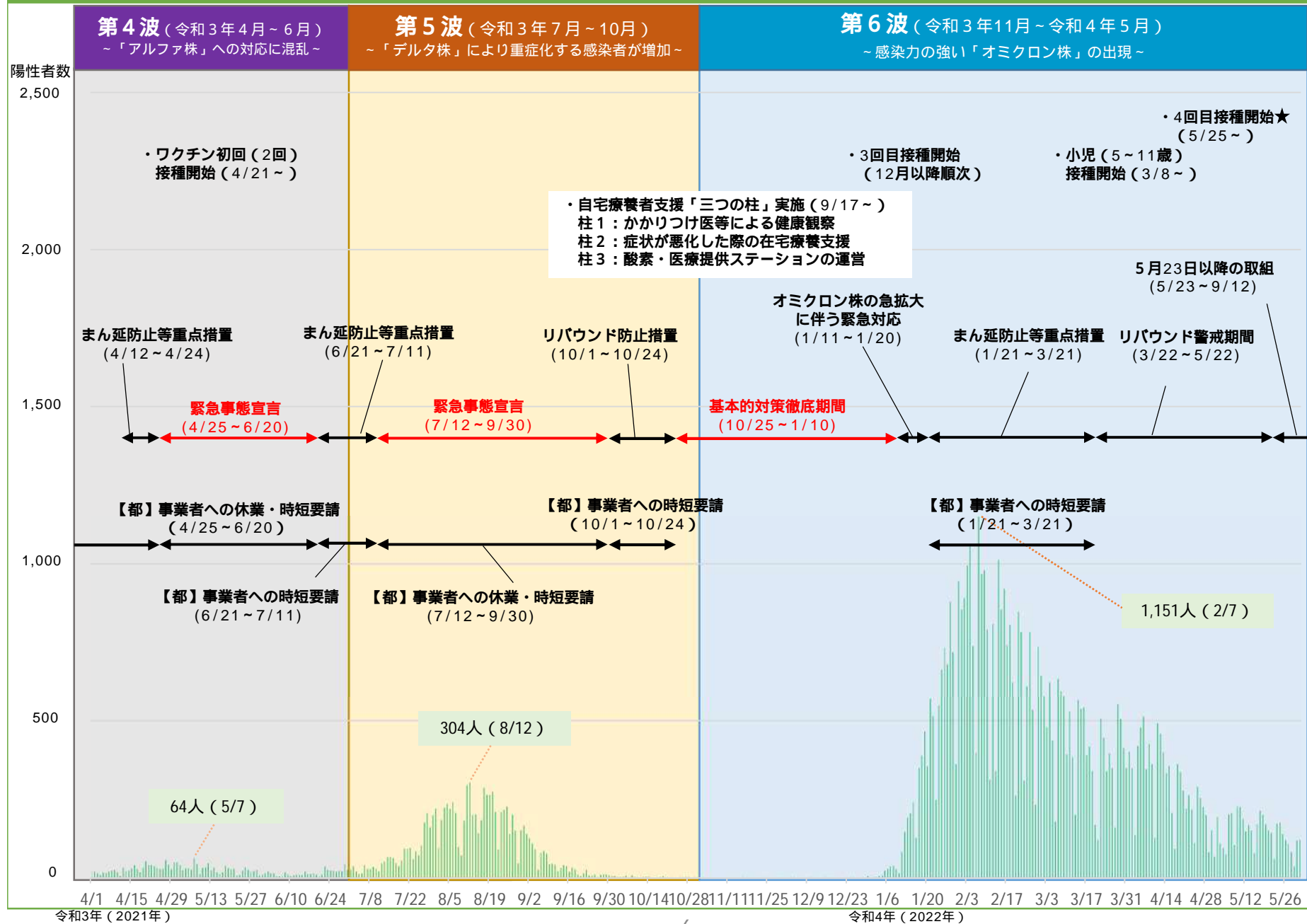
令和5（2023）年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に引き下げられました。この間の約3年にわたる区の対応を取りまとめ、今後新たな感染症が発生した際に、その対策の充実・強化を図る上での参考となるよう本記録誌を作成しました。

2 区内の陽性者数の推移

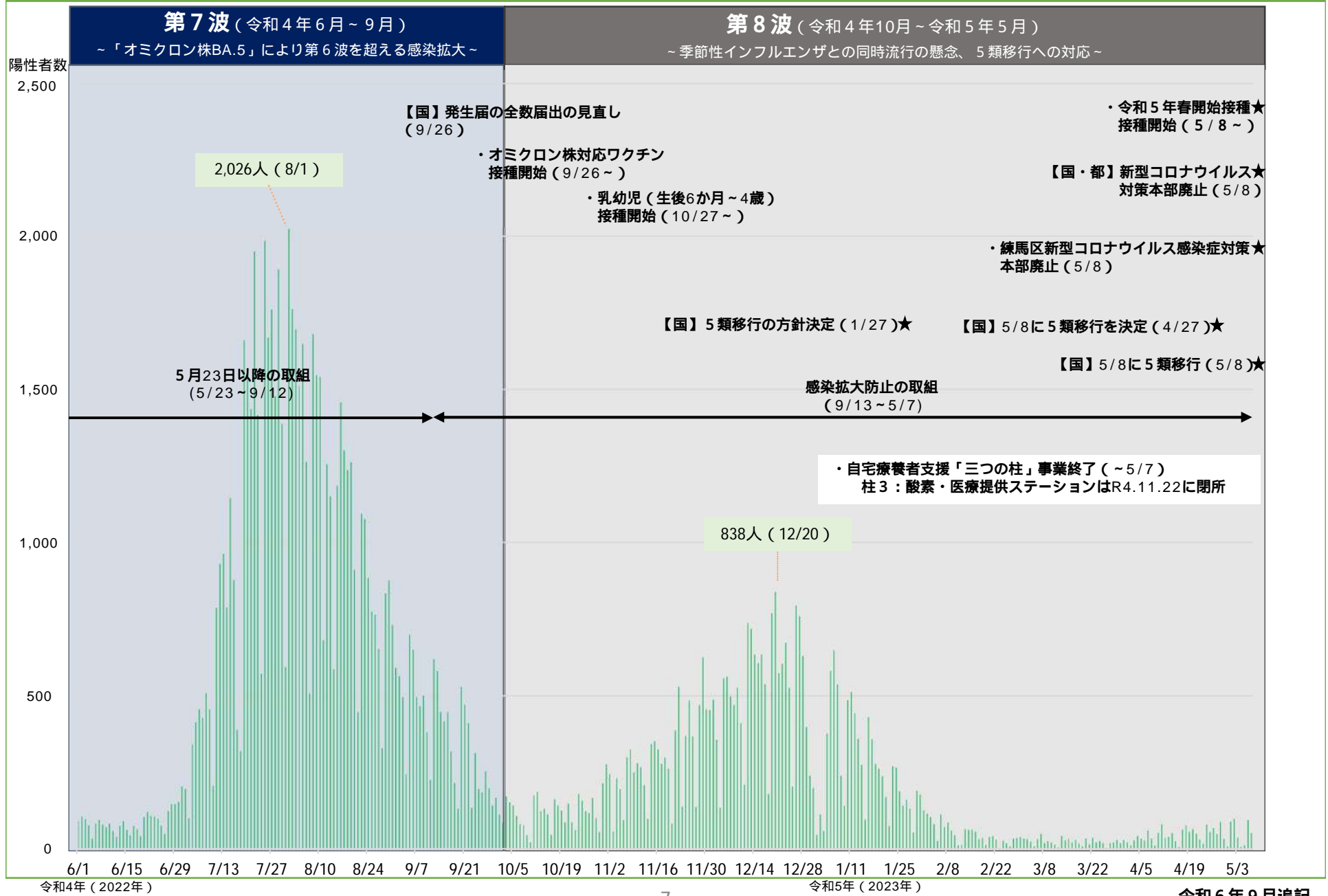
2 区内の陽性者数の推移



2 区内の陽性者数の推移



2 区内の陽性者数の推移



3 「練馬区モデル」の展開

PCR検査体制の整備（令和2年5月～5年3月）

感染者を早期に発見し、適切な療養に繋げ、感染拡大を防止するために、検査体制の整備が重要となった。区は、練馬区医師会と連携し、**区独自のPCR検査検体採取センターの開設**や区内診療所における**検査実施体制を整備**し、身近な場所で検査を受けられる体制の強化に取り組んだ。

PCR検査検体採取センターの設置

【光が丘第七小学校跡施設】

令和2年5月8日～6月30日

地域のかかりつけ医がPCR検査を必要とした患者について、センターで検体を採取。保健所を介さずにPCR検査を実施した。

<ドライブスルー方式>



【西武池袋線高架下】 石神井保健相談所前

令和2年9月26日～5年3月11日

さらなる感染拡大局面や、季節性インフルエンザの流行と相まって見込まれる検査ニーズの高まりに備えるために開設した。

<ウォークスルー方式>



区内診療所における検査の強化

PCR検査および抗原検査等の検査体制を強化するため、区内診療所における検査の実施体制を整備。コールセンターの紹介等により診療所を受診した区民が検査を円滑に受けられるよう、検査枠を確保した。区民の身近な診療所で検査が受けられるようになり、増加する検査ニーズに対応することができた。



このほか、区では、ホームページや電話で検査医療機関を案内するなど、区民が必要な検査を受けられるように取り組んだ。

ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築（令和3年1月～6年3月）

当初国からは、集団接種を主とした体制を確保するよう要請された。しかし、70万人を超える全区民への速やかな接種を完了させるためには、診療所での接種が望ましいと区は判断した。

そこで、国と連携し、練馬区医師会の協力を得て、診療所における個別接種と集団接種を組み合わせたベストミックスによるワクチン接種体制「練馬区モデル」を構築した。

厚生労働省がワクチン接種計画の先進事例として全国に紹介し、ワクチン接種体制「練馬区モデル」は全国標準の接種体制となり、我が国の接種促進に大きく寄与した。

【練馬区総人口】74万人（高齢者：16万人、その他一般：58万人（うち16歳未満：9万人））

【接種率の想定】約65%（今期高齢者インフルエンザワクチン接種率見込）

【接種会場】診療所：約320カ所、病院：6病院、区立施設：5施設、学校体育館：毎週8校

【接種期間】高齢者：最初の6週間（3週間×2回）で接種〔ファイザー社製ワクチンを想定〕

練馬区モデルの策定の経緯

令和2年12月 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会を厚生労働省が開催。1日約100回分を接種する「集団接種」での体制を検討するよう自治体に通知。

この時点では、診療所等（個別接種）での接種は認められていなかった

しかし、区は以下の理由から診療所での接種が望ましいと考えていた。

○通いながれた「かかりつけ医」が接種できる。

集団接種のみでは、毎週、医師300人、看護師900人が必要となる。

○接種会場まで遠距離であり、負担を感じる高齢者もいる。

○インフルエンザワクチンは、診療所で接種しており、毎年希望する方に接種できている。

依然として

厚生労働省は、ワクチンの小分けについて難色を示し、診療所での接種を認めず、接種体制の構築作業は難航した。

令和3年

1月 首相官邸から前川区長に大都市での接種モデル作成の依頼が入る。

冷凍したままワクチンを小分けし配送する手法を工夫し、診療所を中心とした接種体制を構築して、首相官邸、厚生労働省に提案する。

1月下旬 厚生労働省が、ワクチン接種体制「練馬区モデル」として全国に紹介する。

診療所等での個別接種と集団接種をベストミックスした、ワクチン接種体制「練馬区モデル」は、衆議院予算委員会やメディアにも大きく取り上げられ、全国標準のモデルとなって、我が国の接種促進に大きく寄与した。

練馬区モデルのコンセプト

早くて

接種まで1か月も待たせない 速やかに接種できる体制を確保

近くて

近くの診療所で接種可 電車やバスに乗る必要なし 平日忙しければ土日に

安心です

通いながれた「かかりつけ医」が接種するので安心

自宅療養者への医療的支援（柱1～3）（令和3年9月～5年5月）

第5波による感染急拡大に伴い、入院調整が滞り、自宅療養者が急増した。体調の急変によって自宅で重症化するケースが相次ぐなど、健康観察や往診などの医療提供体制の強化が求められた。

自宅療養者の症状が悪化した際、早期に医療につなげるため、**練馬区医師会や練馬区薬剤師会、都等と連携し、医療提供体制の更なる強化を図るため、自宅療養者への医療的支援事業「三つの柱」**の取組を実施した。

第5波の課題

感染者の不安が増大

感染者急増に伴い、保健所から**感染者への連絡に時間を要すること**に

往診医の負担が増大

状態が悪化した自宅療養者に対して**往診医がほぼ全て対応**
訪問看護・薬局との連携も不十分で
往診医が自ら調整することに

受入先の不足

症状が悪化した場合の**入院調整が困難**な状況に
酸素投与等が必要となった場合の**受入先が不足**

早期に医療につなげる体制づくりが必要

自宅療養者への医療的支援事業「三つの柱」の取組を令和3年9月17日に開始

柱1 かかりつけ医等による自宅療養者への健康観察（令和5年5月7日まで）

柱2 症状が悪化した際の在宅療養支援（令和5年5月7日まで）

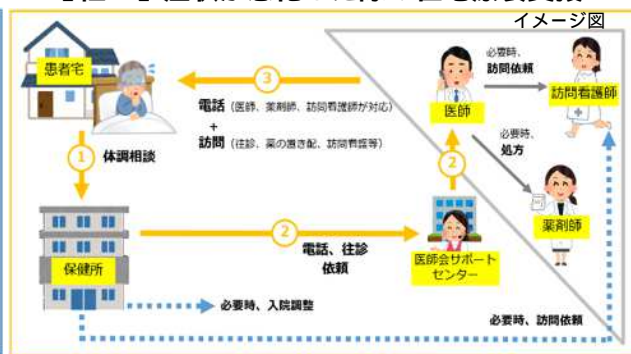
柱3 練馬区酸素・医療提供ステーションの開設（令和4年11月22日まで）

区独自の取組（柱1、2）は、令和3年10月1日、厚生労働省から全国の自治体に紹介された。

【柱1】かかりつけ医等による健康観察



【柱2】症状が悪化した際の在宅療養支援



【柱3】練馬区酸素・医療提供ステーションを利用



中小企業・商店街への支援

区独自の特別貸付等による支援（令和2年3月～5年9月）

緊急事態宣言等のもとで休業や事業縮小を余儀なくされ、資金繰りに困窮する事業者に対し、令和2年3月から区独自の新型コロナウイルス対応特別貸付を開始した。迅速な融資が実行できるよう、5月には、職員や専門相談員を増員し、特別相談窓口を設置した（区民・産業プラザ3階産業イベントコーナー）。特別相談窓口を含む融資受付の5月実績は892件を数え、特別相談窓口は、令和3年3月まで設置した。

また、返済時期を迎え、新たな資金需要や返済計画の組み直しに対応するため、令和3年5月から、区独自の新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付を実施した。

	コロナ対応特別貸付	コロナ対応借換特別貸付
貸付限度額	2,000万円	2,500万円
利率	利用者負担0.2%	利用者負担0.2%
実施時期	令和2年5月～令和5年3月	令和3年5月～令和5年9月



プレミアム付商品券、キャッシュレスポイント還元事業で商店街を支援（令和2年9月～4年12月）

新型コロナウイルスの影響により、来街者や売り上げが大幅に減少した商店街への緊急対策として、練馬区商店街連合会が過去最高のプレミアム率30%で発行する商品券事業を、令和2年度から3年連続で支援した。

商店街等の消費を喚起し、キャッシュレス化を推進するため、区内中小企業の店舗を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元事業（還元率20%）を令和3年度・4年度に実施した。



社会インフラ（保育所等）の確保

保育所等の「原則開園」堅持（令和2年3月～）

令和2年度当初、緊急事態宣言を受け、保育所の休園や登園自粛を行う自治体が増え、保護者の就労に支障をきたし、社会的な課題となった。「原則休園」とする区があるなか、**本区は、保育所等を区民生活に欠かせない社会インフラと位置付け、当初から一貫して「原則開園」を貫いた。**

令和2年5月初頭、登園率1割程度の区が多いなか、区の登園率は約4割を維持した。本区の方針が他区と顕著に異なることを報道が取り上げ、賛否両論様々な声が寄せられた。区民や施設の相談や意見に丁寧に対応し、社会的な理解が深まるにつれ、開園継続が全国的な対応となった。

練馬こども園各園の努力により、19園中16園で開園を継続し、保育環境を確保した。

学童クラブでは、政府の要請により、区立小中学校が令和2年3月から一斉臨時休業となり、平日の日中に保育を必要とする児童が安全に過ごせる場所を確保するため、一日保育を実施した。**令和2年6月の授業再開後の分散登校の期間は、通常の保育時間を拡大した。**令和3年9月の午前授業期間においても、保育時間を拡大して実施した。



保育、介護、障害福祉サービス従事者への特別給付金・奨励金の支給（令和2年6月～12月）

緊急事態宣言期間中に感染対策を講じながらサービスの継続に貢献した保育、介護、障害福祉サービスの従事者に対し、国や都に先立って、**区独自の特別給付金（職員一人当たり2万円）**を令和2年6月から9月に支給した。

また、医療・介護・障害分野の従事者を対象とした東京都の感染症対応従事者慰労金の対象とならなかった子育て施設等の従事者に対し、**区独自の特別奨励金（職員一人当たり3万円）**を令和2年9月から12月に支給した。

4 第1波から第8波における区の対応

4 第1波から第8波における区の対応

感染状況に応じた区の主な対応

第1波 ~ 未知のウイルスの脅威に混乱するなかで緊急支援を開始 ~

(令和2年1月～6月)

- ・未知のウイルスに対する区民や事業者の不安の声が多数寄せられたため、練馬区新型コロナウイルス感染症コールセンターを設置し、区民の相談に対応した。
- ・保健所は感染者が増加したため、積極的疫学調査や入院調整等の対応に追われた。
- ・特措法に基づき、練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、区の対応方針を定めた。
- ・感染拡大防止のため、幅広い業種・施設に休業が要請され、4月から5月にかけて1回目の緊急事態宣言が発出された。
- ・練馬区医師会と連携し、PCR検査検体採取センター（ドライブスルー方式）を光が丘第七小学校跡施設に開設した。
- ・困窮する区民や事業者を支援するため、生活相談コールセンターの設置、新型コロナウイルス感染症対応特別貸付の実施、練馬ビジネスサポートセンターの特別相談窓口の設置など、緊急的な支援を開始した。
- ・国の特別定額給付金の早期支給に取り組んだ。コロナ禍の影響を特に受けているひとり親世帯に対し、区独自の臨時特別給付金を支給した。
- ・政府の要請を受けて、区立小中学校は3月2日から春季休業を挟んで5月末まで休校した。一方、保育・高齢者・障害者に対するサービスは社会を支えるインフラとして継続した。これらのサービスの従事者に対し、区独自の特別給付金を支給した。
- ・多くの区立施設を休館し、こぶしハーフマラソン、照姫まつりなどのイベントを中止した。

第2波 ~ 緊急事態宣言の解除に伴うリバウンドが発生 ~

(令和2年7月～10月)

- ・緊急事態宣言の解除に伴うリバウンドにより感染が拡大した。
- ・練馬区医師会と連携し、PCR検査検体採取センター（ウォークスルー方式）を石神井保健相談所前の西武池袋線高架下に開設した。
- ・自宅療養者への支援物資配送やパルスオキシメーターの貸与を開始した。
- ・過去最高の30%のプレミアム率付き商品券事業を支援した。（3年度・4年度も実施）
- ・区内の介護保険施設等福祉施設に感染予防アドバイザーを派遣した。
- ・東京都の感染症対応従事者慰労金の対象とならなかった子育て施設等の従事者に対し、区独自の特別奨励金を支給した。
- ・練馬まつりなどのイベントを中止した。

第3波 ~ 年末年始の人流増加による感染拡大 ~

(令和2年11月～令和3年3月)

- ・1月から3月までの間、2回目の緊急事態宣言が発出された
- ・成人の日のつどいはオンライン開催した。こぶしハーフマラソンは中止した。
- ・ワクチン接種練馬区モデルを公表し、以降、全国自治体に広がった。
- ・区立小中学校の全児童生徒へタブレット端末を前倒しで導入した。

4 第1波から第8波における区の対応

感染状況に応じた区の主な対応

第4波 ~ 「アルファ株」への対応に混乱 ~

(令和3年4月~6月)

- ・4月から6月までの間、3回目の緊急事態宣言が発出された。緊急事態宣言の前後に1回目、2回目のまん延防止等重点措置が実施された。
- ・練馬区モデルによるワクチン接種を開始した。
- ・新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付を開始した。
- ・照姫まつりなどのイベントを中止した。

第5波 ~ 「デルタ株」により重症化する感染者が増加 ~

(令和3年7月~10月)

- ・デルタ株により重症化する感染者が増加し、医療機関、保健所が最も逼迫する局面となった。
- ・7月から9月までの間、4回目の緊急事態宣言が発出された。
- ・自宅療養者への三つの柱による医療的支援事業(かかりつけ医等による健康観察、症状が悪化した際の在宅療養支援、練馬区酸素・医療提供ステーションの運営)を開始した。
- ・区立小中学校は短縮授業で2学期を開始(9月)。感染不安等で登校できない児童生徒に対しオンライン学習支援を実施した。
- ・練馬薪能、練馬まつりなどのイベントを中止した。

第6波 ~ 感染力の強い「オミクロン株」の出現 ~

(令和3年11月~令和4年5月)

- ・これまでよりも感染力が強く潜伏期間の短いオミクロン株により感染が拡大したが、重症化する感染者の比率は低く、50歳未満で基礎疾患のない感染者が全体の8割を占め、自宅療養者が増加した。
- ・1月から3月までの間、3回目のまん延防止等重点措置が実施された。
- ・自宅療養者への支援物資配送(2回目)を開始した。
- ・キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施した。(令和4年度も実施)
- ・宿泊を伴う校外学習の出発前の抗原検査を開始した。

第7波 ~ 「オミクロン株BA.5」により第6波を超える感染拡大 ~

(令和4年6月~9月)

- ・これまでの株よりさらに感染力の強いオミクロン株BA.5が主流となり、感染が急拡大した。医療機関、保健所が逼迫し、発熱外来の受診や検査が困難となった。一方、抗原検査キットが一般流通化され自主検査のうえオンライン診療が可能となった。
- ・発生届の対象が65歳以上の方、重症化リスクのある方、妊婦などに限定された。
- ・練馬薪能を開催した。

4 第1波から第8波における区の対応

感染状況に応じた区の主な対応

第8波 ~ 季節性インフルエンザとの同時流行の懸念、5類移行への対応 ~

(令和4年10月～令和5年5月)

- ・新型コロナウイルスに加えて季節性インフルエンザとの同時流行による多数の発熱患者の発生が懸念されたが、東京都のインフルエンザの発生状況はコロナ前と比較すると少なく、医療機関が逼迫する事態は免れた。
- ・5月には感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ移行することとなり、社会経済活動の平常化へ進んだ。
- ・低所得の子育て家庭への区独自の臨時給付金を支給した。
- ・練馬まつり、こぶしハーフマラソンを開催した。

- ・練馬区新型コロナウイルス感染症コールセンターは9月29日(金)まで継続した。
- ・保健所の入院調整は9月30日(土)まで実施した。
- ・医療費等の公費負担は段階的に見直され、令和6年4月からは通常の医療提供体制へ移行した。
- ・練馬区モデルによるワクチン接種(特例臨時接種期間)は3月31日(日)まで実施し、令和6年度以降は、定期接種として実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症対応の課題を踏まえ、今後の感染症の発生およびまん延に備えることを目的に、新興感染症発生時における区の感染症対応の方向性を示した、練馬区感染症予防計画を策定した。

【令和6年9月追記】

第1波（令和2年1月～6月）における区の対応

～未知のウイルスの脅威に混乱するなかで緊急支援を開始～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
2年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区健康危機管理対策本部を設置（1/30） 			
2月	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区危機管理対策本部を設置（2/26） 第1回練馬区危機管理対策本部会議を開催（2/26） 第2回練馬区危機管理対策本部会議を開催（2/28） 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区新型コロナウイルス感染症コールセンターを設置（R2.2.4～R5.9.29） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応に係る経営相談窓口を開設（R2.2～） 	<ul style="list-style-type: none"> 区内介護・障害福祉サービス事業所にマスク、手袋、エプロン等の衛生用品を配付（R2.2～）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回練馬区危機管理対策本部会議を開催（3/9） 第4回練馬区危機管理対策本部会議を開催（3/13） 練馬こぶしハーフマラソン（3/22）開催中止 第5回練馬区危機管理対策本部会議を開催（3/23） 第6回練馬区危機管理対策本部会議を開催（3/27） 第7回練馬区危機管理対策本部会議を開催（3/30） 	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページで陽性者数を公表（R2.3～R5.5） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応特別貸付の実施（R2.3.11～R5.3.31） 緊急小口資金の特例貸付（R2.3.25～R4.9.30） 総合支援資金の特例貸付（R2.3.25～R4.9.30） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立小中学校の臨時休校（3/2～春季休業まで） 区立幼稚園、保育所等保育施設、練馬こども園は感染防止対策を講じた上で開所（園）継続 学童クラブ・児童館は感染防止対策を講じた上で、春休みと同様の体制で開室（館）（3/2～4/5） 住民票の転入、転居等の届出期間を延長（R2.3～R5.5）
4月	<ul style="list-style-type: none"> 第8回練馬区危機管理対策本部会議を開催（4/2） 練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（4/8） 第1回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（4/8） 照姫まつり（4/26）開催中止 第2回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（4/27） <p>4 7 5 6</p> <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の専門家会議が示した不要不急の外出を控えるなど、協力をお願い（HP 4/3） 区立施設の休館、事業中止について協力をお願い。医療従事者等への謝意（HP 4/8） 医療従事者への謝意、三密回避等の協力をお願い（HP・ビデオメッセージ 4/22） 保育所は社会活動を支える観点から原則開園する（HP 4/28） 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の感染症診療協力医療機関に対して病院経営支援補助金交付（R2.4～6） 区内の感染症診療協力医療機関に対して患者受入れのために必要な設備整備費を補助（R2.4～R3.10） 医療従事者の特殊勤務手当を補助（R2.4～R5.3） 区内医療機関との連絡会を開催（R2.4～R5.5） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策マル経融資による支援（4/1～） 商店会新型コロナウイルス感染症対策補助事業の実施（R2.4.1～R4.3.31） 飲食店応援緊急企画「おうちで楽しむ!! ねりまごはん特集」を実施（R2.4.10～R5.5.7） 収入減に伴う臨時電話相談会の実施（4/19、4/26） 住居確保給付金の対象拡大（4/20～） 区内飲食店を応援するため、区役所アトリウムでテイクアウト商品の臨時販売を開催（4/24～5/29） 生活相談コールセンターを設置（4/27） 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用者負担分の増加分を支援（R2.4～R3.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立小中学校の臨時休校（4/6～5/6） 区立幼稚園、保育所等保育施設、練馬こども園は感染防止対策を講じた上で開所（園）継続を堅持 登園（室）の自粛を強く依頼 学童クラブは感染防止対策を講じた上で、一日保育を継続（4/6～6/12） 登室の自粛を要請 保育施設・学童クラブの保育料減免を実施（R2.4～R5.3） 区立小中学校・幼稚園、保育園、私立幼稚園、学童クラブ、私立保育園、保育施設、子育て支援施設等に感染予防物品の配付や購入費補助を実施（R2.4～R5.3） オンライン申請の拡大（R2.4～） 区職員の5割を出勤抑制（4/17～5/31） 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸付や融資等の手続に必要な住民票の写しなど各種証明書手数料の無料化（R2.4～）

第1波（令和2年1月～6月）における区の対応

～未知のウイルスの脅威に混乱するなかで緊急支援を開始～

	4 / 7 5 / 6	区の基本的な対応	感染拡大の防止と 医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
2年 5月	5 / 25	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年第一回練馬区議会臨時会で777億1,095万1千円の第1次補正予算案が可決（5/6） 第3回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（5/6） 第4回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（5/27） <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者への謝意。三密回避等の協力をお願い（区報 5/1号） 区議会臨時会で補正予算議決、臨時給付金ほか区独自の対策に取組む（HP 5/6） 休館していた区立施設の順次再開、分散登校の実施、イベントの縮小・延期・中止の判断をしていく（HP 5/27） 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区新型コロナウイルス PCR 検査検体採取センターを開設（5/8～6/30） 光が丘第七小学校跡施設（練馬区光が丘2-6-1） 医療従事者の宿泊先・食事の確保を支援（R2.5～6） 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬ビジネスサポートセンターでオンライン経営相談を開始および融資特別窓口の設置（R2.5.1～R3.3.31） ひとり親家庭向けのホームヘルプサービス事業の拡充（5/6～） 外出を控えているひとり暮らし高齢者約6,000人に、生活維持に関する相談案内を発送（5/15） 「練馬区生活相談チャット」を導入（R2.5.9～R4.3.31） 特別定額給付金の申請書の発送および順次給付開始（5/15） 子育て世帯への臨時特別給付金を支給（R2.5～R3.3） ひとり親家庭への臨時特別給付金（区独自）を支給（R2.5～R3.3） 4か月児健康診査の再開（R2.5～） （ R2.3～4までの間休止） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立小中学校の臨時休校を延長（5/7～5/31） 住民税の徴収猶予の特例の申請受付（R2.5.11～R3.2.1） オンラインによる就学相談の予約を開始（R2.5～） 区内介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所対象の感染症対策研修を実施（R2.5～） タブレット端末・Web会議システムを導入し、オンラインによる講座や相談を実施（R2.5～） 区立施設に非接触型の自動計測式体温計、アルコール噴霧器等を設置（R2.5～）
6月		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年第二回練馬区議会定例会で14億1,148万5千円の第2次補正予算案が可決（6/19） <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 休館していた区立施設の順次再開、分散登校の実施、イベントの縮小・延期・中止の判断を行っていく（区報 6/4号） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の人員体制を43人体制に強化（R2.6） 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦への子ども商品券の配付（R2.6.2～R3.3.31） 1歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査の再開（R2.6～） （ R2.3～5までの間休止） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立小中学校を分散登校にて再開（6/1） 学童クラブは感染防止対策を講じた上で、通常保育を実施（6/15～6/30） 登室の自粛を要請 国民健康保険傷病手当金の支給（R2.6～） 保育施設等の子育て施設等従事者に特別給付金を支給（R2.6～9） 緊急事態宣言発令中に事業を継続した介護、障害分野の事業従事者に特別給付金を支給（R2.6～9） 国民健康保険料を減額・免除（R2.6～R5.5） 介護保険料を減額・免除（R2.6～R5.5） 区職員の時差出勤の拡大（6/1～当面の間）

第2波（令和2年7月～10月）における区の対応

～ 緊急事態宣言の解除に伴うリバウンドが発生～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
2年 7月	<p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者全員のPCR検査を実施、三密回避の徹底をお願い（HP 7/3） 都との連携を深め、補正予算の編成など、状況変化に対応していく（HP 7/17） 	<ul style="list-style-type: none"> 区内診療所に補助金を交付し、PCR検査等を実施（R2.7.3～R5.3.31） 区内の感染症診療協力医療機関に対してコロナ患者の受入人数に応じた補助を実施（R2.7～R5.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業（都事業）（ひとり親家庭支援カタログの送付および申込受付）（R2.7～R3.6） ひとり親世帯臨時特別給付金を支給（R2.7～R3.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立中学校の修学旅行の代金等のキャンセル料を公費で負担（R2.7～R4.10） 後期高齢者医療保険料の減額・免除（R2.7.15～R5.5）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 8億526万5千円の第3次補正予算を専決処分（8/18） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の人員体制を64人体制に強化（R2.8） 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障害者の訪問支援を実施（R2.8～R3.3） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険施設等への新規入所者のPCR検査補助（R2.8～R3.3） 福祉施設感染予防アドバイザー派遣事業（8/31～12/28）
9月	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年第三回練馬区議会定例会で74億2,448万3千円の第4次補正予算案が可決（9/18） 練馬新能を開催（9/22） 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区新型コロナウイルス PCR 検査検体採取センターを開設（R2.9.26～R5.3.11） 石神井保健相談所前の西武池袋線高架下（練馬区石神井町7-3-28付近） 	<ul style="list-style-type: none"> ねりまプレミアム付商品券事業補助 ねりまプレミアム付商品券を過去最高30%のプレミアム率で販売（利用期間：R2.9.10～R3.3.31） ウィズコロナサポート事業（中小企業診断士等の出張相談と感染対策経費の補助）の実施（R2.9.23～R3.3.31） 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の特別養護老人ホーム等51施設を対象に新型コロナウイルス感染症等による職員の不足に対する職員相互派遣体制を構築（9/18～） 子育て施設等の従事者に区独自の特別奨励金を支給（R2.9～12） 区内の介護・障害福祉サービス事業者の感染予防物資の備蓄経費補助（R2.9～R3.2）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 練馬まつり（10/18）開催中止 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者への支援物資配送を開始（第1期）（R2.10.2～R3.1.31） パルスオキシメーターの貸与を開始（R2.10.15～R5.5.7） 練馬光が丘病院の移転・改築予定地に、小学校の児童や大学生が描いた医療従事者に向けた応援アートを掲出（10/13、11/25） 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児のいる世帯にこども商品券を配布（R2.10.1～R3.3.31） 区独自の生活再建支援給付金の支給開始（R2.10.23～R3.3.31） 同時流行による重症化リスクを想定した高齢者等への季節性インフルエンザの定期予防接種費用の特別助成を実施（R2.10～R3.1） 	<ul style="list-style-type: none"> LINEアプリによる保活支援サービスの実施（R2.10～）

第3波（令和2年11月～3年3月）における区の対応

～年末年始の人流増加による感染拡大～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
2年 11月	<p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所の人員配置拡大、PCR検査体制の構築などに取り組んできた（区報 11/21号） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健予防課住民接種担当係を設置（11/1） 保健所の人員体制を69人体制に強化（R2.11） 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の飲食店を支援するため、区役所アトリウムで「お弁当フェス」を開催（11/17～19） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス従業者に新型コロナウイルス感染症対策カードを配布（11/9～30）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 第5回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（12/22） <p>【練馬区医師会長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクの高い高齢者の新規陽性者が増加、極めて深刻な状況。引き続き感染防止対策の徹底をお願い（区報 12/1号） <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外食や会食の機会が増える中、改めて感染防止対策をお願い（区報 12/21号） 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種担当課を設置（12/15） 		<ul style="list-style-type: none"> 区内の小規模介護サービス事業者を対象に、感染予防アドバイザーによる感染対策研修を開催（12/4） 区内介護サービス事業者に施設調査（感染者が発生した施設への必要に応じた検査および助言）を実施（R2.12～R5.5）
3年 1月	<p>1 / 7 5 2 / 7</p> <ul style="list-style-type: none"> 第6回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（1/8） 成人の日のつどい（1/11）をオンライン開催 <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種体制の早急な整備など全力で取り組んでいる。特に、20時以降の不要不急の外出を控えるようお願い（HP 1/8、区報 1/11臨時号） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」を公表（1/29） 厚生労働省が全国自治体に対し「練馬区モデル」を先行事例として紹介（1/29） 保健所の人員体制を77人体制に強化（R3.1） 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の飲食店を支援するため、区役所アトリウムでお弁当の臨時販売会を開催（1/21～3/5） 区役所マルシェの開催（R3.1～） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立施設の開館時間を午後8時までに短縮（1/8～2/7）
2月	<p>5 3 / 7</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（2/3） 令和3年第一回練馬区議会定例会で33億6,977万1千円の第5次補正予算案が可決（2/12） 前川区長が衆議院予算委員会に参考人として招かれ、「練馬区モデル」の説明を行い、接種を担う自治体を代表して、必要量の確実な配布と、今後のスケジュールの早急な明示を国に要望（2/16） <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種「練馬区モデル」を策定。高齢者からスタートする（HP 2/1、区報 2/11号） 		<ul style="list-style-type: none"> 総合支援資金（特例貸付）再貸付開始（2/19～12/31） 	<ul style="list-style-type: none"> 区立施設の開館時間の短縮を延長（2/8～3/7） 税の申告等の期限を延長（2/16～4/15） 区立小中学校の全児童・生徒に、タブレットパソコンを配備（R3.2～） 区職員のテレワーク環境の整備、試行実施（R3.2～） バーチャル修学旅行等の実施（R3.2～3）

第3波（令和2年11月～3年3月）における区の対応

～ 年末年始の人流増加による感染拡大～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
3年 3月 § 3 / 21	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（3/5） ・第9回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（3/19） ・練馬こぶしハーフマラソン（3/28）開催中止 ・第10回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（3/29） ・令和3年第一回練馬区議会定例会で96億9,686万6千円の第6次補正予算案が可決（3/8先議） ・令和3年第一回練馬区議会定例会で2,825億7,772万9千円の当初予算案が可決（3/12） <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的感染予防対策のお願い。ワクチン接種を練馬区医師会、薬剤師会と協力して準備に万全を期している（HP 3/6） ・医療従事者へのワクチン接種が始まった。国からワクチンが配布され次第、順次進めていく（区報 3/21号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者等を対象に新型コロナウイルスワクチンの先行接種を開始（R3.3～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス事業者への新型コロナウイルス感染対策事業を実施（R3.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立施設の閉館を午後9時まで短縮（3/22～3/31）

第4波（令和3年4月～6月）における区の対応

～「アルファ株」への対応に混乱～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と 医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
3年 4月 4 / 12 5 / 11 4 / 25 5 / 11	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（4/9） ・第12回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（4/24） ・照姫まつり開催中止 <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種にかかる準備は万端整っている。（区報 4/11号） ・基本的な感染防止対策のお願い。特別養護老人ホーム入居者へのワクチン接種開始・国からワクチンが配布され次第、順次進めていく（HP 4/24） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設入所者からワクチン接種開始（4/21） ・各診療所のワクチン管理に要する経費支援を実施（R3.4～R5.8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活サポートセンターの相談支援体制の強化（4/1～） ・東京都出産応援事業（10万円の育児用品や子育て支援サービスの提供）を実施（R3.4.1～R5.3.31） ・区立施設等で生理用品の無料配布を開始（4/12～） ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給（R3.4～） 	
5月 5 / 11 5 / 31	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（5/10） ・第14回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（5/31） <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策のお願い。特別養護老人ホーム入居者へのワクチン接種開始・国からワクチンが配布され次第、順次進めていく（区報 5/1号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト付き福祉タクシーによるワクチン接種会場への送迎を支援（R3.5～R6.3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付開始（R3.5.6～R5.9.29） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・障害福祉サービス事業所に対するPCR検査を実施（R3.5～R4.8）
6月 6 / 1 5 / 20 6 / 21 5 / 7 / 1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年第二回練馬区議会定例会で19億7,650万9千円の第1次補正予算案が可決（6/18） ・第15回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（6/18） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各診療所でのワクチン接種を開始（6/1） ・東京海上日動火災保険株式会社と「新型コロナウイルスワクチン集団接種会場開設に関する協定」を締結（6/17） ・感染者発生施設におけるPCR検査等業務を委託（R3.6～） 		

第5波（令和3年7月～10月）における区の対応

～「デルタ株」により重症化する感染者が増加～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
3年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第16回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（7/9） ・第17回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（7/30） <p style="margin-top: 10px;">【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策のお願い。 「練馬区モデル」は想定以上に成果をあげている。ワクチン供給が滞り、予約が困難な状況について率直にお詫びする。（HP 7/9、区報 7/21号） 		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の支給開始（R3.7.30～R5.3.31） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第18回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（8/18） <p style="margin-top: 10px;">【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20～30歳代に感染者増加。基本的な感染防止対策のお願い（HP 8/2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の人員体制を121人体制に強化（R3.8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充（R3.8～） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第19回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（9/10） ・令和3年第三回練馬区議会定例会で84億302万円の第2次補正予算案が可決（9/24） ・第20回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（9/29） ・練馬新能開催中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養環境整備担当課を設置（9/1） ・自宅療養者支援「三つの柱」実施（かかりつけ医等による健康観察（柱1）、症状が悪化した際の在宅療養支援（柱2）、練馬区酸素・医療提供ステーションの運営（柱3）） （柱1・2：R3.9.17～R5.5.7） （柱3：R3.9.17～R4.11.22） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ねりまプレミアム付商品券事業補助 ねりまプレミアム付商品券を30%のプレミアム率で販売（利用期間：R3.9.8～R4.2.28） 	<ul style="list-style-type: none"> ・短縮授業で新学期を始業（9/1～9/30） ・タブレットパソコンを活用したオンライン授業を開始（9/1～）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年第三回練馬区議会定例会で7億3,416万8千円の第3次補正予算案が可決（10/15） ・第21回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（10/22） ・練馬まつり開催中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区酸素・医療提供ステーションで「中和抗体療法」を開始（10/18） ・未接種者へ勧奨チラシを送付（10/22） 	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区就職支援給付金の給付開始（R3.10.1～R4.3.31） 	

第6波（令和3年11月～4年5月）における区の対応

～感染力の強い「オミクロン株」の出現～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
3年 11月	<ul style="list-style-type: none"> 第22回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（11/26） <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陽性者数の激減は、ワクチンに加え市民が総力で立ち向かったことによる（区報 11/21号） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者への支援物資配送を開始（第2期）（R3.11.3～R4.9.25） 練馬区モデル【3回目接種】を公表（11/11） 訪問接種を開始（11/13） 保健相談所等で後遺症の相談に対応（R3.11～） 		<ul style="list-style-type: none"> 介護・障害福祉サービス事業所への抗原検査キット購入費用の補助（R3.11～R4.7）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年第四回練馬区議会定例会で98億7,360万3千円の第4次補正予算案が可決（12/7） 令和3年第二回練馬区議会臨時会で153億2,221万6千円の第5次補正予算案が可決（12/27） 		<ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス決済ポイント還元事業実施（12/1～12/31） 子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金・追加給付金・支援給付金）の支給（R3.12～R4.5） 	
4年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 成人の日のつどい開催（1/10） 第23回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（1/11） 第24回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（1/20） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者への3回目集団接種を開始（1/6） 区保健所職員による感染症対策の基本についての動画を公開（1/13） 専門医のコラム「みんなが知りたい、コロナのこと」第一弾を公開（1/14） 	<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付開始（1/21～9/30） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 第25回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（2/11） <p>【区長メッセージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍を克服するため、全力を尽くす。（区報 2/1号） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の人員体制を180人体制に強化（R4.2） 		<ul style="list-style-type: none"> 宿泊を伴う校外学習の出発前の抗原検査の実施（R4.2～R5.3）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第26回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（3/5） 第27回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議（3/18） 令和4年第一回練馬区議会定例会で42億7,596万4千円の第6次補正予算案が可決（3/9先議） 令和4年第一回練馬区議会定例会で2,912億4,480万4千円の当初予算案が可決（3/15） 練馬こぶしハーフマラソン開催中止 	<ul style="list-style-type: none"> 専門医のコラム「みんなが知りたい、コロナのこと」第二弾を公開（3/1） 小児（5～11歳）のワクチン接種を開始（3/8） ホテルカデンツァ東京と「新型コロナウイルスワクチン集団接種会場開設に関する協定」を締結（3/8） 		
4月	<ul style="list-style-type: none"> 第28回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（4/22） 照姫まつり開催（4/24） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の人員体制を、新規発生届の件数に応じて速やかに配置できる仕組みを導入（R4.4） 		

第6波（令和3年11月～4年5月）における区の対応

～感染力の強い「オミクロン株」の出現～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
4年 5月	<ul style="list-style-type: none"> 第29回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（5/21） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職のコラム「みんなが知りたい、コロナのこと」第三弾を公開（5/11） 練馬区モデル【4回目接種】を公表（5/20） 60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患のある方および重症化リスクが高いと医師が認める方への4回目接種を開始（5/25） 		

第7波（令和4年6月～9月）における区の対応

～「オミクロン株BA.5」により第6波を超える感染拡大～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
4年 6月	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年第二回練馬区議会定例会で31億4,235万9千円の第1次補正予算案が可決（6/21） 		<ul style="list-style-type: none"> 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付開始（6/21～9/30） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 第30回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（7/16） 	<ul style="list-style-type: none"> 3回目ワクチン未接種者へ、「今こそ3回目接種を」接種勧奨チラシを送付（7/13） 	<ul style="list-style-type: none"> ねりまプレミアム付商品券事業補助 ねりまプレミアム付商品券を30%のプレミアム率で販売 （利用期間：7/6～12/31） 	
8月		<ul style="list-style-type: none"> 8/1に過去最大の感染者数（2,026人）に達し、保健所の人員を最大300人体制に強化（R4.8） 陽性者への初回連絡をSMSで一括送信するツールを導入（R4.8～R5.5） 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> 第31回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（9/14） 練馬新能開催（9/24） 	<ul style="list-style-type: none"> 小児（5～11歳）の3回目接種を開始（9/9） 石神井休日急患診療所で新型コロナウイルス抗原定性検査を開始（9/25） オミクロン株対応ワクチン（2価）接種を開始（9/26） 		<ul style="list-style-type: none"> 介護・障害福祉サービス事業所等へ抗原定性検査キットを配付（R4.9～R5.3） 各種証明書の事務手数料や利用料のキャッシュレス化を導入（R4.9～）

第8波（令和4年10月～5年5月）における区の対応

～季節性インフルエンザとの同時流行の懸念、5類移行への対応～

	区の基本的な対応	感染拡大の防止と医療提供体制の充実	区民・事業者等への支援	社会インフラの確保 行政運営
4年 10月	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年三回練馬区議会定例会で193億1,665万1千円の第2次補正予算案が可決（10/14） 練馬まつり開催（10/16） 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児（生後6か月から4歳まで）へのワクチン接種を開始（10/27） 	<ul style="list-style-type: none"> 同時流行による重症化リスクを想定した高齢者等への季節性インフルエンザの定期予防接種費用の特別助成を実施（R4.10～R5.1） 	
11月			<ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施（R4.11～12） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年第四回練馬区議会定例会で13億2,608万5千円の第3次補正予算案が可決（12/9） 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬休日急患診療所において新型コロナウイルス抗原定性検査を開始（12/25） 	<ul style="list-style-type: none"> 保育サービスを利用していない1・2歳の在宅子育て家庭へ家事支援用品の購入支援事業を実施（R4.12.21～R5.3.31） 練馬区低所得の子育て家庭への臨時給付金を支給（R4.12～R5.3） 	
5年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 第32回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（1/30） 			
2月	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年第一回練馬区議会定例会で18億2,873万8千円の第4次補正予算案が可決（2/13） 			
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第33回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（3/3） 令和4年第一回練馬区議会定例会で29億6,431万3千円の第5次補正予算案が可決（3/10） 練馬こぶしハーフマラソン開催（3/26） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養環境整備担当課を廃止（3/31） 		
4月	<ul style="list-style-type: none"> 第34回練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（4/27） 練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部廃止の決定（4/27） 	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区モデル【令和5年春開始接種】を公表（4/28） 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部廃止（5/8） 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患のある方および重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とした令和5年春開始接種を開始（5/8） 保健所の人員体制を80人体制に見直し（5/8～） 		

【参考】5類移行後における区の主な対応

- 練馬区モデル【令和5年秋開始接種】を公表（R5.9.20）
- 初回接種を完了した全ての方を対象とした令和5年秋開始接種を開始（R5.9.20）
- 保健所の入院調整を終了（R5.9.30）
- 練馬区モデルによるワクチン接種（特例・臨時接種期間）を終了（R6.3.31）
- 住民接種担当課を廃止（R6.3.31）
- 練馬区感染症予防計画を策定（R6.3）

5 主な事業の成果と課題

「 5 主な事業の成果と課題」の構成

5 主な事業の成果と課題

感染拡大の防止と医療提供体制の充実	32
相談窓口の設置と感染予防の取組	33
保健所の人員体制の強化	36
病院や医療従事者への支援・連携	40
PCR検査体制の整備	43
ワクチン接種体制の整備	46
患者・自宅療養者等への支援	48
区民・事業者等への支援	57
ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援	58
妊婦・新生児等への支援	69
高齢者・障害者等への支援	72
中小企業・商店街等への支援	77
町会・自治会への支援	83
社会インフラの確保	85
保育環境の確保	86
教育環境の確保	91
高齢者・障害者へのサービス確保	96
行政運営	106
区政改革	107
国・都への要望	112
職員・組織体制	114
その他	119

感染拡大の防止と医療提供体制の充実

相談窓口の設置と感染予防の取組

コールセンターの設置

1 事業概要

練馬区新型コロナウイルス感染症コールセンターの設置 【実施期間：令和2年2月4日～5年9月29日】

区民や医療機関、事業所等からの問い合わせに対応するため、「練馬区新型コロナウイルス感染症コールセンター」を設置し、情報提供を行う（設置当初は区職員、その後人材派遣により対応）。

事業実績：対応件数 110,987件（令和元年度 3,486件、2年度 34,719件、3年度 34,390件、4年度 34,973件、5年度 3,419件）

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	36,245,000	36,245,000	0	100.0%	36,245,000	0
令和3年度	47,184,000	47,184,000	0	100.0%	47,184,000	0
令和4年度	38,556,000	38,556,000	0	100.0%	38,556,000	0
令和5年度	43,416,000	43,416,000	0	100.0%	43,416,000	0

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・感染拡大時に1日で最大400件以上の相談に対応するなど、コールセンターが問い合わせの受け皿となった。これにより、区職員は陽性者対応等の業務に注力することができ、保健所の効率的な運営に大きく寄与した。

3.2 今後の課題

- ・区職員が陽性者対応等の業務に注力できる体制を確保するため、早期にチーム型人材派遣や委託を活用したコールセンターを整備し、対応の長期化を見据えた効率的な業務執行体制を構築する必要がある。
- ・区民からの多様な問合せ等に対応するため、知識や経験のある者を配置して対応することが求められる。教育支援体制を整え、早期の育成を行う必要がある。
- ・24時間対応のAIチャットボットサービスの導入など、DXを進める必要がある。

相談窓口の設置と感染予防の取組

②区ホームページによる陽性者数等の公表

- 1 **事業概要** 【実施期間：令和2年3月～5年5月】
区民や区内事業者等が感染動向を意識した対策を取ることができるよう、区ホームページで陽性者数や療養者数等の区内の感染状況を公表する。
令和5年5月8日に、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に分類が変更され、現在、感染症発生動向の定点把握対象疾患として公表している。
- 2 **経費の執行状況**
-
- 3 **成果と課題**
 - 3.1 **事業の成果**
 - ・陽性者数や療養者数等の区内の感染状況を毎日更新することで、区民等の感染予防対策につなげた。
 - 3.2 **今後の課題**
 - ・感染者が急増した際は、データの集計に時間を要し更新が遅れることがあった。迅速に陽性者数や療養者数のデータを集計する仕組みを検討する必要がある。
 - ・ホームページ以外にも多様なツールを活用し、プッシュ型の情報発信を行うことで、情報発信力を強化する必要がある。
 - ・高齢者施設や子ども関連施設などの、より感染予防対策が必要な施設と感染動向等を速やかに共有できる仕組みを構築する必要がある。

相談窓口の設置と感染予防の取組

専門職のコラム「みんなが知りたい、コロナのこと」

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症に関するコラムをホームページに掲載 【実施期間：令和4年1月14日～】

区民の感染症への不安を解消するため、医療現場の第一線で従事している医師や日常生活の身近なところで健康相談に従事している薬剤師などの専門職が、区民自身ができる感染症対策について、コラム形式でわかりやすく情報を提供した。

事業実績

公開日	テーマ	著者
令和4年1月14日	3回目接種に期待する効果	練馬区医師会会長（当時）/伊藤大介
	救急医療の現場で起こっていること	順天堂練馬病院 / 杉田学
	子どもと新型コロナウイルス感染症	大泉生協病院 / 齋藤文洋
	新型コロナウイルス感染後に症状が残ったら	練馬光が丘病院（当時）/小坂鎮太郎
	オミクロン株による第6波に備えて我々ができることは？	大阪大学医学部附属病院 / 忽那賢志
令和4年3月1日	コロナ禍でのこころの守り方	陽和病院 / 牛尾敬
	コロナ禍での糖尿病対策	菅原医院 / 菅原正弘
	コロナ禍で妊娠出産を無事に乗り切るために	順天堂練馬病院 / 荻島大貴
	コロナ禍の子どものお口を守るために！	あけみ小児歯科クリニック / 川端明美
令和4年5月11日	健診・検診控えに要注意！	知久医院 / 知久信明
	マスク生活とお口の健康	山室歯科医院 / 山室直子
	薬局は街の保健室～気軽に立ち寄り健康相談！	泉ライフ薬局 / 曾田一恵
	コロナ禍で新しい命を迎える・迎えた方へ	つむぎ助産所 / 渡辺愛

区保健所職員による、感染症対策の基本についての動画をホームページに掲載 【実施期間：令和4年1月13日～】

事業実績

公開日	テーマ
令和4年1月13日	感染症対策動画（マスクの着用・手洗い等の基本的な感染対策）

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・実際に医療現場で従事する医師等の専門職が情報を発信したことで、区民の不安を和らげることができた。
- ・疫学調査などに従事した練馬区保健所の職員が発信したことで、感染症対策の基本を効果的に発信することができた。

3.2 今後の課題

- ・情報が錯綜する状況で、正確な情報を分かりやすく速やかに周知する必要がある。

保健所の人員体制の強化

保健所体制の強化

1 事業概要

保健所体制の強化 【実施期間：令和2年～】

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う業務の増加に対応するため、感染状況に応じて保健所の人員体制の強化を図った。

事業実績

・第1波（令和2年1月～6月）

令和2年6月 保健師の兼務などにより20人体制を43人体制とした。

・第2波（令和2年7月～10月）

令和2年8月 保健師の兼務発令、人材派遣の活用、事務職対応の導入などにより64人体制とした。

・第3波・第4波（令和2年11月～3年3月・令和3年4月～6月）

令和2年11月 69人体制に拡充し、令和3年1月以降、77人体制とした。

・第5波（令和3年7月～10月）

庁内応援に加え、保健師の兼務発令、人材派遣の活用により、121人体制とした。

・第6波（令和3年11月～4年5月）

都が想定した練馬区の1日当たり新規感染者数最大240人を基に、予め125人体制を準備していたが、感染者がこれを大きく超えたため、180人体制に拡充した。

・第7波以降（令和4年6月～5年5月）

令和4年4月以降、職員の配置体制を見直し、1日当たりの新規発生届の件数に応じて、必要な人員を速やかに配置できる体制を構築した。8月1日には、区内の1日当たり新規感染者数が、過去最大の2,026人に達し、最大300人体制に拡充した。

5類移行後、医療機関間で行う入院調整の支援等の必要な業務に対応するため、80人体制とした。
10月には、入院調整の支援や「練馬区新型コロナウイルス感染症コールセンター」が終了したが、後遺症相談や今後の新興・再興感染症に備えるため、33人体制とした。
【令和6年9月追記】

保健所の人員体制の推移



保健所の人員体制の強化

保健所体制の強化

積極的疫学調査等業務の人材派遣 【実施期間：令和4年1月～5年6月】
 保健師または看護師の資格を持つ人材派遣を活用し、積極的疫学調査や健康観察等の業務に充てる。
 事業実績：計51名（平均10.3人/日）

2 経費の執行状況

保健所体制の強化（人材派遣分）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	105,822,529	105,822,529	0	100.0%	36,245,000	69,577,529
令和3年度	192,280,162	192,280,162	0	100.0%	145,175,586	47,104,576
令和4年度	201,017,686	201,017,686	0	100.0%	170,834,532	30,183,154
令和5年度	69,598,042	69,598,042	0	100.0%	16,732,905	52,865,137

積極的疫学調査等業務の人材派遣

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	21,217,000	15,177,537	6,039,463	71.5%	7,588,500	7,589,037
令和4年度	164,599,000	142,437,778	22,161,222	86.5%	71,218,500	71,219,278
令和5年度	16,384,500	16,384,500	0	100.0%	8,192,250	8,192,250

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・感染拡大に伴う業務の増加に対応するため、庁内の応援、保健師の兼務発令、人材派遣の活用、都応援職員の派遣、住民接種担当課および自宅療養環境整備担当課等の専管組織の設置を行った。
- ・保健師は、第1波から各保健相談所を中心に保健所へ交替で応援に入り、令和3年4月には健康部の全保健師に、7月には他部の保健師に兼務発令をするなど、コロナ対応の中核を担ってきた（令和5年3月31日兼務解除）。
- ・人材派遣の保健師等が積極的疫学調査や健康観察等の業務に従事したことで、区職員の業務負担が大幅に軽減された。これにより、区職員は救急対応等の緊急を要する案件や、結核等の感染症の対応および保健所のマネジメント等に注力することが可能となった。

保健所の人員体制の強化

保健所体制の強化

3.2 今後の課題

- ・各自治体において、医療職の需要が高まったため、感染拡大に合わせてタイムリーに人材派遣等の増員を行うことは非常に困難であり、また感染縮小期においても、雇用契約の観点から急激に減員することが出来ない。
- ・保健所内各課の相互支援に加え、保健師や看護師、庁内他部署の応援などにより、多岐に渡る業務に全庁を挙げて対応してきた一方で、特に応援に入った保健師については感染症対応の経験のある職員が少なく、患者対応のスキームや方法等を把握・習得するまでに手間と時間を要した。今後は研修等により人材育成を強化するとともに、スムーズに業務を行えるようマニュアル等を整備する必要がある。
- ・感染拡大時には、医療職が担うべき業務（積極的疫学調査、入院先の調整等）を迅速かつ適切に行うため、事務職等の応援職員で対応可能な業務は積極的に振り分ける。特に保健師については、業務量や対応する職員数等を踏まえて全体をマネジメントする人材を配置するなど、効率的な業務執行体制を確保する必要がある。
- ・応援に入る職員、送り出す職場も、長期間にわたり通常業務と応援の負担により超過勤務を余儀なくされたため、全庁的に、優先的に行うべき業務を見極めて、通常業務を停止・縮小する判断を行えるようにし、応援を受け入れる職場は、応援職員がスムーズに業務を行えるよう、受援マニュアルを整備する必要がある。また、DXによる業務の効率化を更に進める必要がある。
- ・体制強化については、全庁的な調整を伴うため、全庁の対策本部の下に横断組織を設置する必要がある。実務を担う部署との役割分担を明確化して効率的に進める必要がある。

保健所の人員体制の強化

新型コロナウイルス感染症対応に係る事務

1 事業概要

発生届等の処理

発生初期は医療機関からFAX（紙）により届け出があった発生届の患者情報を既存の「感染症サーベイランスシステム」（NESID）へ入力していたため、その後、保健所・医療機関等の負担軽減や情報共有の迅速化を目的として、国が「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（HER-SYS）を新たに構築し、令和2年8月からは同システムへ入力することとなった。

また、患者情報を管理する業務システム（Access）により、患者の療養形態等や陽性者数等の情報を管理した。

事業実績：HER-SYSデータ活用の効果（感染者1人あたり事務処理時間）データ活用前 15分 データ活用後 7分

：HER-SYS利用医療機関数 令和2年度末時点 99か所、3年度末時点 188か所、4年度末時点 224か所、5類移行時点（5/7）224か所

対応件数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
陽性者数	20	5,369	57,786	127,170	1,732	192,077

就業制限通知書等の発行

就業制限通知書・就業制限解除通知書、入院勧告書、医療費公費負担決定通知書、療養情報記載書（令和4年4月1日以降、厚生労働省の通知により）を発行する。

事業実績

対応件数	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
入院勧告書送付件数	11	1,597	2,722	3,062	43	7,435
療養情報記載書送付件数	-	-	-	10,586	407	10,993

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・HER-SYSは発生届の情報のみを管理するシステムであり、患者の療養形態・期間を随時把握・共有する機能が備わっていなかったことから、HER-SYSとは別に療養形態等の患者情報を管理する業務システム（Access）を作成し、患者の状態に合わせた円滑な支援を行った。
- ・HER-SYSを利用する医療機関を増やすため、医師会を通じた利用勧奨や、発生届出数の多い医療機関への電話や訪問による個別勧奨を行ったことで、発生届の電磁的方法による届出が増加し、入力業務が減少した。
- ・感染者が増加する中、HER-SYSデータを活用し、入力業務を削減するとともに、人材派遣や全庁応援を活用することで、業務執行体制を確保した。

3.2 今後の課題

- ・短期間で膨大な患者情報を管理する台帳の作成は、高度な専門知識のある特定の職員に属人化してしまった。今後は、仕組みの構築やメンテナンスが安易なローコードツールを用いる等、特定の職員に業務が集中しない体制を構築する必要がある。
- ・新型コロナ以外の感染症については、システムではなく紙による発生届出の割合が高いため、引き続き、医療機関に対して、システムを利用した発生届出の勧奨を行う必要がある。
- ・HER-SYS移行初期は、医療機関におけるHER-SYS入力に係る人手やインターネット環境の整備が十分でなかったこと等もあり、医療機関への導入が進まなかった。今後は、医療機関の電子カルテ化を進め、医療機関の持つ患者情報などを感染症のシステムにも取り込めるようにするなど、感染症対応の観点からも国全体で医療DXを一層進める必要がある。

病院や医療従事者への支援・連携

①病院や医療従事者への支援

1 事業概要

医療機関に対する経営支援の実施 【実施期間：令和2年4月～5年3月】

区内感染症診療協力医療機関に対して、経営や新型コロナウイルス感染対策に必要な設備整備を支援する。

病院経営支援補助金（令和2年4月～6月）：医業収支の減収相当分を補助（都補助金を差し引いた額）

事業実績：計4病院に補助

設備整備費補助金（令和2年4月～3年10月）：患者受入れのために必要な設備整備に要する費用を補助

事業実績：計4病院に補助

患者受入れ等支援補助金（令和2年7月～5年3月）：コロナ患者受入れ人数、PCR検査数に応じて定額を補助

（陽性患者：100,000円/人、疑似症患者20,000円/人、PCR検査：3,500円/回）

事業実績

年度	陽性入院受入れ患者	疑似症入院受入れ患者	PCR検査
令和2年度	708人	1,366人	11,797件
令和3年度	1,119人	1,299人	15,232件
令和4年度	910人	1,475人	12,753件
合計	2,737人	4,140人	39,782件

医療従事者に対する支援の実施 【実施期間：令和2年4月～5年3月】

新型コロナウイルスの治療にあたり、最前線で奮闘している医療従事者に対する宿泊先の確保や食事の提供、特殊勤務手当の補助の支援を行う。

特殊勤務手当補助金（令和2年4月～5年3月）：医療従事者に支払う特殊勤務手当に対して東京都の補助に上乗せして補助

（1人あたり補助上限額：1,000円/日）

事業実績：令和2年度 延23,200人（計4病院）、3年度 延40,635人（計3病院）、4年度 延39,662人（計3病院）

医療従事者宿泊先確保支援事業費補助金（令和2年5月～6月）：医療従事者の深夜に及ぶ勤務時の宿泊施設の確保・提供

事業実績：計1,273室

医療従事者食事提供支援事業費補助金（令和2年5月～6月）：ホテルカデンツァ東京から医療従事者への食事提供費用の1/2を補助

事業実績：計1,088食

医療従事者応援寄付金の活用 【実施期間：令和2年10月～5年3月】

区内飲食店から医療従事者への食事提供支援、練馬区三師会への寄付金贈呈、パルスオキシメーター等を購入し、区内医療機関へ配布する。

事業実績：食事提供 計2,457食、寄付金 [三師会（医師会（300万円）、歯科医師会（100万円）、薬剤師会（100万円））、

パルスオキシメーター 26台、赤外線体温計 33台

医療従事者応援アートの掲示 【実施期間：令和2年10月～4年7月】

練馬光が丘病院建設中の仮囲いに、光が丘秋の陽小学校の児童および日本大学芸術学部の学生からの応援ポスターを掲示し、医療従事者に感謝と応援のメッセージを送る。

病院や医療従事者への支援・連携

①病院や医療従事者への支援

2 経費の執行状況

医療機関に対する経営支援の実施

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	772,251,000	334,527,500	437,723,500	43.3%	309,000,000	25,527,500
令和3年度	259,114,000	215,942,000	43,172,000	83.3%	68,210,000	147,732,000
令和4年度	198,960,000	165,135,500	33,824,500	83.0%	160,538,000	4,597,500

医療従事者に対する支援の実施

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	36,956,000	36,175,440	780,560	97.9%	7,676,000	28,499,440
令和3年度	43,256,000	40,635,000	2,621,000	93.9%	29,000,000	11,635,000
令和4年度	40,000,000	39,662,000	338,000	99.2%	32,561,000	7,101,000

医療従事者応援寄付金の活用

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	7,754,000	7,753,500	500	100.0%	7,203,500	550,000

医療従事者応援アートの掲示

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	634,000	568,780	65,220	89.7%	0	568,780

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・医療機関や医療従事者に対する支援を、早期から検討していたため、令和2年5月に開催された区議会臨時会において、補正予算を計上し、速やかに支援を開始することができた。
- ・コロナ患者受入れ等により他の診療や入院の受入れを縮小せざるを得なくなった病院への経営支援や、感染リスクにさらされながら最前線で奮闘している医療従事者の方々に支援することができた。
- ・支援を行うことで、医療従事者はもちろんのこと、運営側の病院からも、配慮していただきありがたいなどの声が寄せられた。
- ・医療従事者応援アートにより、区民の応援メッセージを医療従事者の方々に届けることができた。

3.2 今後の課題

- ・コロナ禍における医療機関への支援は本来、国等の役割であるが、コロナ禍当初は国や都の措置では不足していたため、区独自の支援を行ってきた。新興・再興感染症が発生した際は、国等において医療機関への適切な支援策を速やかに講じるよう要望する必要がある。
- ・順天堂練馬病院をはじめとして、今後の感染症拡大等に備え、更なる医療提供体制の強化と医療施設を充実させる必要がある。

病院や医療従事者への支援・連携

新型コロナウイルス感染症に係る連絡会

1 事業概要 【実施期間：令和2年4月～5年9月】

新型コロナウイルス感染症にかかる対応や感染対策等について、区と区内医療機関（医師会、病院等）で情報共有および意見交換を行う。

事業実績：新型コロナウイルス感染症に係る連絡会を17回（令和2年度4回、3年度7回、4年度4回、5年度2回）開催

その他にも個別の団体と随時の打合せや情報発信を実施

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・自宅療養者支援事業の実施や、オミクロン株流行時の対応、年末年始等の長期休暇期間の医療提供体制の確認など、時期を逸することなく情報を共有し、区と各医療機関が共通の認識をもって対策に取り組むことができた。
- ・オンラインによる連絡会は、医師会加盟の診療所等の多くの医療機関の閲覧があり、タイムリーに情報が共有された。
- ・医師会や区内医療機関等が参加する、従来の「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」に、高齢者・児童施設や、学校、消防署、学識経験者等を加えて「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」に改組し、新興・再興感染症に備え、的確な対応が取れる体制を整備した。
- ・5類移行に伴う諸制度の変更について、要点をまとめ動画配信による情報共有を実施した。

3.2 今後の課題

- ・今後、今回の経験を活かして、より迅速に実効性のある取組ができるように、本会議において協議・検討する必要がある。

PCR検査体制の整備

区内診療所における検査体制の強化

1 事業概要

PCR検査等の体制の強化 【実施期間：令和2年7月～5年3月】
PCR検査および抗原検査等を実施する区内診療所に対し、補助金を交付し、検査体制を強化する。
[診療・検査医療機関数] 221か所（令和4年度末時点）
[補助額] 検体採取：3,500円/件、人件費：27,104円/日、帳票等作成：5,000円/件
事業実績：交付件数 延1,999件（令和2年度 延332件、3年度 延779件、4年度 延888件）

休日急患診療所における抗原検査実施 【実施期間：令和4年9月～5年5月】
練馬・石神井の2か所の休日急患診療所の一部の時間を活用し、新型コロナウイルス抗原定性検査を実施する。
（石神井：令和4年9月25日～5年5月7日、練馬：令和4年12月25日～5年5月7日）
事業実績：検査件数 529件

2 経費の執行状況

PCR検査等の体制の強化

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	31,193,134	28,335,172	2,857,962	90.8%	14,889,340	13,445,832
令和3年度	121,913,664	105,971,472	15,942,192	86.9%	52,985,736	52,985,736
令和4年度	183,640,421	144,481,972	39,158,449	78.7%	72,240,986	72,240,986

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・都（令和3年12月事業開始）に先駆けて事業を開始し、区民が検査を受けられる診療所数が増加したことで検査体制を強化することができた。
- ・感染拡大が続き、発熱外来の受診予約を取ることが難しくなっていた状況の中、休日にも検査を受けられるようにしたことで区民の利便性向上につながった。

3.2 今後の課題

- ・平時より、検査体制の状況や感染フェーズによる検査体制の拡大等について、区医師会や区内医療機関と情報共有する必要がある。
- ・国・都との役割分担の下、新興・再興感染症発生時に、速やかに検査ができる体制を構築できる仕組みを整備しておく必要がある。

PCR検査体制の整備

感染者発生施設におけるPCR検査等業務

1 事業概要 【実施期間：令和3年6月～6年3月】

感染者が発生した区内高齢者施設等のPCR検査の検体採取・検査を民間事業者へ委託する。

事業実績：検査件数 916件（令和3年度 729件、4年度 187件、5年度 0件）

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	78,850,000	72,050,738	6,799,262	91.4%	36,025,000	36,025,738
令和4年度	17,410,000	3,481,500	13,928,500	20.0%	1,740,500	1,741,000
令和5年度	1,980,000	0	1,980,000	0.0%	0	0

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・事業開始前までは、区内の施設で検査が必要になった場合、区職員（医師、保健師等）が現地へ赴き、検体採取を実施していた（令和3年5月まで月間平均約12回の出張）。令和3年4月に、国からの通知（民間事業者と連携した効率的な検査の実施）を受け、検体採取等を委託することで、より迅速に検査を実施するとともに、区職員が積極的疫学調査や入院先の調整等の感染症対応業務に注力することができた。

3.2 今後の課題

- ・契約に際し、委託業務の内容・範囲や事業者選定等に時間と調整を要した。今後、新興・再興感染症発生時には緊急の対応を求められるため、平時から体制を検討する必要がある。

PCR検査体制の整備

PCR検査検体採取センターの設置

1 事業概要

感染拡大時に対応した臨時的なPCR検査検体採取センターを設置することで、かかりつけ医が検査を必要と判断した患者に対し、保健所を介さずに検体採取を実施する。

光が丘第七小学校跡施設 【開設期間：令和2年5月8日～6月30日】（ドライブスルー方式）

事業実績：検査件数 延762人

西武池袋線高架下(石神井保健相談所前) 【開設期間：令和2年9月26日～5年3月11日】（ウォークスルー方式）

事業実績：検査件数 6,210人（令和2年度 920人、3年度 3,357人、4年度 1,933人）

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	92,737,000	72,451,502	20,285,498	78.1%	36,838,570	35,612,932
令和3年度	80,674,000	75,130,335	5,543,665	93.1%	37,580,529	37,549,806
令和4年度	83,353,000	70,745,779	12,607,221	84.9%	41,511,604	29,234,175

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・PCR検査の体制を拡充することで、発熱患者の診療に追われる医療機関の検査需要に応えることができた。また、保健所を介さずに検査することで保健所業務の逼迫を緩和することができた。

3.2 今後の課題

- ・新型コロナウイルスの感染拡大によって、PCR検査検体採取センターの設置必要期間が当初の想定を超えた。本来、感染拡大時にも臨時的な施設ではなく、医療機関等で検査の需要に応えられる体制を、国全体であらかじめ整えておく必要がある。

ワクチン接種体制の整備

ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築による接種の取組強化

1 事業概要【背景】

- ・コロナウイルスワクチンが通常の医薬品とは異なる特性（冷凍で保管、配送単位量が多い、使用期限が短い）を持つことから、国は、各自治体に対し、集団接種を主とした体制を確保するよう要請した。
- ・集団接種会場のみでの体制で70万人を超える全区民への速やかな接種完了は困難であるため、区は、ワクチンを小分け配送し、練馬区医師会の協力を得て、インフルエンザワクチンと同様に診療所での個別接種を中心とする体制を国に提案した。
- ・国からの大都市における接種モデル策定の依頼を受け、ワクチン接種体制「練馬区モデル」を示した。令和3年1月29日に区が公表し、厚生労働省が先進事例として全国自治体に周知した。

ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築 【実施期間：令和3年1月～6年3月】

診療所での個別接種をメインに、集団接種を組み合わせた接種体制「練馬区モデル」を構築し、練馬区医師会と協力して円滑な接種を実施する。

事業実績：ワクチン接種 241.9万回（令和3年度 146.7万回、4年度 70.7万回、5年度 24.5万回）

各診療所のワクチン管理に要する経費支援 【実施期間：令和3年4月～5年8月】

診療所のワクチン管理に要する経費を支援し、個別接種を推進する（1バイアルあたり2,750円、乳幼児 3,003円/回、小児 2,200円/回）。

事業実績：令和3年度 403か所 357,237,100円、4年度 386か所 219,866,889円、5年度 346か所 49,530,657円）

移動困難者への接種機会の確保 【実施期間：令和3年5月～6年3月】

自宅で接種を行う訪問接種およびリフト付き福祉タクシーによる接種会場への送迎支援を実施し、接種が受けられる環境を整える。

事業実績：ワクチン接種 4,366回（令和3年度 2,674回、4年度 1,171回、5年度 521回）

2 経費の執行状況

ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	88,706,000	84,629,467	4,076,533	95.4%	84,629,467	0
令和3年度	6,537,142,000	6,496,221,836	40,920,164	99.4%	6,496,208,174	13,662
令和4年度	7,386,292,000	6,360,247,150	1,026,044,850	86.1%	6,360,226,657	20,493
令和5年度	2,039,690,000	1,845,368,472	194,321,528	90.5%	1,845,359,364	9,108

各診療所のワクチン管理に要する経費負担

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	357,238,000	357,237,100	900	100.0%	357,237,100	0
令和4年度	313,732,000	219,866,889	93,865,111	70.1%	219,886,889	0
令和5年度	49,565,000	49,530,657	34,343	99.9%	49,530,657	0

ワクチン接種体制の整備

ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築による接種の取組強化

移動困難者への接種機会の確保の実現

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	29,414,000	29,413,250	750	100.0%	29,413,250	0
令和4年度	19,599,000	15,658,060	3,940,940	79.9%	15,658,060	0
令和5年度	16,000,000	6,261,836	9,738,164	39.1%	6,261,836	0

上記は新型コロナウイルスワクチン接種に係る総経費を表す。およびはの内数となる。

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・全国自治体における接種体制の標準モデルとなった「練馬区モデル」により、令和5年度末までに延241万回を超える接種を実施した。

3.2 今後の課題

- ・当初から国や都との連携を綿密にすることで、国の方針変更にも速やかに対応し、区内の接種体制に大きな混乱をきたさないようにする。
事例：「練馬区モデル」による接種体制を構築し、国の通知に基づいて接種券の発送を計画的に進めている中、突然、国が大手町に自衛隊大規模接種センターを開設した。そのため、接種を希望する多数の区民から問い合わせが区に殺到し、現場は大混乱に陥った。
- ・事例：令和4年10月から開始するとしていた令和4年秋開始接種について、9月に繰り上げるとの通知が当月になって示され、会場確保や医療機関への周知などの対応に追われた。
- ・新型コロナウイルスワクチンの定期接種化など、国の検討動向を注視し、都および練馬区医師会と連携しながら必要な体制を整えられるようにする必要がある。
- ・製薬会社から医療機関に直接ワクチンが供給される体制の構築を、国に求めていく。

患者・自宅療養者等への支援

患者への支援

1 事業概要

積極的疫学調査 【実施期間：令和2年3月～5年5月】

感染症法に基づき、感染者に対して電話等で聞き取り調査を行い、感染源や濃厚接触者等を特定する。また、感染者が発生した高齢者施設や保育園・学校等の施設に対して、調査を実施し、感染症対策の改善点等の助言を行う。

事業実績：調査件数 161,137件（令和元年度 20件、2年度 5,369件、3年度 57,786件、4年度 97,482件、5年度 480件）

施設調査 1,051件（令和2年度 282件、3年度 149件、4年度 504件、5年度 116件）

水際対策（検疫への対応） 【実施期間：令和2年1月～5年4月】

国からの連絡に基づき、感染地域からの入国者や航空機内等の濃厚接触者に対して、電話やメールによる健康観察、有症状時の受診調整や検体採取等を実施する。

事業実績：15,872人（令和2年度 3,109件、3年度 8,671件、4年度 4,092件、5年度 0件） 令和元年度は集計なし

入院先および療養先の調整 【実施期間：令和2年3月～5年9月】

入院調整は本来、都が広域で調整するが、感染拡大によって対応が追いつかなくなったことから、区が調整を行う必要が生じた。感染症法に基づき、感染者の症状や重症化リスク等に応じて、療養形態（入院・宿泊療養・自宅療養）を判断し、必要な調整を行う（5類移行後も令和5年9月30日まで実施）。

事業実績：161,324件（令和元年度 20件、2年度 5,369件、3年度 57,786件、4年度 97,482件、5年度 667件）

入院患者等の移送業務委託 【実施期間：令和2年3月～5年9月】

感染症法に基づく所在地（自宅等）から入院先の医療機関までの患者の搬送を、民間救急事業者に委託する。

事業実績：4,807件（令和元年度 7件、2年度 1,216件、3年度 1,865件、4年度 1,687件、5年度 32件）

濃厚接触者への対応 【実施期間：令和2年3月～5年5月】

積極的疫学調査で特定された濃厚接触者に対して、自宅待機期間や健康観察方法を電話と手紙で案内する（令和3年9月以降は、感染者急増に伴う患者対応の重点化に関する国・都の通知を受けて、濃厚接触者への個別連絡は終了）。必要に応じて医療機関での受診および検査を案内する。

事業実績：17,180件（令和2年度 9,549件、3年度 7,631件） 令和3年8月までの実績、令和元年度は集計なし

入院患者の医療費の公費負担 【実施期間：令和2年4月～5年4月】

感染症法の入院勧告を受けた入院患者の医療費を公費で負担する。また、審査事務を委託する社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険団体連合会に対し、審査支払手数料を支出する。

事業実績：9,864件（令和2年度 1,470件、3年度 3,020件、4年度 4,464件、5年度 910件）

後遺症への対応 【実施期間：令和3年11月～】

保健相談所やコールセンターで罹患後の心身の症状の相談に応じ、後遺症対応医療機関を案内する。

事業実績：対応件数 835件（令和3年度 71件、4年度 518件、5年度 246件）

SMS（ショートメッセージサービス）一括送信ツールの導入 【実施期間：令和4年8月～5年5月】

新型コロナウイルス陽性者の急増に伴い、陽性者への初回連絡を迅速に行うため、SMSを一括で送信出来るツールを導入した。

事業実績：46,195人（令和4年度 45,718人、5年度 477人）

患者・自宅療養者等への支援

患者への支援

2 経費の執行状況

積極的疫学調査
検体運搬搬送委託

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和元年度	347,000	101,592	245,408	29.3%	50,796	50,796
令和2年度	2,450,000	1,334,080	1,115,920	54.5%	667,040	667,040
令和3年度	1,091,640	251,460	840,180	23.0%	125,730	125,730
令和4年度	679,580	30,910	648,670	4.5%	15,455	15,455
令和5年度	252,120	0	252,120	0.0%	0	0

緊急時対応の車両借上

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	689,000	117,840	571,160	17.1%	58,920	58,920
令和3年度	720,000	108,280	611,720	15.0%	54,140	54,140
令和4年度	180,000	24,800	155,200	13.8%	12,400	12,400
令和5年度	120,000	0	120,000	0.0%	0	0

医療廃棄物等の処理委託

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	752,400	752,400	0	100.0%	376,200	376,200
令和3年度	396,000	220,000	176,000	55.6%	110,000	110,000
令和4年度	295,680	132,000	163,680	44.6%	66,000	66,000
令和5年度	52,800	0	52,800	0.0%	0	0

コロナ対応用携帯電話

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	471,000	471,000	0	100.0%	0	471,000
令和3年度	610,976	575,978	34,998	94.3%	199,760	376,218
令和4年度	693,600	689,646	3,954	99.4%	0	689,646
令和5年度	694,000	507,288	186,712	73.1%	0	507,288

感染防護服

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	785,400	785,400	0	100.0%	785,400	0
令和4年度	1,312,980	662,200	650,780	50.4%	22,000	640,200
令和5年度	343,860	272,800	71,060	79.3%	0	272,800

患者・自宅療養者等への支援

患者への支援

2 経費の執行状況

入院患者等の移送業務委託

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和元年度	697,000	696,230	770	99.9%	348,000	348,230
令和2年度	138,970,000	121,693,160	17,276,840	87.6%	60,846,500	60,846,660
令和3年度	182,520,000	136,008,350	46,511,650	74.5%	68,004,000	68,004,350
令和4年度	133,928,000	110,626,600	23,301,400	82.6%	55,313,000	55,313,600
令和5年度	2,248,000	2,248,000	0	100.0%	1,124,000	1,124,000

入院患者の医療費の公費負担

医療費公費負担

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	133,582,103	133,582,103	0	100.0%	100,186,500	33,395,603
令和3年度	398,143,000	327,847,299	70,295,701	82.3%	245,885,250	81,962,049
令和4年度	536,077,779	536,077,779	0	100.0%	402,057,750	134,020,029
令和5年度	71,926,247	71,276,247	650,000	99.1%	53,457,185	17,819,062

審査支払手数料

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	54,670	54,670	0	100.0%	0	54,670
令和3年度	115,000	112,649	2,351	98.0%	0	112,649
令和4年度	166,053	166,053	0	100.0%	0	166,053
令和5年度	18,439	17,439	1,000	94.6%	0	17,439

S M S一括送信ツールの導入

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和4年度	9,148,000	5,588,318	3,559,682	61.1%	5,588,318	0
令和5年度	649,000	649,000	0	100.0%	649,000	0

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・積極的疫学調査の実施や、施設への直接指導および検査の実施等により、クラスターを未然に防ぐなど、感染拡大防止に寄与した。また、施設へ赴いて直接話をする事で、施設職員の不安軽減につながった。
- ・発症する可能性がある対象者に対して、行動自粛を要請し協力を得ることで、発症の早期発見と感染拡大防止につなげた。
- ・ツールを用いてSMSの一括送信を行うと、1回あたり約5分で送信可能となり、感染者が急増した時期にも、新型コロナウイルス陽性者に対して、迅速に初回連絡を行うことができた。

患者への支援

3.2 今後の課題

- ・積極的疫学調査を行う人員に限りがある。感染拡大時には調査対象の重点化や調査時間の短縮化等が必要であるが、区独自では変更が出来ないため、国や都へ迅速な判断を要請する必要がある。
- ・感染拡大時には施設のクラスターが急増し、保健所での状況把握が困難となったため、情報収集は各所管部署が連絡窓口になった。感染拡大時における関係各部署との連携を平時から確認する必要がある。
- ・入院調整は本来、都が広域で調整するが、感染拡大によって対応が追い付かなくなったことから、区が調整を行う必要が生じた。これにより、本来区が対応すべき調査等の業務が逼迫した。都と区の役割分担を見直す必要がある。
- ・感染拡大期には、感染者の対応を優先せざるを得ず、濃厚接触者への個別対応が困難になった。このため、接触者が自己検査等を行うことによって感染拡大を防ぐ体制を整備することが重要である。
- ・水際対策（検疫への対応）では、入国者への対応について、保健所の負担が過大とならないよう、役割分担の見直しについて国に要望していく必要がある。

患者・自宅療養者等への支援

自宅療養者への支援

1 事業概要

自宅療養者への支援物資配送 【実施期間：[第1期] 令和2年10月～3年1月、[第2期] 令和3年11月～4年9月】

自宅療養者に対して食料品等の支援物資を提供する（第1期は区職員、第2期は委託により対応）。

事業実績：配送件数 124,238件（令和2年度 627件、3年度 40,672件、4年度 82,939件）

パルスオキシメーターの貸与 【実施期間：令和2年10月～5年5月】

自宅療養者へパルスオキシメーター（血中酸素飽和度計）を貸与し、患者自身による健康観察を実施する。

事業実績：発送数 6,618個（令和2年度 233個、3年度 4,990個、4年度 1,391個、5年度 4個）

水災害時における自宅療養者への対応 【実施期間：令和3年7月～5年5月】

水災害時自宅療養者避難所の避難環境を整備し、都の宿泊療養施設等への避難が出来ない自宅療養者に対して、水災害時自宅療養者避難所への避難支援を行う。

事業実績：無し 開設に係る物品（エアマットやアルミブランケット、体温計等）の購入・配置等の準備は実施

2 経費の執行状況

自宅療養者への支援物資配送

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	6,300,000	4,739,741	1,560,259	75.2%	3,748,206	991,535
令和3年度	411,064,000	228,169,920	182,894,080	55.5%	228,169,920	0
令和4年度	401,834,000	401,833,685	315	100.0%	401,833,685	0

パルスオキシメーターの貸与

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	1,169,219	708,410	460,809	60.6%	708,410	0
令和3年度	22,829,400	18,291,700	4,537,700	80.1%	18,291,700	0
令和4年度	3,744,000	1,443,520	2,300,480	38.6%	1,443,520	0
令和5年度	374,400	4,160	370,240	1.1%	4,160	0

水災害等における自宅療養者への対応

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	236,588	236,588	0	100.0%	236,588	0

3 経費の執行状況

3.1 事業の成果

- 支援を必要とする全ての感染者へプッシュ型で食料品等を配送した。都の配食事業（希望者のみ）より早く届けるなど、区民の事情を踏まえて柔軟に対応したことから、区民から電話やメール等で多くの謝意が寄せられた。

自宅療養者への支援

3.2 今後の課題

- ・支援物資配送の第1期は区職員が対応していたため、今後の新興・再興感染症発生の際は、早期に委託化等を検討し、区職員が陽性者対応等の業務に注力できる体制を構築する必要がある。
- ・今後、新興・再興感染症が発生した際には、多くの自宅療養者に対応する支援体制を想定しておく必要がある。
- ・都と区で同様の事業を実施していたため、役割分担を明確化する必要がある。また、感染拡大期に配送の遅れが生じたため、想定規模を精査し、柔軟に対応できる仕様を検討する必要がある。
区が保有するパルスオキシメーターは、医療機関や高齢者施設等へ一部譲渡し有効活用する予定。

患者・自宅療養者等への支援

医師・薬剤師・訪問看護師との連携による自宅療養者支援「三つの柱」

1 事業概要

【背景】

- ・第5波における感染急拡大に伴い入院調整に滞りが生じ、自宅療養者が急増した。療養中に体調が急変し、自宅で重症化するケースが相次ぐなど、健康観察や往診などの体制強化が早急に求められた。
- ・患者への往診に当たっては、往診する医師が、直接薬剤師・訪問看護師との調整を行っていたことから、医師の負担が増大した。
- ・また、症状が悪化した場合の入院調整が困難となり、酸素投与等が必要となった場合の受入先が不足した。
- ・これらの状況を踏まえ、自宅療養者に対して早期に、かつ多職種で介入する仕組み、医師、薬剤師、訪問看護師が連携した医療提供体制を構築し、自宅療養者への医療提供体制をさらに強化することを目的に、自宅療養者への医療的支援事業「三つの柱」の取組を実施した。

自宅療養者への医療的支援事業（柱1・2） 【実施期間：令和3年9月～5年5月】

かかりつけ医等による健康観察（柱1）

- ・PCR等検査で陽性が判明した患者のうち、発生届出対象の自宅療養者に対し、自宅療養が解除される日までの間、かかりつけ医による電話健康観察等を行う。また、当該医師の処方に基づき、薬を提供（置き配）した薬剤師による電話健康観察も併せて行う。

症状が悪化した際の在宅療養支援（柱2）

- ・保健所からの依頼に基づき、医師（電話診療、往診）、薬剤師（薬の置き配、電話健康観察）、訪問看護師（訪問看護、電話健康観察、訪問健康観察）が連携して自宅療養者を支援する。

酸素・医療提供ステーション（中和抗体薬の投与）（柱3） 【実施期間：令和3年9月17日～4年11月22日】

- ・軽症等の患者に対し、酸素投与のほか、中和抗体療法を提供する。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時的医療施設として、都が設置し、区が施設の整備・運営を行う。

【光が丘第七小学校跡施設：病床数 35床】

事業実績（柱1～3）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
柱1	かかりつけ医による健康観察や往診	電話健康観察	18,210	33,585	122	51,917
		往診	102	218	0	320
柱2	症状が悪化した際の在宅療養支援	電話診療	52	27	0	79
		往診	60	23	0	83
薬剤師による置き配および電話健康観察		4,239	19,152	405	23,796	
柱1 ・ 柱2	訪問看護師による訪問看護および健康観察	訪問看護 および 電話健康観察	73	242	0	315
		訪問健康観察		288	8	296
柱3	酸素・医療提供ステーション受入数 (うち、中和抗体薬を投与した人数)	353 (265)	991 (819)	-	1,344 (1,084)	

訪問健康観察は令和4年4月に開始

柱1・2は令和5年3月まで、柱3は令和4年11月22日までの実績

令和3年12月～5年3月まで酸素濃縮器貸与事業も実施

患者・自宅療養者等への支援

医師・薬剤師・訪問看護師との連携による自宅療養者支援「三つの柱」

2 経費の執行状況

自宅療養者への医療的支援事業（柱1・2）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	275,551,000	132,204,600	143,346,400	48.0%	132,204,600	0
令和4年度	423,020,000	313,820,650	109,199,350	74.2%	313,820,650	0
令和5年度	3,347,300	3,347,300	0	100.0%	3,347,300	0

酸素・医療提供ステーション（柱3）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	920,554,000	786,131,196	134,422,804	85.4%	774,671,317	11,459,879
令和4年度	948,962,000	948,761,874	200,126	100.0%	952,127,055	3,365,181

酸素・医療提供ステーションは光が丘第七小学校跡施設の一部を活用して開設したが、令和4年度の特定財源は施設全体の光熱水費を含むため、特定財源が執行額を上回る。

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・柱1「かかりつけ医等による健康観察」について、かかりつけ医等が健康観察をすることで、自宅療養者が安心して療養することができた。
- ・柱2「症状が悪化した際の在宅療養支援」について、医師、薬剤師、訪問看護師が連携した健康観察等により、重症化を防止することができた。
- ・柱3「酸素・医療提供ステーション」について、自宅療養者の症状が悪化した場合の入院調整が困難な状況であった中、酸素投与等が必要な患者の受入先として機能した。自宅療養者を早期に医療につなげることができ、患者の重症化防止や医療逼迫の緩和に貢献した。

3.2 今後の課題

- ・酸素・医療提供ステーションは、練馬区医師会、練馬区薬剤師会のほか、区内病院や訪問看護ステーションの協力を得て、短期間で準備し、開設・運営に至った。今後、同様の医療施設を必要とする事態が生じた場合は、令和4年度に立ち上げた「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」において情報共有を図りつつ、区内医療機関の臨時的利用も含め、円滑に事業を開始できるよう備えておく必要がある。

感染拡大の防止と医療提供体制の充実（まとめ）

1 主な成果

新型コロナ感染拡大に伴う業務の増加に対応するため、感染状況に応じて保健所の人員体制の強化を図った。専管組織の設置、兼務発令、庁内応援、人材派遣の活用などにより、コロナ前は20人であった人員を最大300人体制へ拡充した。あわせて、事務職で対応できる業務の切り分けやDXによる効率化を図り、保健師等の医療職が本来業務に注力できる環境を整えた。

区内感染症診療協力医療機関の経営支援や医療従事者への宿泊先確保、食事の提供などにより、診療体制を維持することができた。

区医師会の協力による、PCR検査検体採取センターの運営や、PCR検査や抗原検査を実施する区内診療所への支援を通して、区民が速やかに検査を受けられる体制を確保した。

診療所での個別接種をメインに、集団接種を組み合わせた接種体制「練馬区モデル」、診療所のワクチン管理に要する経費支援、訪問接種、リフト付きタクシーによる接種会場への送迎支援など、「早くて」「近くて」「安心」なワクチン接種体制を構築したことで、令和4年度末までに延べ217万回を超える接種を実施した。

自宅療養者に対する、区独自の医療的支援事業「三つの柱」（かかりつけ医等による健康観察、症状が悪化した際の在宅療養支援、酸素・医療提供ステーションの運営）の取組のほか、支援物資の配送等により、安心して自宅で療養できる環境を整備した。

日頃から、区医師会や医療機関との連携を図っていたことで、感染症の対応についても率直に意見交換し、協力を得て、前述のような対策を速やかに講じることができた。

2 今後の課題

感染拡大時には、医療職でなければ担えない業務と事務職等の応援職員で対応可能な業務を振り分け、マネジメントしていくことが重要であり、平時から業務フロー等を可視化するとともに、感染症対応を担える人材の育成が必要である。また、対応の長期化も見据えた人材派遣の活用や委託化も含めた人員体制の確保や、DXによる業務効率化など、感染フェーズ等を想定した業務執行体制を整備しておく必要がある。

感染症が発生した際は、速やかに「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を通じて、各医療機関と情報共有を図り、区内の医療機関の対応や支援体制について検討する必要がある。また、医療機関へ適切な支援が迅速に行われるよう、国や都に要望する。

PCR検査体制については、国、都との役割分担の下、臨時的な施設ではなく、医療機関等で速やかに検査体制をとれるよう、国全体であらかじめ整備する必要がある。

新興・再興感染症の拡大や重症化を防ぐには、ワクチン接種を迅速に行っていく必要がある。そのためには、専管組織の速やかな設置と人員配置に加え、国の動向を注視し、区医師会との協力連携による地域特性にあった体制を整備できるようにする必要がある。

特別区の公衆衛生行政は、パンデミックを想定した制度設計になっていない。医療政策は都が担い、公衆衛生は区保健所が担うという役割分担は、平時のものであり、パンデミック時には、医療と公衆衛生に関する広域的な調整が不可欠である。国・都が責任をもってその役割を果たすよう、役割分担の見直しについて引き続き要望していく。

区民・事業者等への支援

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

①相談支援体制の強化

1 事業概要

生活相談コールセンターの設置 【実施期間：令和2年4月～6年3月】

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生活困窮者の相談に対応するため、他区に先駆け、令和2年4月27日に、生活相談コールセンターを設置した。区と社会福祉協議会が一体となり、住居確保給付金や緊急小口資金等の特例貸付の案内や郵送申込の受付などを行った。

生活相談コールセンターで受け付けていた、住居確保給付金や生活に関する相談は、令和5年4月から生活サポートセンターで受け付けている。

事業実績：相談件数 29,173件（令和2年度 17,160件、3年度 8,471件、4年度 3,542件）

練馬区生活相談チャット（AIチャットボット）の導入 【実施期間：令和2年5月～4年3月】

新型コロナに係る生活支援や特別定額給付金等について問合せ対応を行う「練馬区生活相談チャット」を導入することで、区民が「いつでも、待ち時間なく」知りたい情報を得られるようにした。

事業実績：アクセス数 12,006件（令和2年度 8,764件、3年度 3,242件）

生活サポートセンターの相談支援体制の強化 【実施期間：令和3年4月～】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、急増した生活困窮者からの相談に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員9名を、令和3年度に3名、令和4年度にさらに1名増員し、就労、家計、生活一般などの包括的な生活相談を行った。

事業実績：相談件数 70,279件（令和2年度 17,460件、3年度 26,143件、4年度 26,677件）

2 経費の執行状況

生活相談コールセンターの運営

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	2,400,200	2,400,200	0	100.0%	2,400,200	0
令和3年度	39,744,640	37,372,698	2,371,942	94.0%	29,195,000	8,177,698
令和4年度	31,934,000	26,957,232	4,976,768	84.4%	21,079,000	5,878,232

練馬区生活相談チャットの運用

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	2,310,000	2,310,000	0	100.0%	0	2,310,000
令和3年度	5,280,000	5,280,000	0	100.0%	5,280,000	0

令和3年度については、新型コロナワクチン接種に係るコンテンツ追加に伴い、既存の生活支援の内容も含め、健康部にて支出。

生活サポートセンターの相談支援体制の強化

事業名	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	91,658,000	82,794,000	8,864,000	90.3%	70,677,000	12,117,000
令和3年度	110,823,000	97,481,000	13,342,000	88.0%	77,386,000	20,095,000
令和4年度	116,686,000	102,422,000	14,264,000	88.0%	87,638,000	14,784,000

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

①相談支援体制の強化

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・他区に先駆け、早期に生活相談コールセンターを設置したことで、生活困窮者を緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金などの支援へ迅速かつ適切につなげることができた。
- ・生活相談の増加に応じて、コールセンターや社会福祉協議会へ職員を派遣するなど支援体制を強化し、生活困窮者の生活再建に向けた支援を丁寧を実施した。
- ・生活サポートセンターの相談支援体制を充実することで、各種相談にきめ細やかな対応をすることができた。

3.2 今後の課題

- ・物価上昇や緊急小口資金等の特例貸付の償還開始等により、増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、相談支援体制の強化が必要である。
- ・緊急的な支援に加え、長期的な視点に立って、就労や家計の相談など、生活の安定のための支援につなげる必要がある。

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

特別定額給付金事業の実施[国事業]

1 事業概要 【実施期間：令和2年5月7日～8月14日】

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、基準日の令和2年4月27日に、練馬区に住民登録がある方に1人当たり10万円を給付する。（世帯主口座に世帯員分を入金）

事業実績：給付世帯率 99.1%（37万8,890世帯）、対象者に対する給付率 99.5%（74万3,952人）

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	74,415,751,000	74,414,690,657	1,060,343	100.0%	74,414,686,491	4,166

一般財源4,166円については、職員の超過勤務手当を国の事務費補助金の実績報告後に支給したものの

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・特別区では中野区と並んで最も早い5月15日に申請書を全世帯（約38万世帯）に発送し、迅速に給付を行った。
- ・マイナンバーカードによるオンライン申請については、国仕様のままでは事務処理に時間がかかるため、練馬区仕様のプログラムを独自に開発し、給付金の支給を行った。

3.2 今後の課題

- ・専管組織を設置して事業執行するため、早急な人事配置と事務スペース（コールセンター・審査事務含む）を確保する必要がある。
- ・マイナンバーカードによるオンライン申請を広報したところ、マイナンバーカードの交付や暗証番号の再設定のために窓口が混雑した。
- ・感染拡大時に、給付金を必要な方に早期に支給するためには、口座情報の事前登録など、プッシュ型の支給を可能とするシステムが求められる。

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

生活困窮者への支援

1 事業概要

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業[国事業]

令和3年度事業 【実施期間：令和4年1月21日～9月30日】

令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、基準日の令和3年12月10日に、以下の要件に該当する世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付

世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税が課税されている世帯員全員のそれぞれの年間収入見込額または年間所得見込額が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

事業実績：7万3,569世帯（令和3年度給付分 6万6,513世帯、4年度給付分 7,056世帯）

令和4年度事業 【実施期間：令和4年6月21日～9月30日】

令和4年4月26日にコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で決定され、以下の要件に該当する世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付

令和3年度は住民税均等割課税であったが、家計が急変したことにより、基準日の令和4年6月1日に世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯

令和4年4月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税が課税されている世帯員全員のそれぞれの年間収入見込額または年間所得見込額が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

事業実績：1万163世帯

住居確保給付金[国事業] 【実施期間：平成27年～】 令和2年4月から5年3月までコロナ特例有

離職等や新型コロナの影響による休業・収入の減少に伴い、住居の喪失またはそのおそれがある生活困窮者に対して、住居確保給付金の支給とともに就労支援を行うことで、住居の確保と就労自立を図る。

事業実績：令和2年度 2,294人、3年度 2,194人、4年度 676人

生活困窮者自立支援金[国事業] 【実施期間：令和3年7月～5年3月】

緊急小口資金等の特例貸付を受けた生活困窮者の就労自立を図るため、生活困窮者自立支援金（支給額：単身世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円）を最大6か月間（初回支給3か月＋再支給3か月）支給する。

事業実績：令和3年度 2,110件、4年度 944件

生活再建支援給付金[区独自] 【実施期間：令和2年10月～3年3月】

住居確保給付金だけでは家賃を賄いきれない世帯に対して、区独自に生活再建支援給付金（（家賃 住居確保給付金の上限額）×3か月、1世帯1回限り、上限10万円）を支給することで、生活保護に至る前の支援を強化する。

事業実績：支給件数 1,085人

生理用品の配布 【実施期間：令和3年4月12日～】

コロナ禍で生活に困窮する女性を支援するため、区・都の防災備蓄物資や企業からの寄付を活用して、総合福祉事務所や保健相談所、男女共同参画センター等の区立施設12か所や社会福祉協議会で生理用品を配布した。

事業実績：令和3年度 5,469パック、4年度 2,760パック

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

生活困窮者への支援

2 経費の執行状況

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

3年度事業	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	9,980,000,000	6,833,157,309 繰越明許費 3,146,242,691	600,000	68.5%	7,920,108,000	0
令和4年度	3,146,242,691	880,335,597	2,265,907,094	27.8%	繰越金 880,335,597	0
4年度事業	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
令和4年度	1,087,000,000	1,077,109,100	9,890,900	99.1%	1,077,109,100	0

住居確保給付金

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	1,171,992,000	719,223,000	452,769,000	61.4%	539,417,000	179,806,000
令和3年度	528,012,000	496,138,000	31,874,000	94.0%	372,103,000	124,035,000
令和4年度	190,453,000	160,858,000	29,595,000	84.5%	120,643,000	40,215,000

生活困窮者自立支援金

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	907,234,000	563,966,000	343,268,000	62.2%	563,965,000	1,000
令和4年度	206,506,000	101,668,000	104,838,000	49.2%	101,668,000	0

生活再建支援給付金

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	248,131,000	60,405,053	187,725,947	24.3%	50,000,000	10,405,053

生理用品の配布

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	2,000,000	1,903,000	97,000	95.2%	1,000,000	903,000

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

生活困窮者への支援

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について、特別区ではトップクラスのスピードで確認書等を発送し、給付することができた。
- ・各種給付金の支給により、コロナ禍で急増した生活困窮者の生活を支えた。
- ・生理用品の配布時に、生活相談の窓口一覧を渡すとともに、生活上の困り事がないか声かけを行い、生活相談や支援につなげた。

3.2 今後の課題

- ・専管組織を設置して事業執行するにあたり、早急な人事配置と事務スペース（コールセンター・審査事務含む）を確保する必要がある。
- ・コロナ禍や物価上昇の対応としての各種給付金が終了した後、生活困窮者を適切な支援につなげ、生活困窮から生活保護に至るまで切れ目ない支援を実施する必要がある。

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

就労支援の強化

1 事業概要

就労支援体制の強化 【実施期間：令和2年5月～】

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労意欲を喚起し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成から、就職活動の支援、就労開始後の離職防止・職場定着支援まで一貫した支援を行い、日常生活自立、社会生活自立および就労による経済的自立を促す。なお、生活困窮者の増加に対応するため、令和3年1月より就労サポーターを増員した。

事業実績

年度	就労サポート事業（生活保護）		就労サポート事業（生活困窮）		就労準備支援事業	
	利用者数	就職者数	利用者数	就職者数	利用者数	就職者数
令和2年度	322人	78人	36人	7人	7人	2人
令和3年度	496人	163人	151人	74人	25人	16人
令和4年度	615人	206人	182人	81人	32人	18人

就職支援給付金の給付[区独自] 【実施期間：令和3年10月～4年3月】

令和2年4月以降の住居確保給付金または生活困窮者自立支援金の受給者で、令和3年10月以降に就職等をした生活困窮者を対象に、就職支援給付金を支給することで、継続した就労を支援し、早期の自立を促進する。

事業実績：支給件数 423件

2 経費の執行状況

就労支援体制の強化

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	63,723,000	63,722,000	1,000	100.0%	43,587,000	20,135,000
令和3年度	92,400,000	92,400,000	0	100.0%	73,259,000	19,141,000
令和4年度	104,983,000	104,983,000	0	100.0%	80,323,000	24,660,000

就職支援給付金の給付

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	53,575,000	18,270,613	35,304,387	34.1%	0	18,270,613

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・きめ細やかな就労支援により、多くの生活困窮者を早期に生活再建につなげた。

3.2 今後の課題

- ・緊急小口資金等の特例貸付の償還開始等に伴い、生活困窮者の増加が見込まれる。特例貸付等の利用者の8割が20代から50代である。それぞれの世帯状況に応じた自立促進に向け、早期の自立に向けた就労支援体制を強化する必要がある。

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

ひとり親家庭への支援

1 事業概要

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の拡充 【実施期間：令和2年5月～】
 区独自の取組として、ひとり親家庭を支援するため、ホームヘルプサービスの利用者負担金を無料化する。
 事業実績：（ア）在宅勤務利用決定世帯 令和2年度 1世帯、3年度 1年度
 （イ）利用者負担金無料化対象世帯 令和2年度 5世帯、3年度 5世帯、4年度 7世帯

高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充[国事業] 【実施期間：令和3年8月～】
 就業に結びつきやすい看護師等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費として区独自に上乘せした給付金を支給する。令和3年8月から対象資格の拡充（15種から60種以上に拡充）および修学期間の要件緩和（1年以上から6か月以上に短縮）を実施する。
 促進給付金支給額月額 140,000円、修了支援給付金支給額 50,000円（住民税非課税世帯）、25,000円（住民税課税世帯）
 事業実績：支給人数 令和3年度 延76人、4年度 延101人

ひとり親家庭への臨時特別給付金[区独自] 【実施期間：令和2年5月～3年3月】
 コロナ禍で、特に影響を受けているひとり親家庭への支援として、国に先駆けて、区独自で児童扶養手当受給世帯に対し、一世帯当たり一律5万円をプッシュ型で支給する。
 事業実績：3,563世帯

ひとり親世帯臨時特別給付金[国事業] 【実施期間：令和2年7月～3年3月】
 児童扶養手当受給者（公的年金を受給しているため児童扶養手当を受給していない者および新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者を含む）に対して、一世帯5万円（家計急変世帯は5万円を追加給付）、第2子以降一人当たり3万円を支給する。
 家計急変世帯の追加給付分を除き、2回の給付を実施。
 事業実績：4,104世帯 5,985人

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業[都事業] 【実施期間：令和2年7月～3年6月】
 児童扶養手当受給者に食料品等を配送（区は対象者抽出に協力）する。
 事業実績：4,389世帯（令和2年度 4,268世帯、3年度 121世帯）

2 経費の執行状況

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の拡充

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	17,930,000	16,793,500	1,136,500	93.7%	0	17,930,000
令和3年度	20,468,000	19,631,000	837,700	96.0%	0	19,631,000
令和4年度	24,383,000	21,998,000	2,385,000	90.2%	0	21,998,000

拡充分対応部分を含む各年度のホームヘルプサービス事業実施委託料の全体経費を事業経費として記載

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

ひとり親家庭への支援

高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充[国事業]

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	87,650,854	82,995,000	4,655,854	94.6%	46,376,000	36,619,000
令和4年度	101,128,000	99,620,000	1,508,000	98.5%	58,013,000	41,607,000

拡充分対応部分を含む各年度の支給総額（高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金の総計）を事業経費として記載

ひとり親家庭への臨時特別給付金[区独自]

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	179,327,000	178,563,000	764,000	99.6%	178,000,000	563,000

ひとり親世帯臨時特別給付金[国事業]

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	857,980,000	648,085,000	209,895,000	75.5%	648,085,000	0

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・相対的に貧困率が高くコロナ禍の影響を大きく受けたひとり親家庭に対し、経済的支援や就労による自立支援を積極的に実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る取組において、区は初めて申請によらず対象者に支給を行う「プッシュ型の支給」を実施した。区民からの申請手続きを省略することで、全ての対象者に速やかに必要な給付を行うことができた。

3.2 今後の課題

- ・非正規就労の割合の高い、ひとり親家庭は新型コロナの影響を大きく受けている。令和4年度に実施した調査では、ひとり親家庭の25%が「コロナ禍の減収から回復していない」と回答しており、実態を踏まえた支援を充実する必要がある。
- ・非常時においては、より困窮度の高い世帯に対し、速やかに必要な給付金等を支給する必要がある。

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

子育て家庭への支援

1 事業概要

子育て世帯への臨時特別給付金（令和2年度事業）【国事業】 【実施期間：令和2年5月～3年3月】
 児童手当受給世帯（所得制限額を超える特例給付の世帯を除く）に対して、子ども一人当たり一律1万円をプッシュ型で支給する。
 事業実績：45,766世帯 71,824人

子育て世帯への臨時特別給付金（令和3年度事業）【国事業】 【実施期間：令和3年12月～4年5月】
 0歳から高校3年生までの子どもがいる世帯（児童手当の所得制限額を超える世帯を除く）に対して、子ども一人当たり一律10万円を支給する。
 事業実績：令和3年度 51,413世帯 80,791人、4年度 856世帯 948人

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【国事業】 【実施期間：令和3年4月～6年3月】
 児童扶養手当受給者（公的年金を受給しているため児童扶養手当を受給していない者および新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者を含む）または、児童手当・特別児童扶養手当受給者もしくは18歳未満の児童の養育者で、住民税非課税の者（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当となっている者を含む）に対して、子ども一人当たり一律5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。
 事業実績：令和3年度 7,533世帯 11,742人、4年度 7,253世帯 11,400人

練馬区低所得の子育て家庭への臨時給付金【区独自】 【実施期間：令和4年12月～5年3月】
 令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金受給者または児童扶養手当受給者に対し、子ども一人当たり一律10万円をプッシュ型で支給する。
 事業実績：7,157世帯 11,337人

2 経費の執行状況

子育て世帯への臨時特別給付金（令和2年度事業）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	734,869,000	733,119,000	1,750,000	99.8%	733,119,000	0

子育て世帯への臨時特別給付金（令和3年度事業）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	8,977,184,000	8,102,474,000	874,710,000	90.3%	8,102,474,000	0
令和4年度 (前年度繰越分)	177,063,000	96,316,000	80,747,000	54.4%	96,316,000	0

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	971,968,000	614,532,000	357,436,000	63.2%	614,532,000	0
令和4年度	657,005,000	591,822,000	65,183,000	90.1%	591,822,000	0

ひとり親世帯や生活困窮世帯等への支援

子育て家庭への支援

練馬区低所得の子育て家庭への臨時給付金

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和4年度	1,296,282,000	1,139,558,626	156,723,374	87.9%	1,012,114,000	127,444,626

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・子育て世帯は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けており、国や都の支援とともに区独自の給付を行うことで、真に生活に困窮する区民を支援することができた。

3.2 今後の課題

- ・非常時においては、より困窮度の高い世帯に対し、速やかに必要な給付金等を支給する必要がある。

妊婦・新生児等への支援

①妊産婦および新生児等への支援事業

1 事業概要

妊婦へのこども商品券配付事業[都事業] 【実施期間：令和2年6月～3年3月】

妊婦面談を受けた方で、事業実施期間に妊娠中の方を対象に、妊婦健康診査受診時にタクシー券として利用できるこども商品券（1万円分）を配付した。

事業実績：配布件数 7,218件

赤ちゃん準備教室（母親学級）のオンラインでの開催を試行[区事業] 【実施期間：令和2年9月～3年10月】

令和2年度および令和3年度に、赤ちゃん準備教室（母親学級）のオンライン開催を試行した。

事業実績：令和2年度 開催回数1回 受講者延べ人数11人

令和3年度 開催回数1回 受講者延べ人数3人

新生児応援事業[区独自] 【実施期間：令和2年10月～3年3月】（令和2年4月～9月生まれを遡及対象とする）

令和2年4月～3年3月に出生した新生児のいる世帯に対して、区独自にこども商品券（2万円分）を配付した。

事業実績：配布数 5,502件

東京都出産応援事業[都事業] 【実施期間：令和3年4月～5年3月】（令和3年1月～3月生まれを遡及対象とする）

令和3年1月～5年3月に出生した子どもを持つ家庭に対して、子ども1人当たり10万円分の育児用品や子育て支援サービス（家事支援・ベビーシッター）などを利用できるギフトカードを発送する。

事業実績：発送件数 令和3年度 6,075件（遡及分含む）、4年度 5,143件

家事支援用品の購入支援[都事業] 【実施期間：令和4年12月～5年3月】

保育サービスを利用していない1歳または2歳の在宅子育て家庭を対象に、食器洗い乾燥機やロボット掃除機等の家事支援用品の購入を支援するため、対象児童1人あたり5万円相当のポイントを付与する事業を実施した。

事業実績：ポイント利用児童数 7,188人

2 経費の執行状況

妊婦へのこども商品券配付事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	109,704,000	75,139,380	35,564,620	68.5%	75,139,380	0

新生児応援事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	124,963,000	111,245,921	13,717,079	89.0%	111,000,000	245,921

東京都出産応援事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	3,050,000	2,550,142	499,858	83.6%	2,550,142	0
令和4年度	2,440,000	2,187,189	252,811	89.6%	2,187,189	0

妊婦・新生児等への支援

①妊産婦および新生児等への支援事業

家事支援用品の購入支援

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和4年度	442,038,000	367,458,000	74,579,798	83.1%	367,458,202	0

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・東京都出産応援事業は国の出産・子育て応援事業の一部に変更され、子育て応援事業として継続している。伴走型相談支援と経済的支援により母子を支援する。

3.2 今後の課題

- ・感染拡大時においても、重症化リスクの高い妊産婦や新生児家庭が孤立することのないよう、適切な感染防止策を講じながら、健診や子育て支援サービスを提供する必要がある。

乳幼児健康診査

1 事業概要

4 か月児健康診査

令和2年3月から4月までの間休止していたが、5月以降区内医療機関に委託して個別健診として再開した。

令和3年4月から保健相談所での集団健診を再開した。

事業実績：対象者 5,872人 受診者数 4,924人 受診率 83.9%

1歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査

令和2年3月から5月までの間休止していたが、6月以降予約制・分散型による回数増など来所しやすい環境を整え、再開した。

事業実績：1歳6か月児歯科健康診査 対象者数 6,385人 受診者数 5,494人 受診率 86.0%

3歳児健康診査 対象者数 6,569人 受診者数 6,129人 受診率 93.3%

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	277,460,000	259,351,597	18,108,403	93.5%	10,461,000	248,890,597

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・4か月児健康診査について、感染が拡大する中、外出や集団を避ける傾向にあった乳児の保護者が、適切な時期に健診を受診することができた。
- ・1歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査（法定健診）について、他の母子保健事業を中止し、健診体制を見直すとともに、密を避けた分散型による回数増や、予約制にすることで、早期に健診を再開することができた。

3.2 今後の課題

- ・今後、新興感染症が流行しても乳幼児健康診査を継続できるよう、今回導入した予約制など、保健相談所で集団健診を実施できる体制を維持していく必要がある。

高齢者・障害者等への支援

① 高齢者インフルエンザ定期予防接種特別助成〔都補助事業〕

1 事業概要 【実施期間：令和2年10月～3年1月、4年10月～5年1月】

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を想定し、重症化のリスクが高い高齢者等に対し、季節性インフルエンザの定期予防接種費用の自己負担額を無料とする特別助成を実施する。 令和2年度、4年度の2回実施。

事業実績：実施数 211,588回（令和2年度 106,849回、4年度 104,739回） 参考 元年度 75,054回、3年度 88,649回

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	614,685,800	612,776,819	1,908,981	99.7%	252,603,000	360,173,819
令和4年度	643,972,000	599,930,038	44,041,962	93.2%	259,442,000	340,488,038

3 成果と課題

3.1 事業の成果

・自己負担金がある前年度と比べて、接種率が約10～20%向上した。（令和元年度 46.2%、2年度 65.3%、3年度 53.9%、4年度 63.6%）

3.2 今後の課題

・定期予防接種として、引き続き、周知・啓発を徹底する必要がある。

高齢者・障害者等への支援

障害福祉サービス利用者等への支援事業

1 事業概要

在宅障害者等訪問支援 【実施期間：令和2年8月～3年3月】

区内相談支援事業所の相談支援専門員が、障害者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活状況の変化について確認を行う。また、必要に応じ訪問や電話での見守り等を実施する。

事業実績：訪問等を実施した人数 1,035人

在宅介護者の受入体制整備 【実施期間：令和3年4月～】

家族介護者が新型コロナウイルスに感染し、入院等により不在になった場合に、自宅に残された介護を必要とする障害者（濃厚接触者）の生活を維持するため、短期入所の一室（簡易陰圧装置設置）を確保し受け入れを行う。

事業実績：令和3年度 1人利用（8泊9日）

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等 【実施期間：令和2年4月～3年3月】

特別支援学校等の一斉臨時休業の要請に伴い、保護者が仕事を休めない等の理由による放課後等デイサービスの利用増加に対応するため、障害福祉サービス等報酬の増加による利用者負担の増加分を支援する。

事業実績：対象者数 延べ2,306人

2 経費の執行状況

在宅障害者等訪問支援

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	4,998,000	1,207,000	3,791,000	24.1%	905,000	302,000

在宅介護者の受入体制整備

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	410,300	410,300	0	100.0%	410,000	300

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	10,000,000	2,423,602	7,576,398	24.2%	1,817,000	606,602

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・支援を必要とする在宅障害者や家族等に対し生活に必要な支援を実施した。

3.2 今後の課題

- ・今後、感染症の拡大等、同様の事象が発生した場合に備え、利用者ニーズを迅速・的確に把握し、支援につなげる仕組みが必要である。
- ・手続きが煩雑であり区・事業者の負担が大きかった事業もあり、今後同様の事業を実施する際はより簡易な手続きにする必要がある。

高齢者・障害者等への支援

新型コロナ療養による介護者不在時の要介護者一時宿泊事業

1 事業概要 【実施期間：令和3年6月～4年3月、4年6月～5年3月】

高齢者を自宅で介護している家族が、新型コロナウイルスに感染し、入院等により不在となった場合に、在宅生活が困難な要介護者を施設において支援するため、区内特別養護老人ホームのベッド1床を確保する。

事業実績：利用件数 令和3年度 1件、4年度 1件

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	6,500,000	6,097,940	402,060	93.81%	6,097,000	940
令和4年度	6,500,000	6,097,940	402,060	93.81%	6,097,000	940

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・新型コロナウイルス感染症対策の一環として、区内特別養護老人ホームのベッド1床を確保したことで、在宅生活が困難な要介護高齢者の受入先として、最後のセーフティネットとしての役割を果たした。

3.2 今後の課題

- ・本事業を実施するためには、他の入所者との動線を隔離した上で、陰圧装置の導入などが必要とされる。このような環境を整えるためには時間を要するため、今後、同様の事業を改めて実施する際は、早めに調整する必要がある。

高齢者・障害者等への支援

ひとり暮らし高齢者への生活相談案内の送付

1 事業概要 【発送日：令和2年5月15日】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で外出を控えているひとり暮らし高齢者を対象に、生活維持等に関する相談の案内を送付した。

事業実績：送付件数約 6,000人

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	572,512	572,512	0	100.0%	0	572,512

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・日頃、介護サービスを利用していないひとり暮らし高齢者に、地域包括支援センターの職員が電話連絡や書面送付で個別連絡を行ったことで、ひとりで悩みを抱え込まず、食事や買い物など日々の生活の不安を気軽に相談できる体制を構築できた。

3.2 今後の課題

- ・今後もひとり暮らし高齢者等に生活相談案内を発送する場合は、高齢者のみ世帯への配慮やSNSを組み合わせた、より効果的な周知が必要である。

高齢者・障害者等への支援

外国人への支援

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症対策に関する外国人向けページの掲載 【実施期間：令和2年2月～6年5月】

外国人が新型コロナウイルス感染症に関する国や都の相談窓口やワクチン接種に関する情報を入手し、必要に応じて相談できるよう、区ホームページにやさしい日本語による情報を掲載した。

新型コロナワクチンコールセンターの体制の充実 【実施期間：令和3年2月～6年3月】

新型コロナワクチンコールセンターに英語による対応が可能なオペレーターを常時1名以上配置し、外国人からの問い合わせに対応した。

患者対応の実施 【実施期間：令和3年4月～6年3月】

外国人患者の正確な病状把握や適切な支援を行うため、患者・保健所・通訳の三者間で電話を繋ぐ都の通訳支援サービスの活用などにより、患者対応を実施した。

事業実績は、P48「患者・自宅療養者等への支援」>「患者への支援」>「積極的疫学調査」に含む。

新型コロナワクチン接種に係る対応 【実施期間：令和3年2月～6年3月】

- ・コロナワクチン接種の集団接種会場等に、多言語対応可能なタブレットの設置や外国語訳の予診票を掲示するなど、正確な情報提供に努めた。
- ・帰国困難者および仮放免の外国人へ接種券を発行した。

事業実績：接種券発行件数 68件（令和3年度 52件、4年度 14件、5年度 2件）

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・外国人にもわかりやすい表現等により情報発信を行ったことで、医療に関する疑問や困りごとなどの把握に努め、解決につなげることができた。
- ・都通訳支援サービス等の外部ツールを活用したことで、就業制限の説明や自宅療養者の健康観察等の患者対応を適切に行い、感染拡大防止に寄与した。
- ・新型コロナワクチンコールセンターや集団接種会場において、多言語に対応できるよう工夫したことで、外国人からの問合せに滞りなく対応し、円滑なワクチンの接種につなげることができた。

3.2 今後の課題

- ・外国人が感染症対策に関する情報を正確に入手できるよう、やさしい日本語や多言語に対応した区ホームページの作成やSNS等による情報発信を行う必要がある。
- ・多様な相談等の受け皿となるコールセンターの設置にあたっては、日本語だけでなく、英語や中国語をはじめとする多言語に対応できるよう、体制を工夫する必要がある。

中小企業・商店街等への支援

事業者への支援・経営相談体制の強化

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症対応に係る経営相談 【実施期間：令和2年2月～4年12月】

練馬ビジネスサポートセンターでは、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症対応に係る経営相談窓口を開設し、同年5月にはオンライン相談を開始した。国や都の支援制度の案内・相談にも対応できるよう、社会保険労務士や中小企業診断士の専門相談を拡充した（専門相談の拡充は令和3年3月まで）。

特別貸付事業の実施および特別窓口の設置

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて売上げが減少している事業者への緊急対策として、特別貸付を開始するとともに、令和2年5月からは特別窓口（令和3年3月末まで）を開設し、迅速に融資が行われるよう職員を増やし対応した。

ア 新型コロナウイルス感染症対応特別貸付 【実施期間：令和2年3月～5年3月】

売上が減少している事業者への緊急対策として、区独自に特別貸付を実施した。

【貸付概要】

貸付限度額 1,000万円、期間 7年以内（据置期間12か月を含む）、利率2.0%（利用者負担0.2%、区負担1.8%）、信用保証料は全額区負担（令和2年5月拡充後）

貸付限度額 2,000万円、期間 1,000万円まで 7年以内 / 1,000万超 10年以内（どちらも据置期間24か月以内を含む）、利率2.0%（利用者負担0.2%、区負担1.8%）、信用保証料は全額区負担

イ 新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付 【実施期間：令和3年5月～5年9月】

融資を受けた事業者の返済負担額の軽減と計画的な返済を支援するため、借換特別貸付を実施した。

【貸付概要】

貸付限度額 2,500万円、期間 1,000万円まで 7年以内 / 1,000万超 10年以内（どちらも据置期間24か月以内を含む）、利率2.0%（利用者負担0.2%、区負担1.8%）、信用保証料は利用者負担

ウ 特別窓口の設置 【実施期間：令和2年5月～3年3月】

令和2年3月に開始した特別貸付の融資あっせん申込みが急増したため、同年5月1日から区民・産業プラザ3階の産業イベントコーナーに特別窓口を設置した。特別窓口では、融資係の職員と融資専門相談員を増員するとともに、電話対応等のため人材派遣職員7名を新たに配置した。特別窓口を設置した5月には892件の融資受付を行った。（参考：2年度平均受付数328件/月）

また、特別窓口には中小企業診断士等を配置し、事業者からの融資あっせんの申込受付の他、新型コロナウイルス感染症対応関連の国・都等の補助金・給付金の案内・相談等にも幅広く対応した。（上記の専門相談拡充）

特別窓口設置前の職員配置

職員3名

専門相談員 2名 計5名

受付窓口 3窓口

特別窓口設置後の職員配置

職員9名

専門相談員 5名 人材派遣職員 7名 計21名

受付窓口 最大8窓口

中小企業・商店街等への支援

事業者への支援・経営相談体制の強化

ウィズコロナサポート事業 【実施期間：令和2年9月～3年3月】

練馬ビジネスサポートセンターの中小企業診断士が、感染対策と事業活動の両立に取り組む事業者へ出張相談を行い、当該出張相談において必要とされた感染対策に係る経費の一部を補助する。

事業実績

年度	新型コロナウィルスに係る経営相談	ウィズコロナサポート事業		新型コロナウイルス感染症対応特別貸付			新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付		
	相談件数	相談件数	補助件数	あっせん件数	貸付件数	融資実行額	あっせん件数	貸付件数	融資実行額
令和元年度	36件			372件	87件	696,500,000			
令和2年度	498件	延べ427件	112件	3,937件	3,637件	33,849,510,000			
令和3年度	158件			1,199件	1,030件	7,948,000,000	302件	268件	3,875,600,000
令和4年度	33件			934件	822件	6,173,760,000	147件	139件	1,918,874,000

路線バス事業者への新型コロナウイルス感染対策事業 【実施期間：令和3年3月】

区内に営業所を有する路線バス事業者に対し、令和2年4月1日～3年3月31日までに実施した新型コロナウイルス感染症対策（車内抗ウイルス・除菌加工、飛沫防止仕切り板設置等）に要する経費について補助金を交付する。

事業実績：区内バス事業者 3社
感染症対策を施した車両 317両

その他（参考）

サンライフ練馬と勤労福祉会館で実施している労働相談では、コロナ禍で雇止め等に関する被雇用者からの相談に対応した。電話による非対面での相談に応じ、令和2年度は197件の相談を受け付けた。

事業実績：サンライフ練馬 2年度 95件 3年度 75件 4年度 73件
勤労福祉会館 2年度 102件 3年度 52件 4年度 59件

2 経費の執行状況

新型コロナウイルスに係る経営相談

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	6,650,000	6,650,000	0	100.0%	0	6,650,000
令和3年度	136,000	136,000	0	100.0%	0	136,000
令和4年度	281,000	281,000	0	100.0%	0	281,000

中小企業・商店街等への支援

事業者への支援・経営相談体制の強化

特別貸付事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和元年度	95,000	95,000	0	100.0%	0	95,000
令和2年度	1,630,000,000	1,570,008,300	59,991,700	96.3%	1,480,000,000	90,008,300
令和3年度	907,572,000	892,434,894	15,137,106	98.3%	497,233,000	395,201,894
令和4年度	1,015,280,000	880,114,923	135,135,077	86.7%	523,897,000	356,217,923

ウィズコロナサポート事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	100,000,000	49,021,500	50,978,500	49.0%	0	49,021,500

路線バス事業者への新型コロナウイルス感染対策事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	8,000,000	5,886,852	2,113,148	73.6%	4,000,000	1,886,852

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・経営や資金繰り等の事業活動に影響を受けた中小事業者に対し、国や都の支援制度の紹介や、申請手続きの支援なども含め、個々の事業者のニーズにあわせた事業継続の支援を実施した。
- ・区の融資を利用した事業者に対して行ったアンケート調査の結果では、76%の事業者から効果があったとの回答を得た。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を促進し、路線バスの利用者が安全・安心に利用できる環境を整えることができた。

3.2 今後の課題

- ・区内事業者は、新型コロナウイルス感染症だけでなく、様々な社会経済情勢の影響下で事業活動を営んでいる。コロナ禍で実施した事業で得た知見を活かし、今後さらに事業者に寄り添った、伴走型の支援を強化する必要がある。
- ・業種によって、影響の度合いや内容は異なる。実情に即した支援を速やかに行うためには、ビジネスサポートセンターを運営する練馬区産業振興公社や区内産業団体との連携を密にすることが重要である。

中小企業・商店街等への支援

商店街への支援

1 事業概要

商店会新型コロナウイルス感染症対策補助事業 【実施期間：令和2年4月～4年3月】
 区内商店会の感染防止対策の取組（感染防止対策の周知チラシやポスターの作成、マスクや消毒液・ビニールカーテン購入等）に補助金を交付した。
 事業実績：令和2年度 34商店会42事業、3年度 26商店会26事業

プレミアム付商品券事業補助 【実施期間：令和2年9月～3年3月、令和3年9月～4年2月、令和4年7～12月】
 新型コロナウイルス感染症の影響により、来街者や売上が大幅に減少した商店街への緊急対策として、練馬区商店街連合会（発行：練馬区商店街振興組合連合会）が、過去最高のプレミアム率30%で発行する商品券事業を支援した。
 事業実績：【発行総額】令和2年度 845,000千円、3年度 650,000千円、4年度 650,000千円

キャッシュレス決済ポイント還元事業 【実施期間：令和3年12月、令和4年11～12月】
 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した商店街等の消費喚起につなげるとともに、商店街のキャッシュレス化を推進するため、区内中小企業の店舗（大手チェーン店等を除く）を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元事業（還元率20%）を実施した。
 事業実績：【区内一次消費額】令和3年度 893,000千円、4年度 2,830,000千円

区内飲食店支援事業 【実施期間：令和2年4月～5年5月】
 新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な影響を受けている区内飲食店の支援のため、区役所アトリウムでお弁当の販売会を実施した。また、なりま観光センターのHPにテイクアウトやデリバリーを行っている区内店舗を掲載した。

2 経費の執行状況

商店会新型コロナウイルス感染症対策補助事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	13,933,000	13,933,000	0	100.0%	0	13,933,000
令和3年度	10,000,000	6,063,000	3,937,000	60.6%	3,374,000	2,689,000

プレミアム付商品券事業補助

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	290,000,000	218,879,000	71,121,000	75.5%	148,000,000	70,879,000
令和3年度	200,000,000	191,882,000	8,118,000	95.9%	85,487,000	106,395,000
令和4年度	200,000,000	187,785,000	12,215,000	93.9%	183,242,000	4,543,000

キャッシュレス決済ポイント還元事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	200,000,000	160,737,682	39,262,318	80.4%	114,789,000	45,948,682
令和4年度	555,000,000	543,278,346	11,721,654	97.9%	345,545,000	197,733,346

商店街への支援

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・商店会新型コロナウイルス感染症対策補助の実施は、区内商店会での感染症対策の一助となり、お客様が安心して商店街を訪れられる環境づくりに貢献した。
- ・プレミアム付商品券事業の実施を通じて、令和2年度からの3年間で総額21億円を超える商品券が利用され、商店街の売上げ向上に寄与した。
- ・キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施により、令和3年度からの2年間で、約37億円が決済に利用され、区内消費やキャッシュレス化の推進に寄与した。
- ・令和2年度に区役所アトリウムで実施したお弁当販売額は合計約820万円で、区内飲食店の売上向上に寄与した。

3.2 今後の課題

- ・日常生活が新型コロナ禍以前の状況に戻りつつあるなか、コロナで疲弊した商店街がコロナ前の賑わいを取り戻すために必要な支援を行う必要がある。
- ・商店会加入店舗の増加に向けた取組や、区内商店街の魅力の発信力を向上させていく必要がある。
- ・コロナ禍を経て、消費者の動向が変化した。オンラインでの購入やキャッシュレス化など、デジタル化を一層進める必要がある。

中小企業・商店街等への支援

区役所マルシェの開催

1 事業概要 【実施期間：令和3年1月～】

新型コロナウイルス感染拡大により、身近な農を体験できるイベントは中止や規模の縮小を余儀なくされ、令和2年度には、毎年11月に開催している、ねりマルシェの開催も中止となるなど、農業者による農産物の販売機会が減少していた。そのような中、区民が新鮮な農産物を購入できる機会を提供できるよう、農業者団体に働きかけ、区役所アトリウムにおいてマルシェを開催した。

事業実績：令和2年度 1回、3年度 15回、4年度 18回

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	-	-	-	-	-	-
令和3年度	1,864,800	1,482,993	381,807	79.5%	0	1,482,993
令和4年度	696,000	565,840	130,160	81.3%	0	565,840

令和2年度は試行実施のため、経費をかけずに事業を実施した。

3 成果と課題

3.1 事業の成果

・農業イベント等が中止になる中、感染防止対策を講じながら、農業者には農産物の販売機会を、区民には、新鮮な農産物を購入できる機会を提供することができた。

3.2 今後の課題

・区役所で新鮮野菜を入手できる機会として定着してきた。今後は、購入機会の提供だけでなく地域の直売所や個々の農業者のPRにつなげるなど、周知・啓発を強化していく必要がある。

町会・自治会への支援

町会・自治会活動への支援

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症に関する緊急告知の実施 【実施期間：令和2年4月】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた区の対応等について、区内全域に設置され、区民の目に触れる機会の多い公設掲示板を活用し、区民に対し広く緊急告知をする。

協力掲示板の建替え等支援事業の充実 【実施期間：令和2年4月～4年3月】

コロナ禍では、町会・自治会の対面での会合等が実施できず、情報の伝達が困難な状況にあった。多くの区民の方から公設・協力掲示板の情報が役に立つとの意見があったことから、アクリル保護板付きの掲示板にすることで長期にわたり掲示物が損なわれることがないように建替え補助を実施する。

2 経費の執行状況

協力掲示板の建替え等支援事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	4,129,000	4,129,000	0	100.0%	0	4,129,000
令和3年度	14,387,000	14,387,000	0	100.0%	0	14,387,000

3 成果と課題

3.1 事業の成果

・当事業が各町会・自治会で積極的に活用されたことで、地域の方への周知が行いやすい環境が整備された。

3.2 今後の課題

・協力掲示板活用の有効性を町会・自治会に周知することはできたため、今後アクリル保護板未設置の団体への周知に努めていく。

区民・事業者等への支援（まとめ）

1 主な成果

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国は、急増する生活困窮者の生活と住まいを支えるため、緊急小口資金等の特例貸付を開始し、住居確保給付金の支給要件を大幅に緩和した。区は、迅速かつ適切に支援につなげるため、区独自の生活相談コールセンターを設置し、社会福祉協議会の職員と一体となり事業案内や郵送申し込み受付を行った。生活相談の増加に応じて、コールセンターや社会福祉協議会へ職員を派遣するなど、支援体制を強化した。こうした取組に加え、区独自の生活再建給付金の支給や生活サポートセンターの相談支援員の増員など、生活保護に至る前の支援を積極的に実施した。

影響を大きく受けやすいひとり親世帯に対し、国や都の支援に加え、真に生活に困窮する区民への区独自の給付金を支給した。また、申請によらない「プッシュ型の給付」を実施し、全ての対象者に、速やかに支給した。

妊婦健康診査受診時に、タクシー券として利用できるこども商品券の配付により、妊婦の感染予防に寄与した。感染不安により、適切な健診時期を逸しないよう、4か月児健康診査を個別健診にするとともに、1歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査の回数増や予約制の導入により、早期に健診を再開することができた。

介護を必要とする高齢者・障害者への一時宿泊先の確保、自宅へのヘルパー派遣事業など、介護をする家族が罹患した場合の支援体制を整えた。

経営や資金繰り等の事業活動に影響を受けた中小事業者に対し、国や都の支援制度の紹介や申請手続き支援、区独自の特別貸付の実施など、事業者個々のニーズにあわせた事業継続支援を実施した。

過去最高のプレミアム率30%の商品券事業やキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、来街者や売り上げが大幅に減少した商店街等での消費喚起につなげた。

2 今後の課題

パンデミックなどの非常時には、低所得世帯やひとり親世帯にはより深刻な影響があることから、国や都と連携し、生活困窮者の状況に応じた支援策を機動的に実施していく必要がある。

感染拡大時においても、重症化リスクの高い高齢者や妊産婦・新生児が孤立しないよう、適切な感染防止策を講じながら、相談や交流の機会の確保する必要がある。

区内事業者は、感染症だけでなく、様々な社会経済情勢の影響下で事業活動を営んでいる。今回の経験を活かし、さらに事業者に寄り添う伴走型支援を強化する必要がある。練馬区産業振興公社や産業団体との連携を密にし、対応していく。

非接触・非対面を前提とした取引等が急速に浸透し、社会経済活動をめぐる環境が大きく変化した。オンラインでの購入やキャッシュレス化など区内企業や商店街のデジタル化を一層進めていく必要がある。

社会インフラの確保

保育環境の確保

保育環境の確保

1 事業概要

コロナ禍にあっても、社会機能の維持に欠かすことのできない保育環境の維持に努める。

保育施設・学童クラブの継続

感染予防対策を講じた上で感染症まん延防止による休室を除き、区内保育施設・学童クラブの開所を継続する。

区内私立幼稚園（練馬こども園含む）の継続

真に預かり保育が必要な園児については、継続して保育を実施する。

学童クラブにおける臨時休校期間等の一泊保育および保育時間拡大の実施 【実施期間：令和2年3月～6月、3年9月】

臨時休校および学校再開後の分散登校期間には一泊保育を、短縮授業の期間には保育時間の拡大を実施する。

保育料の減免等 【実施期間：令和2年4月～5年3月】

国の水際対策や本人の新型コロナウイルスへの感染、濃厚接触者への該当等の理由で保育施設・学童クラブに登室・登園しなかった利用者および感染症拡大防止のため登園を自粛した利用者の保育料を減免する。

事業実績：認可保育園 減免人数 延49,422件、減免額 総額 487,619,930円

【内訳】令和2年度 21,687件 / 385,269,120円、3年度 17,763件 / 65,044,390円、4年度 9,972件 / 37,306,420円

公設学童クラブ 減免人数 延24,032件、減免額 総額 67,563,480円

【内訳】令和2年度 14,781件 / 58,577,300円、3年度 3,988件 / 3,883,760円、4年度 5,263件 / 5,102,420円

認可外保育施設、民間学童クラブでは自粛分の保育料を補助

保育所等に対する特別奨励金等による支援事業[区独自]

保育施設等の子育て施設等従事者が事業を継続する一助とするため、特別給付金および特別奨励金を支給する。

介護等従事者特別給付金 【実施期間：令和2年6月～9月】

事業実績：443施設 99,922千円 職員1人あたり（常勤換算）20,000円

子育て施設等従事者特別奨励金 【実施期間：令和2年9月～12月】

医療・介護・障害分野の従事者を対象とした東京都の感染症対応従事者慰労金との均衡を図るため、区独自の奨励金を支給する。

事業実績：648施設 237,210千円 職員1人あたり30,000円

感染症対策物品の配布等 【実施期間：令和2年4月～5年3月】

保育施設・学童クラブにマスクや消毒液、使い捨て手袋等を配布する。 運営団体への購入費等補助を含む

事業実績：令和2年度 388施設、3年度 439施設、4年度 461施設

保活支援サービス 【実施期間：令和2年10月～】

入園相談窓口の混雑（3密）を解消するため、LINEアプリによるチャットボット、保育指数シミュレーション等の機能を提供する。

放課後の居場所づくりに係る紹介動画のオンライン配信 【実施期間：令和2年3月～】

学童クラブの入会や小学生の放課後の居場所について紹介する動画をオンライン配信する。

保育環境の確保

保育環境の確保

2 経費の執行状況

保育料の減免等

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	54,104,000	29,927,747	24,176,253	55.3%	11,227,000	18,700,747
令和3年度	1,921,090	1,921,090	0	100.0%	321,000	1,600,090
令和4年度	731,740	731,740	0	100.0%	117,290	614,450

保育所等に対する特別奨励金等による支援事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	337,222,000	337,132,000	90,000	100.0%	336,900,000	332,000

感染症対策物品の配布等

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	437,108,000	291,599,764	145,508,236	66.7%	291,586,000	13,764
令和3年度	58,251,000	47,481,794	10,769,206	81.5%	28,114,000	19,367,794
令和4年度	314,799,000	144,036,008	170,762,992	45.8%	69,388,000	74,648,008

保活支援サービス

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	825,000	825,000	0	100.0%	0	825,000
令和3年度	3,300,000	3,300,000	0	100.0%	0	3,300,000
令和4年度	3,300,000	3,300,000	0	100.0%	0	3,300,000

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- 令和2年度当初、緊急事態宣言を受け、保育所の休園や登園自粛を行う自治体が増え、保護者の就労に支障をきたし、社会的な課題となった。
「原則休園」とする区があるなか、本区は、保育所等を区民生活に欠かせない社会インフラと位置付け、当初から一貫して「原則開園」を貫いた。
令和2年5月初頭、登園率1割程度の区が多いなか、区の登園率は約4割を維持した。本区の方針が他区と顕著に異なることを報道が取り上げ、賛否両論様々な声が寄せられた。区民や施設の相談や意見に丁寧に対応し、社会的な理解が深まるにつれ、開園継続が全国的な対応となった。
- 令和2年8月、区独自に「練馬区保育施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、認可や認可外を問わず区内すべての保育従事者が保育と感染防止を両立できるよう支援した。変異株の流行等が生じても保育を継続できるよう、最新の知見に基づき都度ガイドラインの見直しを図り、保育施設に周知した。これまで60を超えるコロナ関連の通知を保育施設に発出するなど、きめ細やかにかつ丁寧に対応した。
- 保護者には、園児が感染した際等の保育料減免やLINEによる保活支援サービス等により支援を図った。感染対策を講じながらの開園は現場職員に多大な負担を生じさせた。当時入手困難であった感染症対策物品の支援や保育士等へのワクチンの優先接種、抗原検査キットの配布、区独自の特別給付金・奨励金の支給、園長経験者等による全保育施設への電話相談等を実施し、コロナ禍の保育所運営を下支えした。
- 練馬こども園各園の努力により、19園中16園で開園を継続し、保育環境を確保した。

保育環境の確保

保育環境の確保

- ・学童クラブでは、政府の要請により、突然、区立小学校および小中一貫教育校が令和2年3月から一斉臨時休業となったことに伴い、平日の日中に保育を必要とする児童が安全に過ごせる場所を確保するため、一日保育を実施した。令和2年6月の授業再開後の分散登校の期間は、通常の保育時間を拡大した。令和3年9月の午前授業期間においても、保育時間を拡大して実施した。
- ・保育においては児童との接触を避けられず、感染対策等を講じつつの保育は困難を極めたが、社会活動を維持するため不可欠な施設であり、事業者の理解と協力の下、コロナ禍にあっても保育環境を維持することができた。

3.2 今後の課題

- ・コロナ禍で保育環境を確保するには現場に大きな負担がかかる。感染対策と園運営を両立するために、どのような支援が必要か今回の対応を踏まえて検討する必要がある。
- ・保育所や学童クラブは、区立施設の運営とともに民間施設への給付や指導監督を行っており、BCPの観点でコロナ禍でも縮小できる業務が少なく、むしろ増加した。
開所時間外の業務対応が生じたことも踏まえ、区本庁および現場における人材の確保が必要である。
- ・ICTを活用することで、保護者への情報共有は一定程度スムーズに行うことができた。今後もICTの機能を有効に活用する必要がある。

保育環境の確保

子育て世帯への相談・支援の継続

1 事業概要

練馬こどもカフェのオンライン開催 【実施期間：令和2年9月～】

感染防止のため、参加者定員を縮小したことや新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難となった店舗（会場）もあったことから、web会議システムによるオンライン開催を実施する。

事業実績：令和2年度 8回・20組、3年度 8回・29組、4年度 1回・4組

子ども家庭支援センターにおけるビデオ通話システムを活用した相談支援 【実施期間：令和2年4月～】

ビデオ通話システムによるオンライン面接を実施し、相談支援を継続する。

子育てのひろばのオンライン開催 【実施期間：令和2年4月～】

感染防止のため、休室や入室人数制限を実施した。自宅で過ごすことが多い保護者が、子育ての悩みを抱え込まないように、オンラインによる子育てのひろばを実施する。また、休室期間中に、これまで来所された方に連絡をして子育ての悩みを伺う電話相談を実施する。

感染症対策物品の配布等 【実施期間：令和2年4月～5年3月】

子育て支援施設にマスクや消毒液、使い捨て手袋等を配布する。 運営団体への購入費等補助を含む

2 経費の執行状況

練馬こどもカフェのオンライン開催

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	79,200	79,200	0	100.0%	39,600	39,600
令和3年度	79,200	79,200	0	100.0%	39,600	39,600
令和4年度	9,900	9,900	0	100.0%	4,950	4,950

感染症対策物品の配布等

事業名	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	14,710,000	13,702,874	1,007,216	93.2%	13,703,000	126
令和3年度	4,200,000	3,952,017	247,983	94.1%	2,800,000	1,152,017
令和4年度	3,206,000	2,994,629	211,371	93.4%	2,036,000	958,629

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、利用、開催が困難になった相談・支援の場をオンラインに移すことで、子育て世帯への相談・支援体制を維持した。

3.2 今後の課題

- ・子ども家庭支援センターにおけるオンライン面接は、相談の手法の一つとして引き続き活用していく。
- ・練馬こどもカフェや子育てのひろばのオンライン開催については、遠方に居住する親子も参加できる等のメリットがあるため、引き続き実施していく。

保育環境の確保

放課後の居場所の確保

1 事業概要

児童館の継続

児童福祉施設は社会インフラとして欠かすことのできない施設であるため、感染予防対策を講じた上で感染症まん延防止による休館を除き、原則として区内児童館の開館を継続する。

学校応援団による校庭利用・図書館利用の実施 【実施期間：令和2年3月～3年6月】

小・中学校の休業中は、学校開放事業を休止する。令和元年度の春休みは学校応援団等の運営により当該小学校の児童のみを対象とする校庭利用を実施する（通常、開放事業では対象を当該校の児童に限定していない。）。小・中学校の再開後は、令和2年6月から令和3年6月まで、適宜、校庭利用を実施する（令和2年7月からは図書館利用も実施）。

2 経費の執行状況

—

3 成果と課題

3.1 事業の成果

・コロナ禍にあっても放課後等に居場所を必要とする児童が安全に過ごすことができる場所を確保することができた。

3.2 今後の課題

・校庭利用等の実施について、近隣住民から感染拡大を危惧するご意見をいただくこともあったため、将来新たに、感染力の強い感染症が発生し、同様の対応を行う場合には、近隣住民への丁寧な説明に努めながら事業を進めていく必要がある。

教育環境の確保

学校教育の確保

1 事業概要

区立小中学校の一斉臨時休業と再開等 【実施期間：令和2年3月～3年3月、9月】

政府第15回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請を受け、令和2年3月2日から5月31日まで区立小中学校における一斉臨時休業を実施した。感染拡大防止および児童生徒の心身への配慮の視点から、令和2年6月に区立小中学校での授業について段階的に再開した。区立小中学校の一斉臨時休業および分散登校により削減された分の学びの保障のため、令和2年7月から令和3年3月まで夏季休業日、都民の日、開校記念日、土曜に授業を実施するとともに学習内容および行事等について精選した。令和3年9月1日から9月30日まで午前授業とする一斉短縮授業を実施した。

区立小中学校・幼稚園公式チャンネルでの動画配信 【実施期間：令和2年5月～】

臨時休業中や休業明けの学習を補填するため、公式YouTubeチャンネルを作成し、動画コンテンツを配信する。

事業実績：公開動画 32本、学校ごとの限定動画 964本（令和5年9月現在）

連絡用携帯電話の配備（区立小中学校） 【実施期間：令和2年5月～4年3月】

新型コロナウイルス感染症による児童生徒の不安感に寄り添い、心のケア等を行うため、各小中学校に連絡用携帯電話を配備する。

事業実績：各期間の配備台数 令和2年5月～8月 196台、2年9月～3年3月 122台、3年度 196台

就学援助費特例支給 【実施期間：令和2年4月～5年3月】

新型コロナウイルス感染症の影響により、年度途中で家計に急変が生じた世帯に対し、就学の機会を保障するため、当初申請期限の延長、支給対象月の拡充（遡及適用）等を実施する。

事業実績：特例支給件数 218件（令和2年度 130件、3年度 36件、4年度 52件）

感染予防対策経費配当および物品の配付（区立小中学校） 【実施期間：令和2年4月～6年3月】

各学校の実情に応じ、感染予防に必要な物品を購入するための予算を、国や東京都の補助金を活用し配当する。消毒液や体温計等の感染予防に必要な物品を、各校へ配布する。

事業実績：物品の購入予算配当・配付校数 98校（区立小学校 65校、区立中学校 33校）

感染予防対策経費補助および物品の配付（幼稚園） 【実施期間：令和2年4月～5年3月】

私立幼稚園が実施する、保健衛生用品や備品の購入等および園舎の改修経費に対し、補助金を支給する。あわせて、区立幼稚園および私立幼稚園に感染症対策物品を配付する。

事業実績：物品の購入補助・配付件数 41園（区立幼稚園 3園、区内私立幼稚園 38園）、園舎の改修事業補助件数 9園（区内私立幼稚園）

オンラインによる就学相談の予約 【実施期間：令和2年5月～】

感染症対策と障害者の学習機会を確保するため、年度当初の就学相談予約を区のホームページ上に開設した申込フォームで受け付けることができるようオンライン化する。

事業実績：就学相談オンライン受付件数 736件（令和2年度 152件、3年度 264件、4年度 320件）

オンライン教育相談 【実施期間：令和2年12月～】

外出や対面を避けたい保護者や子供からの相談に対応するため、オンラインで教育相談を実施する。

事業実績：令和3年度 25件、4年度 28件

教育環境の確保

学校教育の確保

区立小中学校・幼稚園におけるトイレの手洗い自動水栓化 【実施期間：令和2年11月～3年3月】

感染防止対策として、各区立小中学校・幼稚園の手洗いに自動水栓を導入する。

事業実績：自動水栓化 94校（区立小学校 61校、区立中学校 33校）、区立幼稚園 3園

区立小学校65校中、3校はコロナ禍前に導入済み、1校は校舎改築に伴い令和4年度に導入

タブレットパソコン配備・オンライン授業 【実施期間：令和3年2月～ モバイルルータ貸与は令和5年3月で終了】

令和3年2月に、3か年の配備計画を前倒して、区立小中学校の全児童生徒に対して、タブレットパソコン（47,301台）を配備した。

また、令和3年9月から、出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒を対象に、タブレットパソコンを活用したオンライン授業を実施するとともに、家庭にWi-Fi環境のない世帯に対してモバイルルータを貸与した。

事業実績

オンライン授業実施人数	モバイルルータ貸与台数	備考
小学校約1,600名、中学校約300名	約80台	令和3年9月時点
小学校約2,200名、中学校約500名	約30台	令和4年2月時点
小学校約1,200名、中学校約300名	約20台	令和4年3月時点

2 経費の執行状況

連絡用携帯電話の配備（区立小中学校）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	11,473,000	11,214,060	258,940	97.8%	5,607,000	5,866,000
令和3年度	9,099,000	9,098,320	680	100.0%	4,549,000	4,550,000

就学援助費特例支給

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	570,627,561	567,523,330	3,104,231	99.5%	672,000	566,851,330
令和3年度	725,036,000	632,374,130	92,661,870	87.2%	1,847,000	630,527,130
令和4年度	689,110,000	608,616,974	80,493,026	88.3%	3,189,000	605,427,974

拡充対応部分を含む各年度の総事業経費を記載

感染予防対策経費配当および物品の配付（区立小中学校）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	120,828,662	120,816,572	12,090	100.0%	78,792,000	42,024,572
令和3年度	98,439,000	97,035,938	1,403,062	98.6%	47,594,000	49,441,938
令和4年度	131,722,000	131,019,573	702,427	99.5%	65,509,000	65,510,573

教育環境の確保

学校教育の確保

感染予防対策経費補助および物品の配付（幼稚園）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	41,000,000	35,077,000	5,923,000	85.6%	35,077,000	0
令和3年度	4,100,000	2,747,943	1,352,057	67.0%	1,353,000	1,394,943
令和4年度	1,200,000	1,198,259	1,741	99.9%	597,000	601,259

区立小中学校・幼稚園におけるトイレの手洗い自動水栓化

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	126,468,600	98,907,314	27,561,286	78.2%	72,981,000	25,926,314

タブレットパソコン配備・オンライン授業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	263,840,261	263,840,261	0	100.0%	250,343,000	13,497,261
令和3年度	684,035,073	684,035,073	0	100.0%	582,000,000	102,035,073
令和4年度	710,286,695	710,286,695	0	100.0%	635,706,000	74,580,695

3 成果と課題

3.1 事業の成果

[区立小中学校]

- ・子供たちが安心して学校生活を送れるよう、「教育活動を止めない」「感染症防止対策を一層強化する」「全ての子供たちの学習保障と心のケアを充実させる」といった3つの方針のもと、対応を実施した。
 - ・学校臨時休業期間中（令和2年3月～5月）は、定期的な課題の提示や電話連絡などを実施し、児童生徒の学習保障や心のケアを行うことができた。
 - ・令和2年6月に学校を再開させる際は、臨時休業による子供のストレスの状況や、学校再開後に必要な対応などを理解するための教員研修を実施した。また、臨時休業終了後は、分散登校や午前授業などにより段階的に学校を再開することで、児童生徒への心身に過度な負担をかけることなく円滑に教育活動を進めることができた。
 - ・夏季休業日の短縮や土曜授業日を増やすなどの工夫により、臨時休業で削減された授業時数を確保し、全ての学習内容を終えることができた。
 - ・ガイドラインを策定し、全区立小中学校で統一した感染予防対策を行うことで、教育活動を継続できる環境を維持することができた。
 - ・タブレットパソコンを前倒しして配備したことにより、児童生徒、教員が機器の取扱いに慣れ、迅速にオンライン授業の準備を進めることができた。ピーク時（令和4年2月10日時点）には小学生約2,200名、中学生約500名のオンライン授業利用があり、感染不安や濃厚接触等により学校に出席できない児童生徒の教育環境を確保した。
- また、区立小中学校・幼稚園におけるトイレの手洗い自動水栓化をしたことで、蛇口を直接触れないことにより、感染拡大防止につながった。電気工事が不要な乾電池式の自動水栓の導入により、迅速な対応ができた。

[就学援助、教育相談等]

- ・就学援助費について、令和2年度に限り、学校休校等の影響があったため、当初申請期限を1か月延長し5月中旬に提出された申請を4月分として受理することで、入学準備費や4月分の学用品・通学用品費等の受給機会が確保された。
- ・就学相談の申込は、従来の説明会参加を前提とした対面型からオンライン申込に移行したことで、相談申込件数が増加した。
- ・教育相談についてオンラインを活用することにより、時期を逸することなく対応できた。

[幼稚園]

- ・預かり保育の実施を継続した。

教育環境の確保

学校教育の確保

3.2 今後の課題

[区立小中学校]

- ・令和2年3月からの臨時休業の発表があったのは、実施の4日前であり、学校は児童生徒の安全確認や学習保障、卒業式・入学式等の学校行事の実施の有無などの対応に追われた。今後、臨時休業が見込まれる際には、状況に応じて早めに対応を検討していくことが必要である。
- ・コロナ禍においては、感染予防や感染の不安を理由に登校を見合わせる児童生徒が多数おり、各校は、放課後登校やオンライン授業・面談等により、学習の保障や学校とのつながりを保つ努力を行った。しかし、登校しない期間が長くなったことが、不登校傾向の児童生徒が増加した要因の一つと考えられる。
- ・早急なタブレットパソコンの配備を最優先事項とした。今後は、学習者用デジタル教科書の導入等を見据え、将来的な学校全体のICT環境の構築について十分に検討する必要がある。
- ・オンライン活用は、教員のICT活用能力や、学校および各家庭での通信環境に左右される面がある。教員全体のICT活用能力の向上と通信環境を整備する必要がある。
- ・感染防止対策としてのマスクの着用は個人の判断に委ねることが基本となっているが、マスクを外すことに抵抗を感じる児童生徒が一定数いる。着用の有無で差別等がないようにする、熱中症などの健康面等から体育活動等においては原則としてマスクを着用しないようする、といった現在実施している指導を今後も周知徹底して行う必要がある。
- ・コロナ禍で、異学年交流やグループ活動、体験活動や運動等の機会が減少した。今後、低下傾向にあった体力やコミュニケーション能力等を取り戻していく必要がある。
- ・令和2年3月以降、運動会や合唱コンクール、宿泊行事など多くの学校行事等が中止または縮小されている。今後、行事等の運営や指導方法、安全面の配慮など、教員のノウハウを確実に継承していく必要がある。

[就学援助、教育相談等]

- ・就学援助費について、申請機会の確保や保護者負担の軽減を図るため、申請の電子化等を検討する必要がある。
- ・就学相談について、今後は発達検査を伴わない面談についてもオンライン化するなど、非対面や保護者負担の軽減策を検討する必要がある。

教育環境の確保

校外学習の確保

1 事業概要

宿泊を伴う校外学習のキャンセル料公費負担 【実施期間：令和2年7月～4年10月】

緊急事態宣言等により、中止や延期となった区立中学校の修学旅行等について、旅行代金等のキャンセル料を公費負担する。

事業実績

- ・修学旅行：令和2年度 4,184人（33校）27,449,555円、令和3年度 4,756人（30校）25,707,597円、令和4年度 21人（13校）495,684円
- ・イングリッシュキャンプ：令和4年度 94人（1校）131,600円

バーチャル修学旅行等の実施 【実施期間：令和3年2月～3月】

中止となった修学旅行の代替事業として、各区立中学校3年生を対象にVR映像体験を通じたバーチャル修学旅行を実施する。

また、校外学習を実施できなかった児童・生徒を対象として、卒業記念品制作など思い出作り事業を実施する。

事業実績：バーチャル修学旅行のアンケート結果では、86%の生徒が満足（「非常に満足（56%）」「まあまあ満足（30%）」）

宿泊を伴う校外学習における出発前の抗原検査の実施 【実施期間：令和4年2月～5年3月】

校外学習中の感染を防止するため、抗原検査キットを各校に配付し、出発前検査を実施する。

事業実績：区立小学校65校5・6年生および区立中学校33校1・2・3年生の延べ254校で実施

内訳：令和3年度 25校（区立小学校2校・区立中学校23校）、4年度 延べ229校（区立小学校延べ130校・区立中学校延べ99校）

2 経費の執行状況

宿泊を伴う校外学習のキャンセル料公費負担

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	27,455,000	27,449,555	5,445	100.0%	13,541,000	13,908,555
令和3年度	73,860,000	25,707,597	48,152,403	34.8%	0	25,707,597
令和4年度	5,468,000	627,284	4,840,716	11.5%	314,000	313,284

バーチャル修学旅行等の実施

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	78,784,000	72,344,669	6,439,331	91.8%	0	72,344,669

宿泊を伴う校外学習における出発前抗原検査の実施

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	12,595,000	12,595,000	0	100.0%	6,297,500	6,297,500
令和4年度	24,750,000	24,750,000	0	100.0%	12,375,000	12,375,000

3 成果と課題

- ・修学旅行等の中止等に伴う保護者の負担を軽減した。中止となった校外学習の代替として、体験事業等を提供した。
- ・出発前検査の実施により、児童・生徒が安心して校外学習に参加できた。

高齢者・障害者へのサービス確保

介護・障害福祉サービス事業所に対する検査キットの配布等委託事業

1 事業概要

介護・障害福祉サービス事業所に対するPCR検査 【実施期間：令和3年5月～4年8月】

無症状・無自覚の利用者等の感染を迅速に発見し、感染拡大を防止するとともに、利用者が安心して施設を利用できる環境を整備するため、定期的にPCR検査を実施する。

	令和3年度	令和4年度
延べ受検者数	98,355人	40,250人
検査率	12.67%	10.90%
陽性疑い数	169件	128件
陽性率	0.17%	0.32%

介護・障害福祉サービス事業所に対する抗原定性検査キット配布 【実施期間：令和4年9月～5年3月】

無症状・無自覚の利用者等の感染を迅速に発見し、感染拡大を防止するとともに、利用者が安心して施設を利用できる環境を整備するため、抗原定性検査キット配布による定期的な検査を実施する。

	令和4年度
配布キット数	54,000キット
延べ受験者数	47,304人
検査率	8.81%
陽性疑い数	180件
陽性率	0.38%

令和4年9月に、PCR検査事業（上記）から抗原定性検査キット配布事業（上記）に切替えた。

対象者は とともに、東京都および日本財団が検査対象としない、高齢者施設等における従事者および利用者のうち検査を希望する者とした。
（令和4年5月から利用者のみ対象）

2 経費の執行状況

介護・障害福祉サービス事業所に対するPCR検査

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	600,618,000	584,228,700	16,389,300	97.3%	563,165,000	21,063,700
令和4年度	221,375,000	221,375,000	0	100.0%	221,375,000	0

介護・障害福祉サービス事業所に対する抗原定性検査キット配布

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和4年度	65,854,000	47,614,043	18,239,957	72.3%	47,614,043	0

3 成果と課題

・事業所によって、検査事業に参加する頻度に差が見られた。多くの事業所が参加できるように、事業の周知を積極的に行う必要がある。

高齢者・障害者へのサービス確保

介護・障害福祉サービス事業所における検査費用補助事業

1 事業概要

PCR検査経費補助事業 【実施期間：令和2年8月～3年3月】

社会福祉施設における感染拡大を防止し、継続的なサービス提供を確保するため、施設が独自に実施する「新規入所者が入所する際のPCR検査」の経費（検査1件当たり4万円が上限）を補助する。

事業実績：12事業者（15事業所）PCR検査受検数130件

抗原検査キット購入費補助事業 【実施期間：令和3年11月～4年7月】

介護・障害福祉サービス事業所で、発熱や倦怠感等の症状がある利用者を迅速に検査できるようにするため、抗原検査キットの購入費用を1施設当たり、25,000円を上限として補助する。

事業実績

年度	介護	障害	合計
令和3年度	12件 / 260,160円	18件 / 426,750円	30件 / 686,910円
令和4年度	4件 / 100,000円	6件 / 130,050円	10件 / 230,050円

2 経費の執行状況

PCR検査経費補助事業（令和2年8月～3年3月）

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	15,240,000	4,038,493	11,201,507	26.5%	2,582,000	1,456,493

抗原検査キット購入費補助事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	12,076,000	686,910	11,389,090	5.7%	661,000	25,910
令和4年度	2,588,000	230,050	2,357,950	8.9%	230,050	0

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- 重症化リスクの高い高齢者や障害者の感染拡大を防止する各施設の取組を支援し、迅速な検査ができるようにすることで、事業所の運営への影響を軽減することができた。

3.2 今後の課題

- 事業所によって、補助事業を活用する頻度に差が見られた。より多くの事業所が利用できるよう、周知や実施の方法を工夫するなど、今後も検討していく必要がある。

高齢者・障害者へのサービス確保

介護・障害福祉サービス事業所従事者への給付事業

1 事業概要 【実施期間：令和2年6月～9月】

介護等従事者特別給付金事業[区独自]

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令中、事業を継続した介護、障害分野の事業所の従事者が、引き続き従事する一助とするため、常勤1名につき20,000円、非常勤は常勤換算した係数に20,000円を乗じた額の特別給付金を支給する。

事業実績

	支出総額	申請施設数	給付人数 ¹
介護分野	198,978千円	1,000カ所	12,357人
障害分野 ²	24,188千円	200カ所	1,543人
合計	223,166千円	1,200カ所	13,900人

1：常勤、非常勤を合計した人数

2：介護・障害分野を併設している場合は、介護分野が支給

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	223,166,000	223,166,000	0	100.0%	223,100,000	66,000

3 成果と課題

3.1 事業の成果

・休業した事業所はごく少数にとどまった。感染防止を図りながら、サービスを行う従事者の労苦に対して、区独自の給付金を支給し、福祉サービスの維持・継続に寄与した。

3.2 今後の課題

・給付金の算定基準として、対象を直接支援従事者（エッセンシャルワーカー）とした。しかし、事業所によっては、従業員のモチベーションを考慮し、事務員、運転手等に対しても事業者が独自に給付した実績があった。今後、同様の事業実施に際しては、制度設計にあたり、事業所の意向も踏まえながら検討する必要がある。

高齢者・障害者へのサービス確保

介護・障害福祉サービス事業所への補助事業

1 事業概要

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等ヘルパー派遣費用補助事業 【実施期間：令和3年4月～4年3月】
家族介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、介護をすることが困難な場合に、介護を必要とする高齢者等または障害者のうち保健所が濃厚接触者として健康観察の対象とした者に、訪問看護等（介護保険法および障害者総合支援法による給付の対象外で行うものに限る。）を提供した事業者に補助金を交付する。

事業実績：申請件数 1件、補助金交付額 20,400円

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	4,704,000	20,400	4,683,600	0.4%	20,000	400

3 成果と課題

- 速やかに事業を導入したが、実績が1件に留まる結果となった。今後、同様の事業実施にあたっては、ニーズ、事業者の意向や周知方法などを検討する必要がある。

高齢者・障害者へのサービス確保

介護・障害福祉サービス事業所への運営支援事業

1 事業概要

感染症対策研修 【実施期間：令和2年5月～】

重症化リスクの高い高齢者や障害者への感染拡大を防ぐため、区内介護サービス事業所および障害福祉サービス事業所を対象に研修を実施する。

事業実績：感染症対策に係る研修の動画配信・研修参加事業所数 延べ474事業所（令和2年度）

研修参加者数 令和3年度 延べ92名、4年度 延べ70名

福祉施設感染予防アドバイザー派遣事業 【実施期間：令和2年8月～12月】

派遣アドバイザー（専門家）、区保健師、区担当係職員の3名体制で施設へ赴き、スリッパの消毒など、見落としがちな部分に対する指摘のほか、消毒対象や手順の見直しによる合理化、対策の強化や、隔離時のゾーニングの見直し等、各施設に応じたアドバイスを行う。

事業実績：特別養護老人ホーム 32施設、障害者支援施設 5施設、障害者グループホーム 2施設、母子生活支援施設 1施設

福祉施設感染予防アドバイザー派遣に係るアドバイス集の作成 【実施期間：令和2年12月～】

アドバイザー派遣事業の実施後、実際に各施設へ赴いた専門家の監修のもと、アドバイス集を作成し、希望する区内施設に配布するほか、区のホームページに掲載する。

区内介護サービス事業者に対する施設調査 【実施期間：令和2年12月～5年5月】

「感染状況の確認」および「事業者への感染対策の支援」を迅速に行うため、各総合福祉事務所、介護保険課、保健所が連携して協力体制をとり、区内介護サービス事業者に対する施設調査を行う。

事業実績：対応事業所数（延べ）令和2年度 342事業所、3年度 420事業所、4年度 1,240事業所

新型コロナウイルス感染症対策カードの作成・配付 【実施期間：令和2年11月9日～30日】

介護サービス従業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る知識の習得および意識の向上を図ること目的として、いつでも感染対策を確認できるように、国が作成した感染対策動画の二次元バーコードを掲載した名刺サイズのカードを作成し、配付する。

事業実績：区内の介護事業所の職員に約13,000枚配付

福祉施設感染対策研修 【実施日：令和2年12月4日】

の「福祉施設感染予防アドバイザー派遣事業」の実施対象とならなかった小規模な入所系の介護サービス事業者等に対し、アドバイザーによる感染症対策の強化に関する研修（集合およびオンライン研修）を実施する。

【事業対象者】

認知症高齢者グループホーム、単独型の短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）、地域包括支援センター、障害者グループホームを運営する事業者

事業実績：集合研修 42名（高齢者施設・包括 27名、障害者施設 3名、区職員 12名）

オンライン研修 49名（高齢者施設・包括 35名、障害者施設 14名）

福祉施設における職員の相互派遣 【実施期間：令和2年9月～】

新型コロナウイルス感染症クラスター発生に伴う職員不足を補うため、法人の枠を超えた職員の相互派遣体制を構築する。応援職員を派遣した施設の運営法人へ、区が派遣協力金を交付する（1施設につき30万円）。

事業実績：福祉施設における職員の相互派遣実績なし

高齢者・障害者へのサービス確保

介護・障害福祉サービス事業所への運営支援事業

介護事業者等特殊勤務手当補助 【実施期間：令和2年6月～3年3月】

高齢者・障害者の家族介護者が新型コロナウイルス感染症による入院等した場合に、自宅に残された高齢者・障害者に対し、家族介護者に代わって、サービスを提供する事業者が、従事者に支給した特殊勤務手当を補助する。

事業実績：なし

2 経費の執行状況

福祉施設感染予防アドバイザー派遣事業

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	840,000	840,000	0	100.0%	840,000	0

新型コロナウイルス感染症対策カードの作成・配付

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	100,000	64,000	36,000	64.0%	64,000	0

福祉施設感染対策研修

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	21,000	21,000	0	100.0%	0	21,000

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・保健所機能が逼迫する中、介護保険課が一次的に対応することで、介護サービス事業所における感染状況の確認や入院エントリの支援、即応支援チームの案内等を迅速に行うことができた。
- ・区や都が実施する定期検査の案内や緊急性が認められる事業所へは介護保険課で購入した検査キットの配布を行うなど、さらなる感染拡大を防止するための支援を行うことができた。介護サービス事業者や家族から寄せられた感染症対策に関する相談などを一部介護保険課で引き受けることで、機能のさらなる逼迫を防ぐことができた。
- ・感染症対策カードは名刺サイズであり携帯しやすく、従業員がいつでも動画を短時間で閲覧することを可能とすることにより、介護サービス従業員に対して新型コロナ感染症対策についての知識の習得および意識の向上を図ることができた。

3.2 今後の課題

- ・新型コロナウイルス感染症は一定の収束を迎えたものの、サービスを安定的・継続的に提供していくためには、事業所の感染症防止体制を強化していく必要がある。引き続き、感染症対策研修を実施し、事業所の感染症対策を支援していく。
- ・複数の所管課の異なる種別の施設に対する事業は、迅速かつ正確に情報交換を行う必要がある。
- ・介護保険利用者が適切なサービスを受けられるよう、保健所と介護保険課が連携して介護サービス事業者への情報提供を行うなどの支援を継続していく必要がある。
- ・防護具の着脱の仕方等が掲示物でも確認できると、介護サービス従業員が感染対策の確認を急いでいる場合に資することが考えられる。動画に加えて、掲示物の二次元バーコードも掲載することで、場面に応じた感染症対策カードの活用が期待できる。
- ・感染者が拡大していく状況下での開催であったこともあり、研修への参加が少なかった。研修内容を充実させるとともに、周知や開催の方法を工夫するなど、より参加しやすい研修を実施するために、今後も検討していく必要がある。

高齢者・障害者へのサービス確保

介護・障害福祉サービス事業所に対する感染予防物資等支援

1 事業概要

介護サービス事業者等感染予防物資確保経費補助

【実施期間：令和2年9月～3年2月】

区内の介護・障害福祉サービス事業者が感染予防物資（マスク、アルコール、エプロン等）を備蓄するための経費を補助する。

対象事業所	対象事業所数	申請事業所数	申請割合（％）	交付額
宿泊を伴う介護サービス事業所 （介護老人保健施設等）	173	88	50.9%	12,585,286円
短期入所サービス事業所 （短期入所生活介護事業所等）	47	43	91.5%	2,109,520円
居宅サービス等の介護事業所 （訪問介護事業所等）	812	608	74.9%	57,257,177円
宿泊を伴う障害福祉サービス事業所 （共同生活援助事業所等）	35	19	54.3%	2,769,070円
短期入所サービス事業所 （障害短期入所事業所）	9	2	22.2%	98,111円
居宅サービスの障害事業所 （居宅介護事業所等）	29	8	27.6%	720,956円
日中活動サービス等の障害事業所 （生活介護事業所等）	123	52	42.3%	4,641,407円
合計	1,228	820	66.8%	80,181,527円

衛生用品等の配付 【実施期間：令和2年2月～】

区内介護・障害福祉サービス事業所において、マスク等の衛生用品が不足する状況となったため、事業所における感染拡大の防止を目的として、衛生用品（マスク、手袋、エプロン等）を配付する。

事業実績（令和2年2月～令和5年3月）

マスク：2,426,480枚、 介護用手袋：4,898,000双、 介護用エプロン：396,500枚、 感染症対策袖付きエプロン：4,590枚、
ゴーグル：13,127個

抗原定性検査キットの配付 【実施期間：令和4年2月～6年5月】

施設系介護・障害福祉サービス事業所向け

介護・障害福祉施設において陽性者が発生した際、他の入所者および従事者等に対して速やかに検査を実施し、検査結果に応じた、適切な衛生管理を行うことで感染拡大を防止することを支援する。

事業実績：（介護）令和3年度 78事業所（2,925個）、4年度 55事業所（4,449個）

介護・障害福祉サービス事業所従事者向け

濃厚接触者となった従事者等が、待機期間解除（短縮）の判断を行うにあたり、速やかに検査を実施できるよう抗原検査キットを配付することで、介護・障害福祉サービス事業所の事業継続を支援する。

事業実績：（介護）令和3年度 19事業所（92個）、4年度 13事業所（66個）

障害は、 と 合わせて、1,611個（3年度 1,440個、4年度 171個）

高齢者・障害者へのサービス確保

介護・障害福祉サービス事業所に対する感染予防物資等支援

2 経費の執行状況

介護サービス事業者等感染予防物資確保経費補助

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	90,900,000	80,181,527	10,718,473	88.2%	2,173,000	78,008,527

衛生用品等の配付

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和元年度	128,000	127,510	490	99.6%	0	127,510
令和2年度	4,538,000	4,537,275	725	100.0%	2,851,000	1,686,275
令和3年度	1,605,000	1,559,971	45,029	97.2%	1,559,000	971
令和4年度	395,000	342,468	52,532	86.7%	342,468	0

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・感染予防物資確保経費補助事業の補助対象者の約7割の事業所から支給申請があり、感染予防物資の備蓄物資の補助を行うことで、介護・障害福祉サービス事業所の事業継続を支援することができた。
- ・区内介護・障害福祉サービス事業所において、衛生用品等を配付することで、事業所における感染拡大の防止に寄与することができた。
- ・施設系介護・障害福祉サービス事業所向けに、抗原定性検査キットを配付することで、検査結果に応じた適切な衛生管理を行うことができるようになり、事業所における感染拡大の防止に寄与することができた。
- ・濃厚接触者となった従事者等が、待機期間解除（短縮）の判断を行う際、速やかに検査を実施できるようになり、介護・障害福祉サービス事業所の事業継続に貢献することができた。

3.2 今後の課題

- ・備蓄物資の購入に対する補助金の支出という側面上、購入した物品の領収書の添付を必要とし、申請内容の審査についても厳重に行ったため、補助金交付までの時間を要した。今後、このような補助事業を実施する場合は、手続の簡略化を検討する必要がある。

高齢者・障害者へのサービス確保

街かどケアカフェ連携協定団体へマスク・非接触型体温計の配付

1 事業概要 【実施期間：令和2年11月～】

利用者の感染防止対策として、「街かどケアカフェ」を運営する連携協定団体（全28団体 令和4年度末時点）へ、マスク、アルコール消毒液および非接触型体温計を配付する。

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	136,840	136,840	0	100.0%	136,840	0
令和3年度	21,912	21,912	0	100.0%	21,912	0
令和4年度	49,500	49,500	0	100.0%	49,500	0

3 成果と課題

・感染防止対策を徹底したことで、来所者が安心して利用できる環境を確保し、街かどケアカフェの運営を支援することができた。

社会インフラの確保（まとめ）

1 主な成果

子供たちが安心して学校生活を送れるよう、「教育活動を止めない」「感染症防止対策を一層強化する」「全ての子供たちの学習保障と心のケアを充実させる」といった3つの方針のもと、対応を実施した。

感染拡大当初は準備期間がない中で休校に入ったため、学校ホームページやYouTubeチャンネルを用い家庭との連絡を充実させながら学習を継続した。また、各小中学校に連絡用携帯電話を配備し、児童生徒の不安感に寄り添い、心のケアをおこなった。あわせて、外出や対面を避け、オンライン授業を希望する児童生徒に対応するため、Wi-Fi環境のない世帯へモバイルルーターを貸与するほか、教育相談や就学相談の予約などオンライン化を進めた。

幼稚園・小中学校に感染防止対策に必要な物品等を供給し、感染拡大防止につなげた。

保育、障害者・高齢者へのサービスは、区民生活を支える重要なインフラであり、クラスター発生時などを除いて、サービスを継続した。これらのサービスでは、利用者との接触を避けることは極めて困難であり、従事者は相当な緊張感のなかで感染防止を図りながらサービスの継続や代替サービスの提供に努めた。

区は、感染防止に必要な物品の提供や研修・助言などを行うとともに、サービスの継続に寄与した従事者の労苦を労うために、区独自の特別奨励金・給付金の支給等を行った。

感染予防のノウハウは、日常的なケアにおいても重要であることから、今後もノウハウを継承できるようにする必要がある。

2 今後の課題

休業期間においても児童生徒の学習機会を保障するため、さらなる通信環境を整備するとともに、教員のICT活用能力の向上を図る。

感染状況に応じたガイドラインを迅速に策定し、全区立幼稚園・小中学校で統一した感染対策を行い、教育活動を継続できる環境を整備する。

サービスを安定的・継続的に提供するには、サービス提供事業者の感染防止体制を強化する必要がある。事業者や利用者のニーズを迅速かつ的確に把握し、関係部署間で情報共有を図り、事業を効果的に行っていく必要がある。

保健所が一般区民対応で多忙を極めた状況下では、感染のスクリーニングのための抗原検査キット等の提供だけでなく、区立幼稚園・小中学校および保育・障害者・高齢者のサービス事業所における感染状況の情報整理を所管課で行った。

今回の対応をもとに、感染症発生時の関係各課の役割分担をどうするかを整理しておく必要がある。臨機応変な対応が求められることが十分予測されるので、全体調整のもとに必要な応じて役割分担を変化させられるように、平常時から役割分担を踏まえた情報交換をする機会が必要である。

行政運営

① 区政改革

行政手続のオンライン化の推進

1 事業概要

押印の見直し 【実施期間：令和2年11月～】

来庁しなくても必要な手続ができるよう、オンライン化を推進するため、その妨げとなる押印の見直しを行う。押印を求めている理由・根拠を確認し、国や都等の他団体の規定により押印が義務付けられているもの、補助金申請書（法人分）、契約書等を除き、不必要な押印を廃止する。

事業実績：全手続2,800件のうち、2,391件（約85%）で押印を不要とした。 令和3年4月時点

オンライン申請の推進 【実施期間：令和2年4月～】

コロナ禍を受けて、他自治体が実施済みの手続や、国が示す「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」について、「東京共同電子申請・届出サービス」や「ぴったりサービス」および令和4年度からクラウド型電子申請システム「LoGoフォーム」を積極的に活用してオンライン化を推進する。

事業実績：オンライン申請受付件数 令和4年度123,162件（元年度9,446件）

年度	申請受付件数	手続数
令和元年度	9,446件	115手続
令和2年度	16,810件	213手続
令和3年度	56,943件	363手続
令和4年度	123,162件	887手続

講座や相談等におけるオンライン化の推進 【実施期間：令和2年5月～】

タブレット端末200台とWeb会議システムを導入し、オンラインによる講座・説明会、相談・交流事業を実施するとともに、審査会・研修会や、外部との会議等をWebで開催する。

事業実績：Web会議システム開催に伴うタブレット端末の貸出件数

年度	貸出端末数	延べ貸出件数
令和元年度	10台	77件
令和2年度	100台	643件
令和3年度	200台	1,448件
令和4年度	200台	1,196件

2 経費の執行状況

オンライン申請の推進

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	3,756,647	3,454,134	302,513	91.9%	0	3,454,134
令和3年度	3,584,570	3,255,751	328,819	90.8%	0	3,255,751
令和4年度	30,005,488	28,898,930	1,106,558	96.3%	12,231,000	16,667,930

① 区政改革

行政手続のオンライン化の推進

講座や相談等におけるオンライン化の推進

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	1,004,380	858,297	146,083	85.5%	0	858,297
令和3年度	18,956,916	17,950,272	1,006,644	94.7%	0	17,950,272
令和4年度	18,365,688	18,361,530	4,158	100.0%	0	18,361,530

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・コロナ禍を受けて、行政手続のオンライン化を推進し、令和元年度のオンライン申請の受付件数9,446件に対し、令和4年度は123,162件に増加した。
- ・タブレット端末を活用し、「練馬こどもカフェ」、「つながるカレッジねりま」など71事業（令和2年度）をオンラインで実施した。その他、中小企業の経営相談やひとり親に係る相談、法律相談などを実施するとともに、介護認定審査会や建築審査会などの審査会の実施にも活用した。

3.2 今後の課題

- ・不要な押印は廃止したが、書面や対面でのやりとりを前提としている手続が多く、オンライン化率は約20%に留まっている。
- ・国は、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、令和6年6月までにアナログ規制7項目の見直しを実施することとしている。区も、DX推進に向け、アナログ規制の実態を把握し、見直しの必要性について検討する必要がある。
目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧
- ・国が運営する「ぴったりサービス」や、クラウド型電子申請システム「LoGoフォーム」などを活用し、申請・届出等の手続のオンライン化をさらに推進する必要がある。各課でオンライン化の推進体制を構築し、全庁を挙げて取り組んでいく必要がある。

① 区政改革

各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化

1 事業概要 【実施期間：令和4年9月～】

コロナ禍において、民間ではキャッシュレス決済が広く普及したことを踏まえ、現金のみの支払いとなっている各種証明書の事務手数料や利用料について、順次キャッシュレス決済を導入する。

事務手数料（令和4年9月～）

導入窓口	主な証明書
各区民事務所	住民票の写し、印鑑登録、印鑑登録証明書等
戸籍住民課	戸籍証明書
税務課	課税証明書等
収納課	国保料納入済額証明書
国保年金課	後期高齢者医療保険料納入済額証明書

利用料（令和5年7月～）

施設名	事業名	
地域子ども 家庭支援センター	練馬	乳幼児一時預かり事業
	練馬分室	子どもトワイライトステイ事業
	光が丘	乳幼児一時預かり事業 子どもトワイライトステイ事業
	貫井	乳幼児一時預かり事業
	大泉	乳幼児一時預かり事業
	関	乳幼児一時預かり事業
子ども発達支援センター	障害児一時預かり事業	

事業実績：導入窓口 11か所、利用件数30,356件（令和4年9月～5年3月）

2 経費の執行状況

事業名	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和4年度	18,626,000	16,048,983	2,577,017	86.2%	0	16,048,983

3 成果と課題

・証明書のオンライン請求においても、令和5年度にキャッシュレス決済を導入した。今後更に拡充する必要がある。また、使用料等への拡大についても検討する。

① 区政改革

システム等の活用による窓口・受付の混雑緩和

1 事業概要

マイナンバーカード交付等窓口混雑緩和対策 【実施期間：令和3年1月～】
 マイナンバーカード交付の予約ができる窓口情報提供システムを導入するとともに、転入時等の手続きに必要な申請書を一括して作成可能な申請書一括作成システム等を導入する。
 事業実績：申請書一括作成システム利用件数 6,401件（令和4年度）

期日前投票所受付混雑緩和対策 【実施期間：令和3年6月～】
 インターネットでもリアルタイムに期日前投票所の混雑状況を確認できるシステムを導入する。
 事業実績：令和5年練馬区議会選挙期間中のシステム閲覧回数の平均2,664回、延べ15,986回

2 経費の執行状況

窓口情報提供システム等を活用した窓口混雑緩和対策

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	40,063,744	39,738,498	325,246	99.2%	0	39,738,498
令和3年度	22,427,858	22,312,048	115,810	99.5%	0	22,312,048
令和4年度	25,170,674	25,166,042	4,632	100.0%	0	25,166,042

期日前混雑可視化システムを活用した受付混雑緩和対策

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	522,500	522,500	0	100.0%	522,500	0
令和4年度	374,000	374,000	0	100.0%	187,000	187,000

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・窓口情報提供システムにより、マイナンバーカードの交付を予約制としたことで、来所者を平均的に迎えることができ、混雑緩和に繋がった。申請書一括作成システムについては、システムの利用件数が令和3年度の5,376件から4年度は6,401件になるなど、窓口の混雑緩和に効果があった。
- ・期日前投票所の混雑状況確認システムは、令和5年練馬区議会議員選挙期間中（4/17～22）の閲覧数の平均値は約2,664回、最大値は7,541回（期日前投票最終日）で、受付待ちの時間も少なかったことから、混雑緩和に効果があった。

3.2 今後の課題

- ・窓口情報提供システムについては、制度改正等の影響で、急遽、窓口の混雑状況が発生することもあり、予約枠数の設定等のシステム改修を行うなど、迅速かつ柔軟に対応していく必要がある。インターネットと電話の2つで予約を受け付けているが、パソコンやスマートフォンを使えない方についても丁寧に案内を行うなど、サービスを向上させていく必要がある。
- ・期日前投票所での混雑情報の積極的な提供は、コロナ対応として総務省からの通達を受けて実施した。今後は、当日投票所へも拡大して実施するかどうか検討する必要がある。

① 区政改革

テレワーク（在宅勤務）環境の整備

1 事業概要 【実施期間：令和3年2月～】

区民サービスを維持しつつ、感染症対策などの区として取り組むべき業務に影響を及ぼさないことを基本とし、区職員について可能な範囲でテレワークを試行実施する。

事業実績

年度	職員数	時間
令和2年度	145名	3,587時間
令和3年度	791名	34,169時間
令和4年度	564名	26,344時間

令和2年度は2か月間

2 経費の執行状況

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	35,239,644	33,510,439	1,729,205	95.1%	32,778,988	731,451
令和3年度	46,961,402	44,870,848	2,090,554	95.5%	44,386,848	484,000
令和4年度	45,500,928	45,500,928	0	100.0%	0	45,500,928

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・テレワーク専用端末やシステムを導入したことで、自宅から庁内システムにアクセスすることができるようになり、感染拡大時の業務の継続に寄与することができた。

3.2 成果と課題

- ・労働人口減少に伴い職員数が限られていく中で、効率的な区政運営を実現するためには、ペーパーレス会議やモバイルワークといった、場所に捉われない柔軟な働き方の実現に向けた環境を整備する必要がある。
- ・現行のテレワーク端末は、専用端末を調達するなど、コスト面で課題があることに加え、WEB会議に利用できない。事務用パソコン更新に合わせ、WEB会議を実施できるようにし、在宅勤務や、出張先でも利用できるよう環境整備を進める。
- ・サービスや人事評価面について課題を整理し、令和6年度以降に予定している本格実施につなげていく。

都知事と区長との意見交換会における都知事への要請

1 事業概要 【実施期間：令和2年度～】

医療政策は都が担い、公衆衛生（感染症等）は区保健所が担うという役割分担は、平時は機能しているが、大都市のパンデミック時を想定した制度設計になっていなかった。

感染者数が急増した際、区保健所も入院調整せざるを得ない状況になったほか、PCR検査体制などについても区によって混乱が見られた。今回のようなパンデミック時には、医療と公衆衛生に関する広域的調整が不可欠であり、広域的対応が必要なものについては、国・都が責任をもってその役割を果たせるよう、役割分担の見直しが必要である。

その旨知事に区長から直接要請した。

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

・都知事からは、コロナ禍を通じて支障事例が具体的に出てきたため、今後まとめていきたい旨の回答を得ている。

3.2 今後の課題

・令和5年4月に施行された改正感染症法において、都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする「連携協議会」が創設され、入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有の在り方を平時から議論・協議することとされた。今後、東京都でも、連携協議会において都と特別区の役割分担について議論される見込みである。

・コロナ禍から平常時に移行してきているが、完全に終息したわけではなく、今後新たな感染症に襲われる可能性もある。平常時に移行してきた今こそ、これまでの課題を整理し、都と区の役割分担について、引き続き見直しを働きかけていく必要がある。

国・都への要望

国・都の施策および予算に関する予算要望

1 事業概要 【実施期間：毎年度】

コロナ禍にあっても、区民の命と健康を守り暮らしを支えるため、感染拡大の防止と医療提供体制の充実、区民・事業者等への支援、社会インフラの確保など様々な対策に取り組んできた。これらの取組により多額の財政負担が生じる一方、税収等の見通しが不透明で、一般財源の大幅な減少が見込まれるなか、財源の確実な確保が大きな課題となっていた。

区単独での要望に加え、大都市特有の課題を有する特別区が連携して国および都へ必要な支援を働きかけるため、特別区長会を通じ、国・都に対して、施策および予算に関する要望を提出した。

全国市長会を通じた要望

全国市長会から国に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の支給および弾力的な運用等を要望した。

特別区長会独自の要望

特別区長会独自に、医療体制の整備、検査体制の強化および財政支援や、保健所業務の見直しおよび相談体制、財政支援の充実等を国・都へ要望した。

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・要望した事項のうち、保健所業務の見直し等については、令和5年4月に施行された改正感染症法において都道府県と管内の保健所設置市や特別区を構成員とする「連携協議会」が創設されるなど、一部実現した。

3.2 今後の課題

- ・コロナ禍から平常時に移行してきているが、完全に終息したわけではなく、今後新たな感染症が発生する可能性もある。これまでの課題を整理し、都と区の役割分担等について、引き続き見直しを働きかけていく必要がある。

職員・組織体制

職員および勤務の体制

1 事業概要

保健所、福祉部、産業経済部等への増員 【実施期間：令和2年4月～】

感染拡大に伴う業務の増加に対応するため、以下の方法により体制を強化する。

人事異動：感染拡大により事業がストップしている部署や超過勤務時間が少ない部署に対し、職員課が個別に打診をし、年度途中において、人事異動を行った。異動により欠けた部署へは人材派遣で補填を行った。

各部動員：各部に対して、職員数の一律割合の人員を拠出させ、必要部署に振り分けた。

応援登録制度【新設】：応援登録制度を新設し、全職員に対して、求人票を周知し希望職員を募った。

人材派遣：通常の人材派遣だけではなく、3～6人を1ユニットとするチーム型派遣を取り入れた。また、感染者数の増減に応じて人材派遣を増減させた。

区職員の勤務体制（5割出勤抑制、時差出勤の拡大） 【実施期間：令和2年4月～】

区民サービスを維持しつつ、多数の職員が出勤することによる3密を回避するため、令和2年4月17日から5月31日までの間は、「5割出勤抑制」を、6月1日以降は、当面の間、「時差出勤の拡大」をする勤務体制をとった。

なお、「5割出勤抑制」の期間中は、常勤職員4割、会計年度任用職員7割の出勤を抑制し、区全体として5割の出勤抑制に取り組むこととし、「時差出勤の拡大」の期間中は、新たなシフト（下表のシフト3および4）を追加し、8時30分に出勤する職員の割合を5割（目安）以下とすることを目標とした。

事業実績【概算】

① 5割出勤抑制

常勤職員	会計年度任用職員	全体
42%	68%	52%

時差出勤の拡大

区分	時差シフト	利用割合		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
シフト1	6:30～15:15	0.6%	0.4%	0.4%
シフト2	7:30～16:15	4.4%	3.8%	3.0%
シフト3	8:00～16:45	11.4%	9.5%	7.2%
標準	8:30～17:15	72.2%	76.7%	81.5%
シフト4	9:00～17:45	9.1%	7.9%	6.6%
シフト5	9:30～18:15	2.1%	1.6%	1.2%
シフト6	10:30～19:15	0.3%	0.1%	0.1%

特殊勤務手当の特例支給 【実施期間：令和2年1月～5年5月】

感染拡大に伴い、特殊勤務手当の特例を以下のとおり設け、従事した職員に支給する。

患者等に接触して行う業務等に従事した場合の防疫等業務手当の特例

総合福祉事務所現業手当および清掃業務従事職員特殊勤務手当の支給要件に該当する業務で、緊急事態宣言期間中に従事した場合の特例

職員・組織体制

職員および勤務の体制

2 経費の執行状況

保健所、福祉部、産業経済部等への増員

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	216,783,487	216,783,487	0	100.0%	0	216,783,487
令和3年度	229,707,865	229,707,865	0	100.0%	0	229,707,865
令和4年度	214,614,346	214,614,346	0	100.0%	0	214,614,346

特殊勤務手当の特例支給

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	9,410,000	9,410,000	0	100.0%	0	9,410,000
令和3年度	10,201,850	10,201,850	0	100.0%	0	10,201,850

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・人材派遣を最大限活用することで、必要な人員を速やかに配置できる体制を構築できた。
(1日当たり新規発生届の件数を基準に、対応に必要な職員数を積算し、新規発生届の件数に応じて、必要な人員を配置)
- ・8時30分に出勤する職員の割合を5割以下にするという目標は達成できなかったが、区全体として、5割の出勤抑制という目標を達成し、出勤が分散され、一定程度3密を回避することができた。

3.2 今後の課題

- ・様々な方法により保健所等の体制を強化してきたが、職員が欠けた部署は限界の状態であった。今後、未曾有のクライシスや突発的な行政需要が発生した場合、組織体制が追い付けない恐れがある。そのため、様々な状況変化にフレキシブルに対応できる組織の構築を目指す必要がある。
- ・在宅勤務は、感染拡大時には有効な対策だったが、在宅勤務を実施できる職場とできない職場がはっきりと分かれており、在宅ワークとなった職員が固定化した。
- ・テレワーク端末を持たない職員や保育士等の直接処遇職員が、在宅勤務で何を実施し、成果をどう確認するかなど整理する必要がある。
- ・感染拡大時における8時30分出勤の職員の目標値は、今後、整理していく必要がある。

ごみ収集作業継続のための取組

1 事業概要

区内事業所間の相互支援体制の構築 【実施期間：令和2年4月～】

練馬区環境まちづくり公社と協定を結び、感染により欠勤する職員が増えた場合も収集作業を継続できるよう、清掃事務所（直営）と公社事業所間の相互支援体制を構築した。応援側事業所に感染を持ち帰ることがないようにするため、応援側事業所が被応援事業所から一定地域の収集作業を直接引き受けて収集作業を完結し、事業所間で職員同士が交わらない形で支援を行った。

雇上会社への医療用コロナ検査キットの配付 【実施期間：令和4年2月】

第6波（令和4年2月）では、入手困難になった医療用コロナ検査キット300セットを雇上会社へ配布し、区へ配車する清掃車両の運転手に係る健康管理に活用した。

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・第6波（令和4年2月）、第7波（令和4年7月）においては、感染等による欠勤が急拡大した事業所が発生したが、相互支援体制の実施により、ごみ収集作業を止めることなく、継続して実施することができた。
- ・清掃車の移動では密を避けることが困難であるため、雇上会社では症状のある運転手および罹患が疑われる運転手に医療用コロナ検査キットで感染の有無を確認した上で区へ安定的に配車を行った。また、感染状況の把握を通して運転手を介した区の作業職員の感染も抑えることができたものと考えられる。

職員・組織体制

区職員等への感染拡大防止対策

1 事業概要

職域（追加）接種の実施 【実施期間：令和3年9月～4年12月】

国は、ワクチンの接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、令和3年6月から企業や大学等において、職域単位でのワクチン接種の開始を可能とした。これに伴い、区においても職員等を対象とした職域（追加）接種を実施する。

事業実績：1・2回目接種 1,950回、3回目接種 570回、オミクロン株対応 1,139回

抗原定性検査キットの配付 【実施期間：令和4年1月～5年5月】

職場での感染拡大防止および社会機能維持のため、感染が疑われる場合や待機期間の短縮が必要な場合に即時検査ができるよう抗原定性検査キットを区職員等へ配付する。

事業実績：配付数 4,023個

2 経費の執行状況

職域（追加）接種の実施

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	11,118,000	10,846,695	271,305	97.6%	6,287,325	4,559,370
令和4年度	12,211,000	12,151,105	59,895	99.5%	3,894,781	8,256,324

令和4年度予算額には、令和3年度繰越明許費を含む。

抗原定性検査キットの配付

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	6,600,000	6,600,000	0	100.0%	3,300,000	3,300,000
令和4年度	8,781,818	8,544,800	237,018	97.3%	4,389,000	4,155,800

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・職域（追加）接種の実施によりワクチン接種が加速され、区職員等への感染を一定程度防止することができた。
- ・抗原定性検査キットの配付により、感染の有無を即時に把握することができ、待機期間を必要最小限とすることで区の事業継続にもつながった。

3.2 今後の課題

- ・感染症流行時には、感染状況や各自治体でのワクチン接種の実施状況、抗原定性検査キットの市場での流通状況、費用対効果等の観点を踏まえ、区職員等の感染防止を徹底する必要がある。

区立施設等における新型コロナウイルス感染症対策

1 事業概要

避難所運営 【実施期間：令和2年4月～】

避難所の感染症対策の強化

- ・国のガイドラインに沿った統一的なマニュアルの作成に加え、施設状況に応じた個別マニュアルに感染症対策を追記する。
- ・マニュアルを活用した訓練を実施する。

事業実績：訓練実施回数 令和2年度 267回、3年度 232回、4年度 555回

感染症対策物資の備蓄

マスク、非接触型体温計、段ボール間仕切りを避難拠点等で備蓄するほか、手指消毒液を区立施設8か所に分散備蓄する。

事業実績：マスク 114万枚、手指消毒液 約43,000本（21,628）、非接触型体温計880個、段ボール間仕切り360張

非接触型自動計測式体温計等の設置 【令和2年5月～】

感染防止対策として、各区立施設に非接触型の自動計測式体温計、温度計付きアルコール噴霧器、パーティション等を設置する。

2 経費の執行状況

避難所運営

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	67,361,000	63,959,307	3,401,693	94.9%	16,964,824	46,994,483

非接触型自動計測式体温計等の設置

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	2,389,280	1,213,960	1,175,320	50.8%	0	1,213,960
令和3年度	10,420,080	8,070,885	2,349,195	77.5%	0	8,070,885

各区立施設に設置したパーティションやアルコール等の消耗品費は除く。

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・感染症対策を記載した基本的な避難所運営マニュアルを整備することで、統一的な対策が可能となるほか、訓練を通じて避難所の運営従事者に周知・徹底することができた。感染症の種類によって対策の方法は異なるが、今後別の感染症が流行したときは、本マニュアルをベースとすることで迅速に対応することができる。
- ・非接触型自動計測式体温計等を設置することで、人と人が接触することなく、来館者自らが自動で検温、手指消毒等を行うことが可能となった。また、来館者に発熱症状が確認できた場合は、施設利用を控えてもらうことができたことから、効率的な施設運営を行いながら、感染症対策を講じることができた。

3.2 今後の課題

- ・5類感染症への移行後も、基本的な感染症対策を継続していくことを避難拠点運営連絡会へ周知する必要がある。
- ・第一波の際はマスクや手指消毒液などの調達が困難であった。今後の新興・再興感染症の感染拡大を見据えた備蓄が必要である。

その他

施設の休館や利用制限に伴う施設使用料の特例

1 事業概要 【令和2年2月～5年5月】

新型コロナウイルス感染症拡大時に、国や都の要請に応じて施設の休館や利用制限を実施する。その際の区立施設使用料等の取扱いについて、特例的な措置を講じる。

施設を休館する場合
使用料を全額還付する。

定員制限を行う場合
使用料を5割減額する。ただし、通常時から減免適用されている利用者は通常時の減免割合を適用する。

利用時間を制限する場合

ア 枠単位の貸出しから時間単位の貸出しに変更できる場合は、時間単位に切り替え、利用した時間までの使用料を徴収する。

イ 時間単位の貸出しができない場合は、利用制限を超えた時間を含む夜間枠の使用料から5割減額を行う。ただし、通常時から減免対象の利用者は利用時間を制限しても、減額は行わない。

ウ 利用時間の制限を理由とするキャンセルは全額還付し、利用制限をしない。

新型コロナウイルスを理由とする施設のキャンセルの取扱い
使用料を全額還付し、利用制限をしない。

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

・新型コロナウイルス感染症の対応として、区民へ不要不急な外出自粛を要請するとともに、施設の休館や利用制限を実施することで、感染の拡大防止を図った。

3.2 今後の課題

・新たな感染症が発生した際、感染状況に応じた区立施設の運営や、使用料等の取扱いについて機動的に対応するため、今回の経験を活かし、組織的な対応手順を確立しておく必要がある。

練馬区後援名義等使用承認事務の変更

1 事業概要 【令和2年6月～5年5月】

令和2年5月26日、都は「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を公表し、感染症防止と経済社会活動の両立を図りながら、新しい日常が定着した社会を実現するための取組や手順を示した。こうした状況を踏まえ、区の後援名義等の使用の承認にあたり、感染防止対策を講じることを要件とし、多くの来場者が訪れるイベント等において、感染防止対策を徹底させる。

事業実績：承認件数 令和2年度131件、3年度118件、4年度121件

5年度については、5類感染症に移行した5月8日以降に実施される事業のみであるため実績なし。

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

・イベント実施時期と承認時期との間に時間があることなどから、本取扱いが運用開始するまでに一定の時間を要した。今後、同様の感染症対策を講じる場合は、今回の取組を参考に迅速かつ適切な運用を図る。

附属機関の会議の実施に関する特例を定める条例の制定

1 事業概要 【令和2年6月～】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、附属機関の会議について書面会議やWeb会議により実施することができる特例を定める条例を制定する。

事業実績：令和2年度 全957件（対面開催：552件、書面開催：73件、WEB開催：332件）

令和3年度 全1,119件（対面開催：217件、書面開催：49件、WEB開催：853件）

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・外出自粛要請期間中に附属機関の会議を開催する必要があるものについて、書面会議やWeb会議により会議を行うことができるようになった。

3.2 今後の課題

- ・法改正により、感染症法第6条7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」の定義に、新型コロナウイルス感染症が追加されたことに伴い、令和3年6月に、本条例の対象についても、同感染症が含まれるよう変更した。現在、新型コロナウイルス感染症は、5類感染症の位置づけとなったため、本条例の対象外となっているが、今後の感染状況などを踏まえ、本条例の改正等、必要な対応を行う必要がある。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う手続きの特例措置・規制緩和等

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸付や融資等の手続きに必要な住民票の写しなど各種証明書手数料の無料化 【実施期間：令和2年4月～】
 (事業対象)

- ・緊急小口資金（特例貸付）【社会福祉協議会】
- ・新型コロナウイルス感染症対応特別貸付【練馬区】
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資【日本政策金融公庫】
- ・その他これらに類する新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸付、融資等の手続
- ・総合支援資金（特例貸付）【社会福祉協議会】
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】
- ・危機関連保証【信用保証協会】

住民票の転入、転居等の届出期間延長 【実施期間：令和2年3月～5年5月】

総務省通知により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止の観点から、当面の緊急措置として、住民票異動届の届出期間を経過した場合であっても正当な理由があったとみなして、届出期間内の届出と同様に取扱うこととした。

確定申告期限の延長に伴う住民税申告期限の延長（令和2・3年） 【実施期間：令和2・3年の所得税確定申告期間】
 所得税の確定申告期限と同様に、住民税申告期限を1か月延長した。

新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例 【実施期間：令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった納税者（前年同期と比べおおむね20%以上の減収があった者）を対象とし、徴収猶予を行った。なお、徴収猶予を受けることにより、猶予期間（原則1年以内）は納税が猶予され、延滞金は加算されない。

事業実績：782人、216事業所に対して約1億7千万円の猶予

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金 【実施期間：令和2年6月～】 ただし、適用期間は令和5年5月7日まで
 新型コロナウイルス感染症に感染し、就労する予定だったが療養のために就労できなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給する。

事業実績：令和2年度 31件、3年度 137件、4年度 518件

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免 【実施期間：令和2年6月～5年5月】

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に対し国民健康保険料の減免を行う。

事業実績：令和2年度 884,699,067円 / 3,731件、3年度 254,665,782円 / 1,368件、4年度 83,457,673円 / 494件
 令和2年度分には令和元年度納付分を含む

新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料の減免 【実施期間：令和2年7月～5年5月】

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者等に対し、後期高齢者医療保険料を減免する。

事業実績：令和2年度 29,379,100円 / 448件、3年度 9,620,800円 / 129件、4年度 5,183,900円 / 69件
 令和2年度分には令和元年度納付分を含む

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に係る介護保険料の減免 【実施期間：令和2年6月～5年5月】

第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型コロナウイルス感染症の影響により死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に介護保険料を減免した。

事業実績：令和2年度 66,976,850円 / 806人、令和3年度 22,499,300円 / 342人、令和4年度 7,211,920円 / 105人
 令和2年度分には令和元年度納付分を含む

新型コロナウイルス感染拡大に伴う手続きの特例措置・規制緩和等

介護保険要介護・要支援認定の臨時的な取扱い 【実施期間：令和2年3月～6年3月】
 感染拡大防止の観点から、介護保険要介護認定・要支援認定の更新申請で本人・家族等の同意が確認されているものについては、国の通知に基づき、認定調査および主治医受診を行わず、現在の要介護認定について、有効期間を6か月延長し、被保険者証を発行した。
 事業実績：令和元年度 22件、2年度 4,079件、3年度 9,723件、4年度 12,016件

区民健康診査およびがん検診等の実施期間変更 【実施期間：令和2年度】
 健康診査およびがん検診等の実施期間を下記のとおり変更した。
 健康診査、肺・大腸がん検診等開始時期の変更 当初：5月1日開始 変更後：7月1日開始
 胃・乳・子宮がん検診の休止 休止期間：4月13日～5月31日

【受診率（令和元年と令和2年の比較）】

健診（検診）	令和元年	令和2年
国保特定健診	42.2%	38.8%
胃がん検診	6.7%	11.5%
肺がん検診	9.6%	9.9%
大腸がん検診	20.8%	21.4%

健診（検診）	令和元年	令和2年
乳がん検診	23.5%	24.8%
子宮がん検診	15.5%	18.6%

難病患者・精神障害者等への特例対応

難病等医療費助成制度における受給者証有効期限等の特例対応 【実施期間：令和2年3月～4年2月】
 ・難病等医療費助成：有効期限の1年間自動延長
 ・大気汚染医療費助成：更新手続き期間の延長、更新手続きに係る主治医診療報告書（診断書）の省略 後日提出が必要
 自立支援医療（精神通院）受給者証および精神障害者保健福祉手帳の更新手続きに係る特例対応 【実施期間：令和2年3月～5年5月】
 ・自立支援（精神通院）受給者証：有効期限の1年間自動延長
 ・精神障害者保健福祉手帳：更新手続きに係る診断書の省略 後日提出が必要
 予防接種の接種期限延長 【実施期間：令和2年4月～】
 定期予防接種のための受診による感染症への罹患リスクが、予防接種期間を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると自治体が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行ったものを定期接種として取り扱う。
 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
難病等に係る受給者証		9,618人	10,108人	-	19,726人
精神	自立支援医療（精神通院）受給者証	15,386人	15,355人	15,640人	46,381人
	精神障害者保健福祉手帳	7,827人	8,271人	9,124人	25,222人
予防接種		670人	789人	592人	2,051人

その他

新型コロナウイルス感染拡大に伴う手続きの特例措置・規制緩和等

2 経費の執行状況

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和2年度	6,000,000	3,401,760	2,598,240	56.7%	3,401,760	0
令和3年度	15,300,000	14,647,374	652,626	95.7%	14,647,374	0
令和4年度	27,000,000	20,853,138	6,146,862	77.2%	20,853,138	0

3 成果と課題

- ・国や都の通知を受けて、迅速に対応していく必要がある。
- ・窓口サービスの向上にあわせて、オンライン化なども検討していく必要がある。
- ・国や都の方針に基づき行う事務の場合は、今後、新興・再興感染症発生時に備え、国および都へ対応指針を示すよう要望する必要がある。

新型コロナウイルス感染拡大を受けた事業の緊急見直し

1 事業概要 【令和2年5月～3年1月】

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済は深刻な打撃を受け、先行き不透明な状況に陥り、区においても一般財源の大幅な減少と影響の長期化が見込まれた。令和2年度の緊急対応として不要不急の事業を中止した。令和3年度予算編成にあたっては、区民の命と健康を守る事業の推進を最優先とし、区民生活を支える施策は時期を逸することなく実行する一方で、聖域なく事業を見直した。

事業実績：	令和2年度	最終補正予算においてコロナにより減額となった事業費	37億円
	令和3年度	予算編成に向けた緊急対応による削減額	56億4,000万円
		アクションプランおよび公共施設等総合管理計画事業	42億1,400万円
		イベント	2億3,400万円
		補助・給付的事业の見直し	3億1,900万円
		その他	8億7,300万円

2 経費の執行状況

-

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・事業の緊急見直しにより、必要な区民サービスは確保しつつ、持続可能な財政運営を堅持した。
- ・延期した事業については、それぞれ施策の優先順位を見極めつつ、第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランおよび公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4・5年度）に位置付け、着実に進めている。

3.2 今後の課題

- ・ロシアによるウクライナ侵略など、世界情勢は不安定の度を加えている。将来にわたって持続可能な財政運営を堅持するため、引き続き既存の施策事業の見直しを徹底し、歳出削減に取り組んでいく必要がある。

コロナ禍における事業運営方法の見直し

1 事業概要

公園利用における注意喚起と施設の利用制限 【実施期間：令和2年3月～5年3月】
花見期間中の利用制限のほか、公園利用の際の注意喚起などを行う。

SNS（YouTube）を活用した動画配信 【実施期間：令和2年4月～】
区民が文化芸術に触れる機会の提供および若手演奏家の支援のため、公益財団法人練馬区文化振興協会が動画作成し、各種コンテンツを協会のYouTubeチャンネルおよびHPで発信する。

事業実績：再生総回数 36,625回（①演奏動画 28,912回、石神井公園ふるさと文化館 1,421回、練馬区立美術館 6,292回） 令和2年度

障害者施設工賃向上への取組 【実施期間：令和2年4月～】
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、障害者施設の自主生産品を販売する機会が失われ、施設利用者の工賃額が減少していたため、販売機会の創設を目的として、以下の事業を実施する。

障害者施設緊急応援企画「ねりいちミニ」 【実施期間：令和2年4月～5月】

喫茶コーナー「我夢舎楽」に臨時販売所「ねりいちミニ」を設け、日替わりで障害者施設が自主生産品の販売を行う。

「ねりいちポータル」の開設 【実施期間：令和4年8月～】

障害者施設が自主生産品を販売するECサイトを集めて「ねりいちポータル」を開設し、障害者施設の販売力強化を支援する。

オンラインツールを利用した介護予防・フレイル予防講座の開催 【実施日：令和3年10月～】
理学療法士との協働により、フレイル予防の知識や運動指導など、健康維持のための講座をオンラインツールを活用して実施する。

事業実績：参加者数 令和3年度 958人、4年度 1,756人

練馬つながるフェスタの地域開催 【実施期間：令和4年1月～5年3月】
これまで区民・産業プラザ1か所で開催していた「練馬つながるフェスタ」を、区立図書館等を会場とし区内6か所で分散開催するとともに、地域活動団体の活動内容を紹介するオンライン企画やパネル展を並行して実施する。

事業実績：参加団体数 令和3年度 延132団体、4年度 延177団体

オンライン健康イベントの開催 【実施期間：令和5年3月～】
自らの生活スタイルや体の不調に応じた健康情報を発信することにより、区民が自身の身体状態を可視化する体験等ができるような健康イベントを、オンライン形式で開催する。

事業実績：配信動画15本の平均再生回数 約250回（令和5年6月現在）

その他

コロナ禍における事業運営方法の見直し

2 経費の執行状況

障害者施設工賃向上への取組
「ねりいちポータル」の開設

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和4年度	837,100	707,300	129,800	84.5%	0	707,300

オンラインツールを利用した介護予防・フレイル予防講座の開催

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	8,000,000	8,000,000	0	100.0%	8,000,000	0

令和4年度以降は指定管理者委託料の中で実施。

練馬つながるフェスタの地域開催

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和3年度	665,000	479,334	185,666	72.1%	0	479,334
令和4年度	1,309,000	988,739	320,261	75.5%	0	988,739

地域開催部分を含む各年度の総事業経費を記載

オンライン健康イベントの開催

年度	予算額	執行額	不用額	執行率	財源内訳	
					特定財源	一般財源
令和4年度	2,638,000	2,395,554	242,446	90.8%	1,197,000	1,198,554
令和5年度	2,599,000	-	-	-	0	2,599,000

3 成果と課題

3.1 事業の成果

- ・「ねりいちミニ」は、障害者施設の自主製品売り上げ増につながった。
- ・「ねりいちポータル」の開設は、区やレインボークラスを通して参加施設全体の周知ができるため、施設単体で製品の広報をするよりも多くの人に知ってもらうことができた。
- ・練馬つながるフェスタの地域開催やパネル展の開催など柔軟に事業を実施した結果、5類移行後も各取組が定着し、より地域に密着したイベントとして高い評価を得ている。また、オンライン企画の実施により、会場に直接足を運ばない方にも地域活動団体の活動を周知することができたほか、団体にとっても新たな地域活動のツールとしてオンラインを活用する機会を提供することができた。

3.2 今後の課題

- ・障害者施設工賃向上のための効果的な取組を実施することが課題である。現在実施している取組の効果を検証するとともに、新たな取組を実施する等検討する必要がある。
- ・区民が文化芸術に直接触れる機会が回復した中で、動画配信の利点を活かしてどう活用していくかが今後の課題である。

行政運営（まとめ）

1 主な成果

感染の拡大により、オンライン手続、キャッシュレス決済、テレワークなど、デジタル技術を活用した非接触・非対面型社会が急速に広まったなかで、行政のデジタル化の遅れが顕在化した。区は、コロナ禍を機に、必要な区民サービスが提供できるよう、手続や事業のオンライン化・業務のデジタル化に取り組んだ。

手続における押印を廃止し、「東京電子申請・届出サービス」や「ぴったりサービス」を活用した手続のオンライン化を進めた。また、各種証明書の事務手数料等のキャッシュレス化や窓口予約システム等を導入した。

感染者対応やワクチン接種、生活困窮者支援等の業務の増加に対応するため、柔軟な人事異動や各部動員、人材派遣等を活用し、必要な部署に速やかに職員を増員配置した。

各区立施設において、非接触型体温計、消毒液、パーテーションなどを導入し、感染防止対策を講じた。

2 今後の課題

国は、デジタル改革、行政改革、規制改革を進めるため、令和6年6月までにアナログ規制の見直しを行うこととしている。区も、DXの推進に向け、アナログ規制の実態を把握し、見直しの必要性について検討する必要がある。また、全庁を挙げて申請・届出等の手続のオンライン化をさらに推進していく。

感染拡大の初期段階は、感染防止対策用品の調達が困難となった。感染症の種類によって対策方法が異なるため、対応方法を検討し、必要な物資を早期に調達する必要がある。

新たな感染症が発生し感染が拡大する際は、ワクチンや治療薬の開発までに一定の時間を要する。今回と同様に感染症への対応だけでなく、生活に困窮する区民・事業者への支援などを迅速に開始し、長期間対応しなければならないことが想定される。

それには、人、物、場所、予算が必要となる。感染症の状況や業務が集中する部署の状況など全庁的に情報を把握・分析し、先を見据えた対策の検討や全庁の調整を行うマネジメントチームの設置を検討する。また、現場の最前線に対応する部署に、意欲ある職員を臨機応変に派遣できるような体制をあらかじめ構築できるよう検討する。

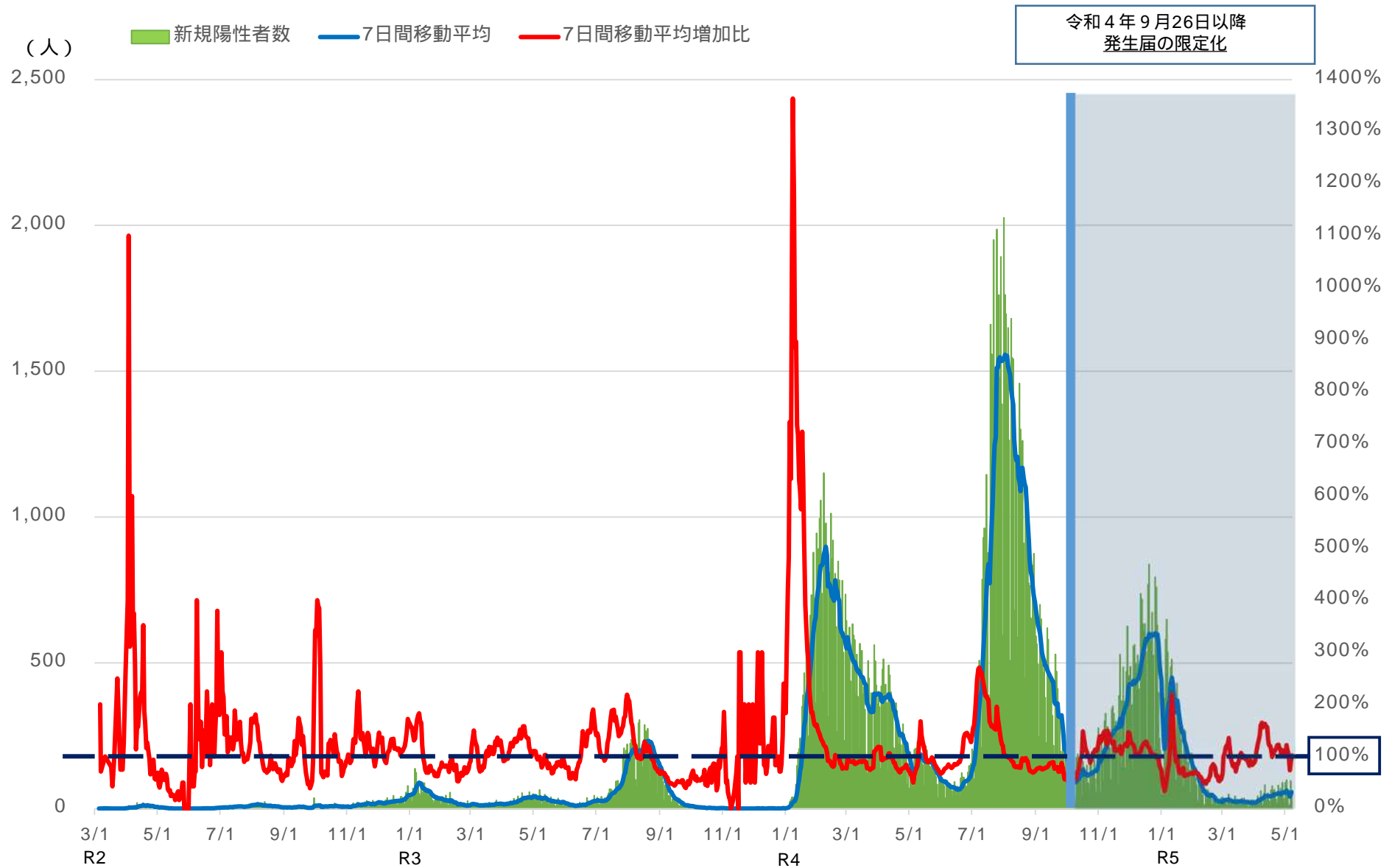
現行の練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画は、一度の感染の波が短期間で収束することを前提としていたため、新型コロナウイルス感染症のような短期間で変異を繰り返し、数年という長期にわたる感染の波には対応できなかった。感染拡大時に緊急的な対応を行うためには、業務の優先度を精査し、優先度の低い業務を縮小・休止せざるを得ない。行動計画の見直しに伴う業務継続計画の修正にあたっては、コロナ禍の経験を踏まえて実践的な見直しを行う。

病院や福祉施設でのクラスターの発生等について、区民やマスコミからの問い合わせが多く、その対応に追われて本来業務に支障をきたすことがあった。人権に配慮しながら感染状況等を迅速に情報提供し、区民に感染防止等に協力していただくことは重要な取組であるため、情報を集約し、窓口を一本化するなど、体制を整えておく必要がある。

今回、必要に応じて複数のコールセンターを設置したが、より効率的な開設・運用の方法を検討する。

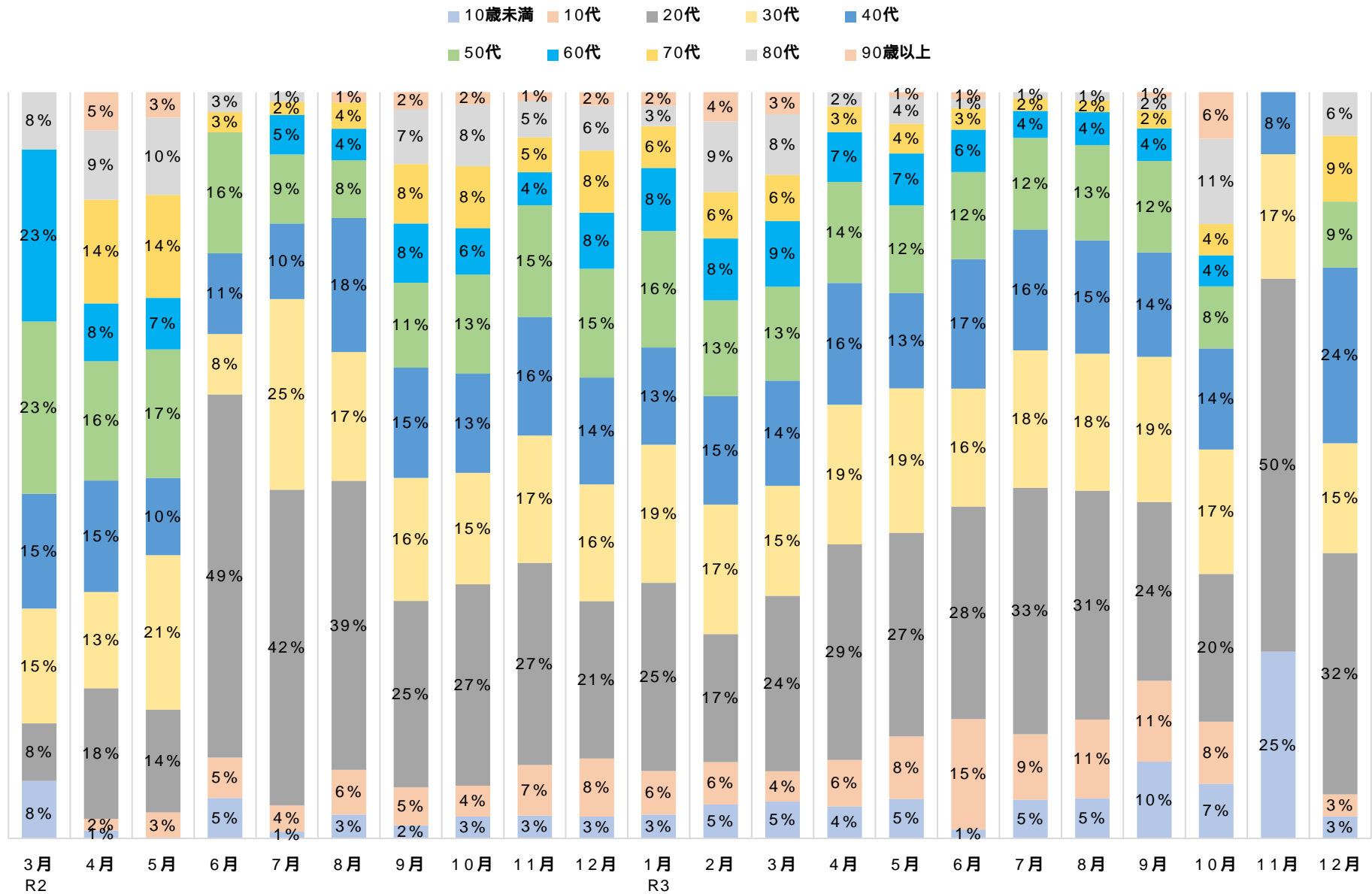
6 付属資料

新規陽性者数および増加比の推移

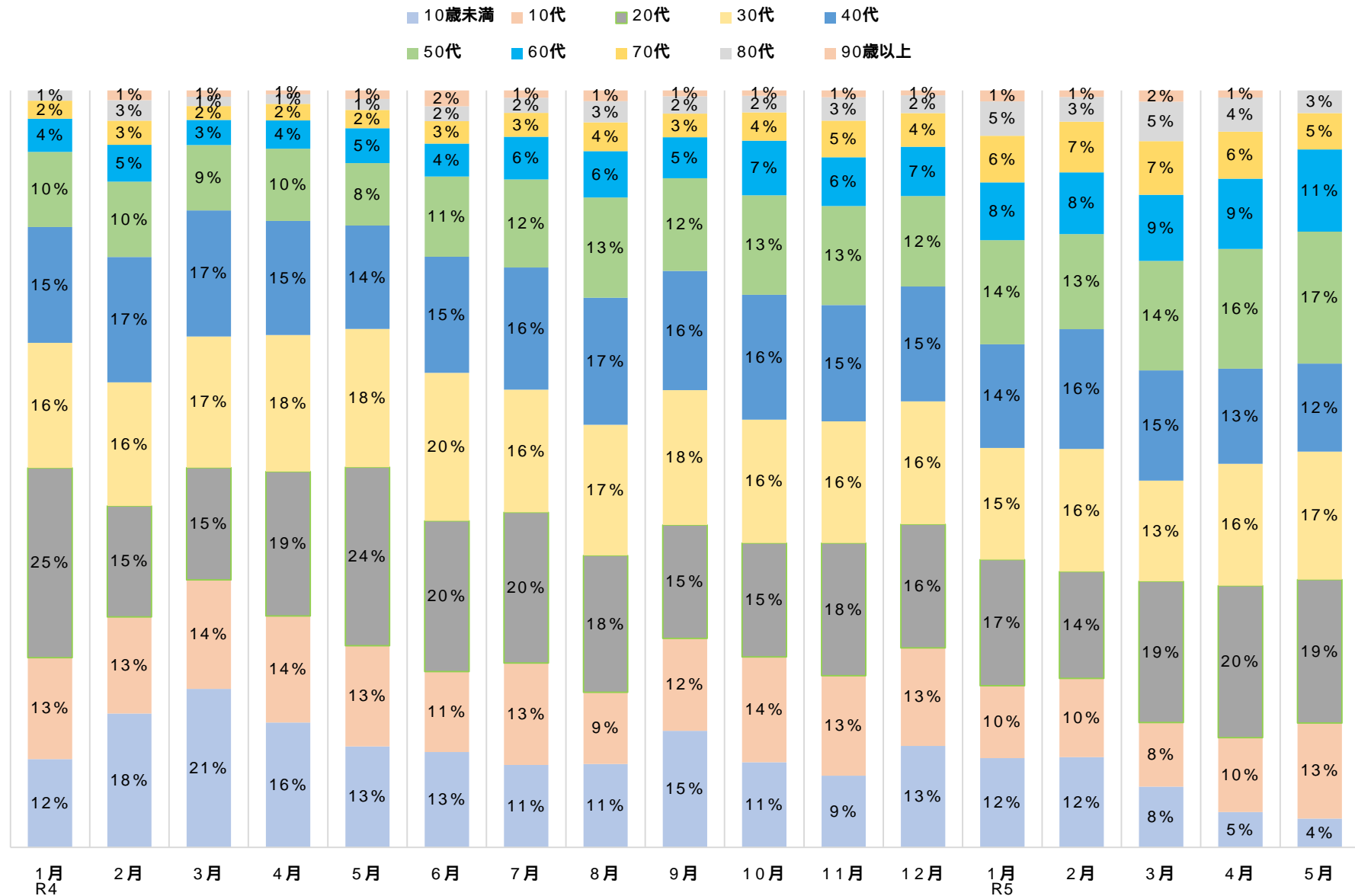


令和4年9月26日以降は全数届出の見直しに伴い、区内医療機関から報告のあった年代別の新規陽性者数の合計を計上

新規陽性者数の年代別割合の推移（月別） 令和2年3月～令和3年12月

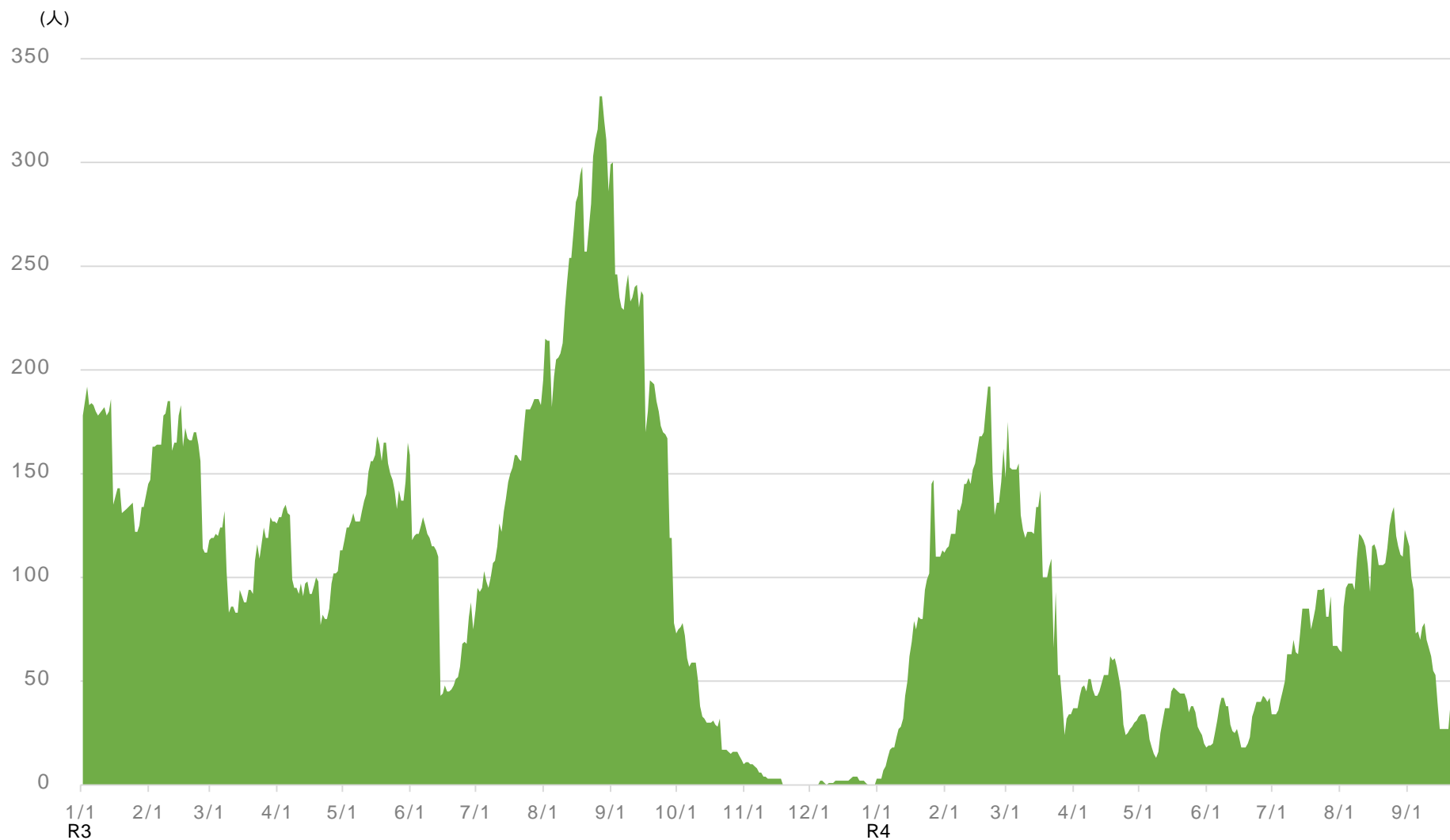


新規陽性者数の年代別割合の推移（月別） 令和4年1月～令和5年5月



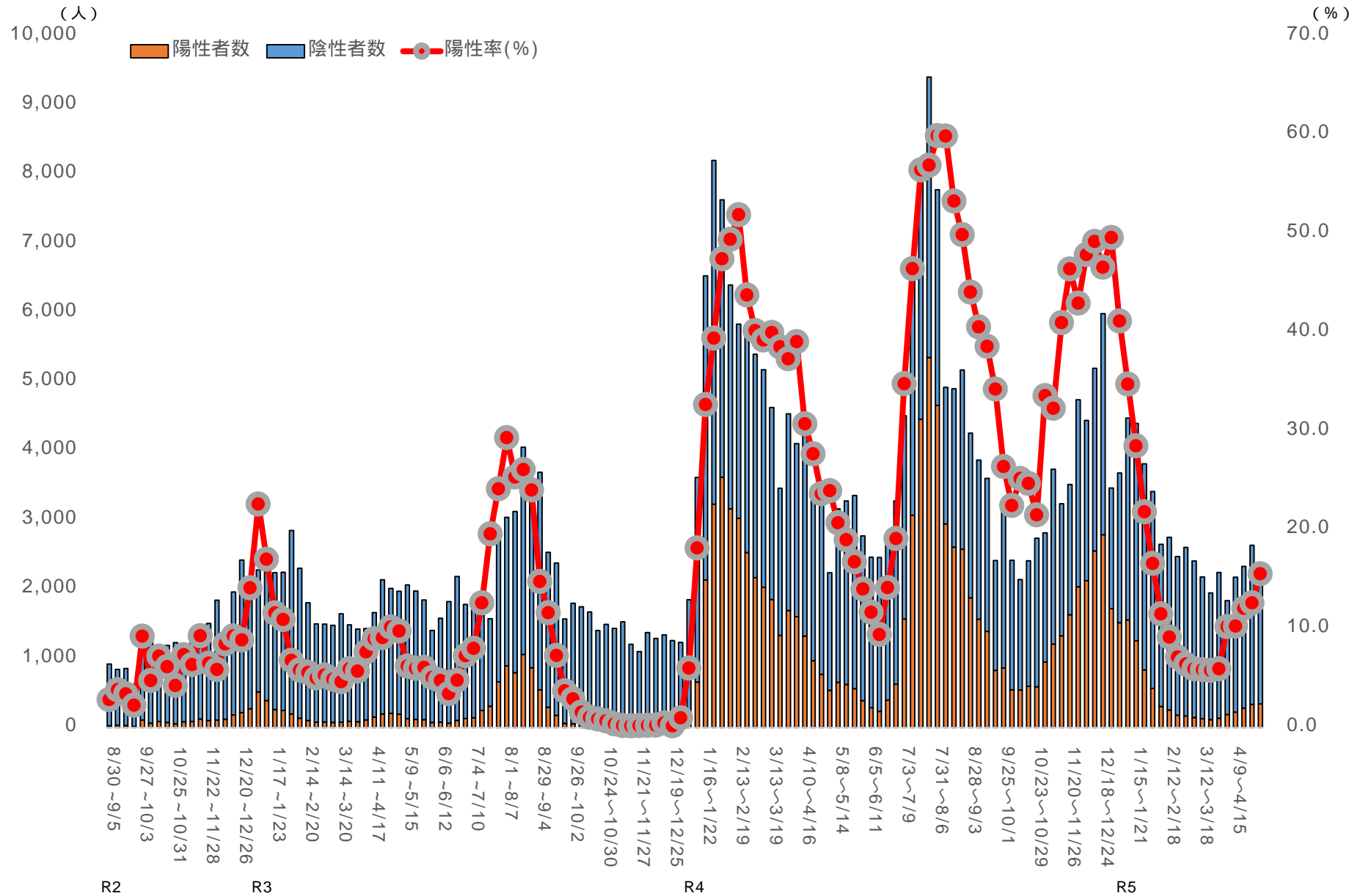
令和4年9月26日以降は全数届出の見直しに伴い、区内医療機関から報告のあった年代別の新規陽性者数の合計を計上

入院患者数の推移

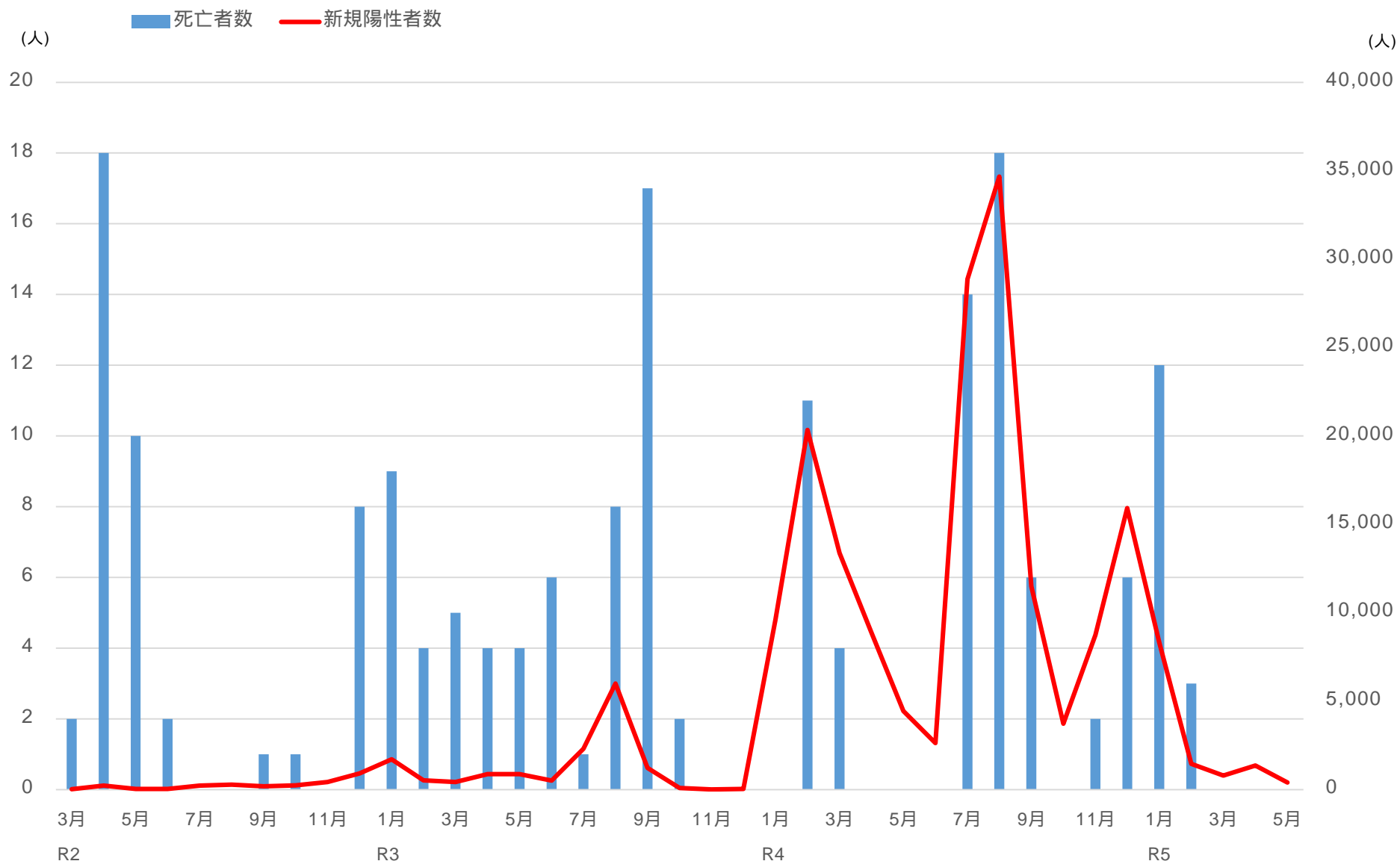


HPで公表している期間のデータを基に作成 (R3.1.2 ~ R4.9.25)

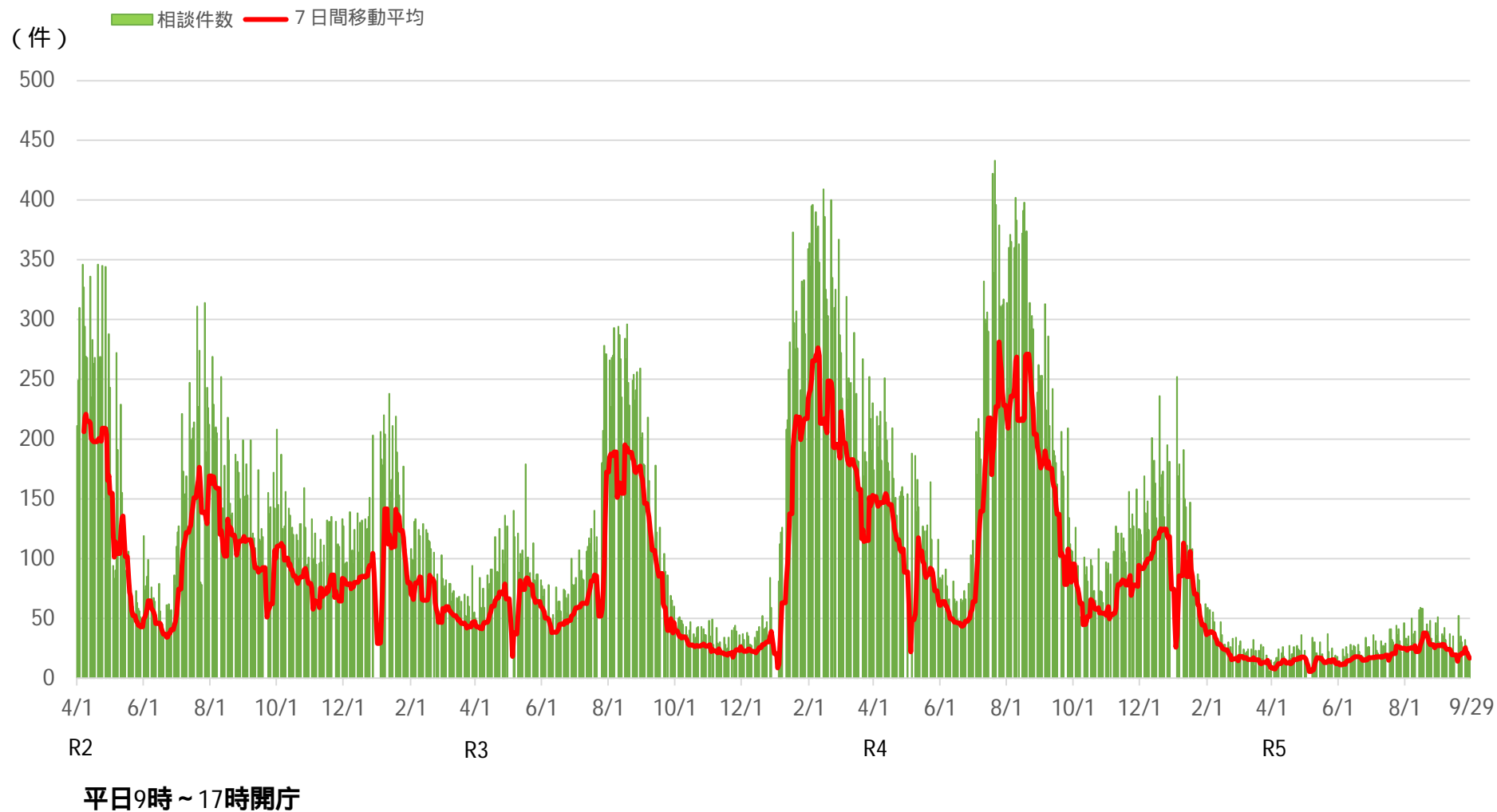
検査陽性率（PCR・抗原）



新規陽性者数および死亡者数の推移



練馬区新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数



定点当たり報告数 令和5年5月～令和6年3月

(人/定点値)



「定点当たり報告数」とは、定点医療機関（区内21ヵ所）からの1週間の患者報告数を、定点医療機関数で割った数

練馬区モデルによるワクチン接種の取組

2年 11月	第3波	・保健予防課住民接種担当係を設置(11/1)	4年 1月	第6波	・一般高齢者への3回目集団接種を開始(1/6) ・高齢者施設等に入所していない一般高齢者および18～64歳へ3回目接種の前倒しを決定(1/18) ・保育士および教員等への3回目接種の前倒しを決定(1/21)
12月		・住民接種担当課を設置(12/15)	2月		・18～64歳の方の3回目接種間隔を6か月に短縮(2/1) ・区集団接種会場で保育士・教員の3回目前倒し接種を開始(2/11)
3年 1月		・新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」を公表(1/29) ・厚生労働省が全国自治体に対し「練馬区モデル」を先行事例として紹介(1/29)	3月		・小児(5～11歳)のワクチン接種を開始(3/8) ・ホテルカデンツァ東京と「新型コロナウイルスワクチン集団接種会場開設に関する協定」を締結(3/8) ・ホテルカデンツァ東京(光が丘ドーム)でのワクチン接種開始(3/13) ・3回目接種の対象が12歳以上に引下げ(3/25)
2月		・衆議院予算委員会に前川区長が参考人招致(2/16)	5月		・練馬区モデル【4回目接種】を公表(5/20) ・60歳以上の方・18歳以上の基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認める方への4回目接種を開始(5/25) ・3回目接種間隔が5か月に短縮(5/25)
3月		・医療従事者等を対象に新型コロナウイルスワクチンの先行接種を開始(R3.3～)	7月		・3回目ワクチン未接種者へ、「今こそ3回目接種を」接種勧奨チラシを送付(7/13) ・4回目接種の対象に医療従事者・高齢者施設従事者を追加(7/22) ・インフルエンザワクチンとの同時接種が可能になる(7/22)
4月		・高齢者施設入所者からワクチン接種開始(4/21) ・各診療所のワクチン管理に要する経費支援を実施(R3.4～R5.8)	9月		・小児(5～11歳)の3回目接種を開始(9/9) ・オミクロン株対応ワクチン(2価)接種を開始(9/26)
5月		・接種券を発送(75歳以上の方...5/10、65～74歳の方...5/25) ・学校体育館(土・日)でのワクチン接種開始(5/22) ・区立施設・病院でのワクチン接種開始(5/24) ・リフト付き福祉タクシーによるワクチン接種会場への送迎を支援(R3.5～R6.3)	10月		・オミクロン株対応ワクチンの接種間隔を3か月に短縮(10/21) ・乳幼児(生後6か月から4歳まで)へのワクチン接種を開始(10/27)
6月		・各診療所でのワクチン接種を開始(6/1) ・東京海上日動火災保険株式会社と「新型コロナウイルスワクチン集団接種会場開設に関する協定」を締結(6/17) ・基礎疾患のある方、高齢者施設、保育所、幼稚園、小中学校、学童クラブ等の従事者、60～64歳の方へ接種券を発送(6/22) ・小中学校・保育所等に勤務する区民への優先接種を実施(6/22) ・40～59歳の方へ接種券を発送(6/29)	5年 4月		・練馬区モデル【令和5年春開始接種】を公表(4/28)
7月		・12歳～39歳の方へ接種券を発送(7/6) ・東京海上日動火災保険株式会社石神井スポーツセンターでのワクチン接種開始(7/30)	5月		・65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患のある方および重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とした令和5年春開始接種を開始(5/8)
8月		・区立施設および区大規模接種会場における接種予約を再開(8/24)	9月		・練馬区モデル【令和5年秋開始接種】を公表(9/20) ・初回接種が完了した方を対象とした令和5年秋開始接種を開始(9/20) ・オミクロン株対応XBB.1.5対応1価ワクチンを使用
9月		・妊婦等への優先接種を実施(9/1～10/14)	6年 3月		・練馬区モデルによるワクチン接種(特例臨時接種期間)が終了(3/31) ・住民接種担当課を廃止(3/31)
10月		・未接種者へ勧奨チラシを送付(10/22) ・中学3年生への優先接種を実施(10/22)			
11月	・練馬区モデル【3回目接種】を公表(11/11) ・訪問接種を開始(11/13)				
12月	・高齢者施設入所者への3回目接種を前倒しで開始(12/24)				

太字は『第1波から第8波の状況と対応』に掲載している項目

新型コロナウイルスワクチン接種実績

年代	人数	従来ワクチン								オミクロン株対応ワクチン					
		1回目		2回目		3回目 (令和5年3月31日まで)		4回目 (令和5年3月31日まで)		令和4年秋開始接種 (令和4年9月20日～令和5年5月7日)		令和5年春開始接種 (令和5年5月8日～令和5年9月19日)		令和5年秋開始接種 (令和5年9月20日～令和6年3月31日)	
		接種済数	割合	接種済数	割合	接種済数	割合	接種済数	割合	接種済数	割合	接種済数	割合	接種済数	割合
65歳以上	162,274	156,661	96.5%	156,268	96.3%	148,810	91.7%	125,439	77.3%	123,255	76.0%	88,493	54.5%	86,957	53.6%
60～64歳	41,534	40,831	98.3%	40,707	98.0%	36,516	87.9%	18,682	45.0%	26,224	63.1%	3,749	9.0%	14,013	33.7%
50代	112,450	104,232	92.7%	103,812	92.3%	87,083	77.4%	11,264	10.0%	57,017	50.7%	6,518	5.8%	21,146	18.8%
40代	109,578	96,256	87.8%	95,636	87.3%	71,657	65.4%	5,892	5.4%	39,591	36.1%	2,416	2.2%	10,867	9.9%
30代	101,148	94,312	93.2%	93,170	92.1%	60,947	60.3%	3,862	3.8%	28,951	28.6%	1,545	1.5%	6,911	6.8%
20代	95,460	79,994	83.8%	78,785	82.5%	48,231	50.5%	2,607	2.7%	22,049	23.1%	737	0.8%	3,641	3.8%
12～19歳	48,261	31,421	65.1%	30,943	64.1%	17,447	36.2%	36	0.1%	12,704	26.3%	83	0.2%	2,698	5.6%
全体	670,705	603,707	90.0%	599,321	89.4%	470,691	70.2%	167,782	25.0%	309,791	46.3%	103,541	15.4%	146,233	21.8%

年代	人数	従来ワクチン						令和5年秋開始接種	
		1回目		2回目		3回目			
		接種済数	割合	接種済数	割合	接種済数	割合	接種済数	割合
5～11歳	41,461	6,651	16.0%	6,421	15.5%	-	-	1,180	2.8%
6か月～4歳	26,748	1,313	4.9%	1,238	4.6%	995	3.7%	470	1.8%

令和6年3月31日現在

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第1波）

新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年12月中国の湖北省武漢市での発生を端緒として全世界へ拡大し、令和2（2020）年1月15日に国内感染者の1例目が発生。1月30日には世界保健機関（WHO）から公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）が宣言され、2月11日に「COVID-19」と命名された。

決定日	主な内容
令和2年1月30日	練馬区健康危機管理対策本部設置
令和2年2月26日	<p>練馬区危機管理対策本部設置 区主催イベント等に関する対応方針（2月26日～3月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内イベント：食事を提供するもの、不特定多数の人が集まるイベント（概ね100人以上）は延期または中止 ただし、実施が必要なものについては、できる限りの感染予防対策を講じたうえで、簡素化するなど内容を工夫して実施 ○屋外イベント：食事を提供するもの、大規模なイベント（概ね1,000人以上）は延期または中止 ○その他のイベントは、感染リスクを評価し判断する。開催する場合は、できる限りの感染予防対策を講じたうえで実施
令和2年2月28日	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部（国）の要請に基づく練馬区の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区立小中学校は、3月2日から春季休業まで臨時休業 ○区立幼稚園は、開園 ○学童クラブ、ねりっこ学童は、春休みと同様の体制で開室 ○保育所等保育施設、練馬こども園は、開所 ○修了式、卒業（園）式は、規模を縮小して実施 ○区立施設の使用をキャンセルした場合、使用料を全額返金
令和2年3月23日	<p>区主催イベント・事業等に関する対応方針（3月23日～4月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区民の命と健康を守ることを第一に対応し、社会・経済への影響を最小限とするよう努める。 ○全てのイベント・事業について、感染リスクが高まる3つの要素（密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）を基準に改めてリスク評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクへの対応が整わないものは、中止・延期 ・感染リスクの低減が可能でかつ実施の必要性が特に高いものは順次実施 ○重症化リスクの高い方を対象とするイベント・事業等は、より一層慎重に対応する。

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第1波）

決定日	主な内容
令和2年3月27日	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針 （基本的な考え方） ○区民の命と健康を守ることを第一に対応し、社会・経済への影響を最小限とするよう努める。 ○感染リスクが高まる3つの要素（密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が重ならないよう、対策を徹底する。 ○区内の患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮したうえで公表する。</p> <p>（具体的な対応策） ○新学期を迎える学校は、4月から再開 ○保育所・学童クラブ等は4月以降も継続 ○区主催事業等は、4月中は原則、延期・中止 ○週末の外出自粛要請を踏まえ、美術館・図書館等は、4月12日までの土日は休館 ○区立施設の貸し出しは、4月12日までの土日利用の自粛呼びかけ</p>
令和2年3月30日	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更 <主な変更点> ○区立施設の貸し出しは、4月12日までの土日は休止。</p>
令和2年4月3日	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更 <主な変更点> ○区立小中学校は、4月6日から5月6日まで臨時休業（入学式・始業式は、規模や内容を縮小して実施） ○区立幼稚園、保育所等保育施設、学童クラブは、運営継続（区立小中学校の休業期間中は、可能な範囲で登園（室）の自粛要請） ○児童館は、区立小中学校の休業期間中は休館</p>
令和2年4月8日 緊急事態宣言 （4月7日 ～5月6日）	<p>練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部設置 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（4月8日～5月6日） （基本的な考え方） ○区民の命と健康を守るため、区民に徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をする。 ○感染リスクが高まる3つの要素（密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が重ならない配慮をお願いする。 ○区内の患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮したうえで公表する。</p> <p>（具体的な対応） ○区立小中学校、区立幼稚園は臨時休業 ○びよびよ（子育ての広場）は、4月11日から休館 ○児童館は、休館 ○保育所等保育施設、学童クラブは、運営継続（感染を最大限予防するため、登園（室）の自粛を強く要請） ○敬老館、はつらつセンターは、4月11日から休館 ○デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営継続 ○練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館・地域集会所等の集会施設は、4月11日から休館 ○区主催イベントは、中止または延期</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第1波）

決定日	主な内容
<p>令和2年4月27日 東京都教育委員会が 都立学校について 5月7・8日を休業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更、期間延長（4月27日～5月10日） <主な変更点> ○大型連休中は、<u>不要不急の帰省や旅行を避ける。</u></p>
<p>令和2年5月6日 緊急事態宣言延長 （5月7日～31日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の期間延長（5月7日～5月31日）</p>
<p>令和2年5月27日 緊急事態宣言解除 （5月25日） 新型コロナウイルス 感染症を乗り越える ためのロードマップ を都が実施 （5月26日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定 （基本的な考え方） ○5月28日から図書館など一部の区立施設を再開し、その他はステップ2に移行した段階で再開する。 ○施設再開にあたり、感染防止対策を引き続き徹底する。（入場制限、定員制限など実施） ○感染リスクが高まる3つの要素（密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が重ならない配慮をお願いする。 （具体的な対応） ○区立小中学校、区立幼稚園は、6月1日から分散登校を実施し再開（児童館、地区区民館はランドセル来館事業実施） ○びよびよ（子育ての広場）は、ステップ2で再開 ○保育所等保育施設、学童クラブは、運営継続（6月中は可能な限り登園（室）を控えるよう要請） ○デイサービス、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営継続 ○敬老館、はつらつセンターは、ステップ2で再開 ○図書館、ふるさと文化館は5月28日から、美術館は6月2日から再開（入場制限実施） ○スポーツ施設は、6月1日から一部再開 ○地区区民館、地域集会所等の集会施設は、ステップ2で再開 ○公園の遊具、駐車場の利用は、5月28日から再開 ○区主催イベントは、ステップ2から規模に応じて順次再開</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第3波）

決定日	主な内容
<p>令和3年1月8日 緊急事態宣言 (1月7日 ～2月7日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（1月8日～2月7日） (基本的な考え方) ○不要不急の外出自粛、特に、午後8時以降の外出自粛の徹底をお願いする。 ○区内の飲食店等に、営業時間の短縮をお願いする。 (具体的な対応) 〔区立施設〕 ○開館時間を午後8時までに短縮（委託園の延長保育は午後8時30分まで） ○利用人員は、定員の50%かつ5,000人を上限 ○区立施設における飲食を目的とした利用および入浴は、禁止 ○室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対し、感染防止の注意喚起を徹底 ○都県境をまたぐ移動を抑制するため、少年自然の家は、休館 〔区主催イベント・事業〕 ○成人の日のつどいは、オンライン開催 ○その他の講座、説明会等については、オンライン開催など形態を変更して実施</p>
<p>令和3年2月3日 緊急事態宣言延長 (2月8日 ～3月7日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更、期間延長（2月8日～3月7日） <主な変更点> (基本的な考え方) ○日中も含めた不要不急の外出自粛をお願いする。 ○区内の飲食店等に、営業時間の短縮および業種別ガイドラインの遵守をお願いする。</p>
<p>令和3年3月6日 緊急事態宣言再延長 (3月8日～21日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更、期間延長（3月8日～3月21日） <主な変更点> ○歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の会食を控える</p>
<p>令和3年3月19日 緊急事態宣言解除 (3月21日) 都が飲食店等に営業 時間の短縮等を要請 (段階的緩和期間 3月22日～31日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（3月22日～31日） (基本的な考え方) ○日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後9時以降は徹底すること等をお願いする。 ○区内の飲食店等に、段階的緩和期間における営業時間の短縮等をお願いする。 (具体的な対応) 〔区立施設〕 ○開館時間を午後9時までに短縮 ○利用人員は、定員の100%（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） ○定員を設けていない施設は、上限を10,000人 ○区立施設における飲食を目的とした利用および入浴は、禁止 ○室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対し、感染防止の注意喚起を徹底 ○少年自然の家は、再開 〔区主催イベント・事業〕 ○講座、説明会等については、オンライン開催など形態を変更して実施 (その他) ○お花見、歓送迎会、謝恩会、ランチ会等における会食は、控える。</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第4波）

決定日	主な内容
<p>令和3年3月29日 都が段階的緩和期間を延長 (4月1日～21日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の期間延長(4月1日～21日)</p>
<p>令和3年4月10日 まん延防止等重点措置 (4月12日～5月11日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定(4月12日～5月11日)</p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後8時以降は徹底すること等をお願いする。 ○区内の飲食店等に、営業時間の短縮をお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 <p>〔区立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開館時間を午後8時まで短縮(委託園の延長保育は午後8時30分まで) ○利用人員は、定員の100%(大声での歓声等が想定される場合、定員の50%) ○定員を設けていない施設は、上限を5,000人 ○区立施設における飲食を目的とした利用および入浴は、禁止 ○室内で行うスポーツ、合唱、カラオケ等を行う利用者に対し、感染防止の注意喚起を徹底 ○都県境をまたぐ移動を抑制するため、少年自然の家は、休館 <p>〔区主催イベント・事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講座、説明会等については、オンライン開催など形態を変更して実施
<p>令和3年4月24日 緊急事態宣言 (4月25日～5月11日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定(4月25日～5月11日)</p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。 ○区内の酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 <p>(具体的な対応)</p> <p>〔区立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区立小中学校、区立幼稚園は、運営継続 ○びよびよ(子育ての広場)、児童館は、運営継続 ○保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営継続 ○敬老館、はつらつセンターは、4月25日から休館 ○デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営継続 ○文化・生涯学習施設、スポーツ施設、集会施設は、4月25日から休館(無観客の場合、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターのホール利用は可) ○少年自然の家は、休館 <p>〔区主催イベント・事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則中止または延期(無観客またはオンライン開催できるものは、実施) ○学校教育支援センターのいじめ相談など相談事業は、運営継続(電話対応などで対応できるものは形態を変更して実施)

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第4波）

決定日	主な内容
<p>令和3年5月10日 緊急事態宣言延長 (5月12日～31日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更、期間延長（5月12日～31日）</p> <p><主な変更点> (具体的な対応)</p> <p>〔区立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の50%とし、閉館時間は午後9時まで ○図書館は、入場整理実施して閉館 ○練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の50%とし、閉館時間は午後9時まで ○野球場、運動場、庭球場は、開場時間を午後9時まで ○集会施設は、利用人員を定員の50%とし、閉館時間は午後9時まで <p>〔区主催イベント・事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定員50%かつ上限5,000人とし、開催時間は午後9時まで
<p>令和3年5月31日 緊急事態宣言再延長 (6月1日～20日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更、期間延長（6月1日～20日）</p> <p><主な変更点> (具体的な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して閉館 ○野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時まで
<p>令和3年6月19日 緊急事態宣言解除 (6月20日) まん延防止等重点 措置 (6月21日 ～7月11日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（6月21日～7月11日）</p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。 ○区内の飲食店等には営業時間の短縮（午後8時まで。酒類の提供は午後7時まで。）をお願いする。また、カラオケ設備を提供する飲食店等には、設備の利用自粛をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 <p>(具体的な対応)</p> <p>〔区立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の100%とし、閉館時間は午後9時まで ○練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の100%とし、閉館時間は午後9時まで（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） ○野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時まで ○集会施設は、利用人員を定員の100%とし、閉館時間は午後9時まで <p>〔区主催イベント・事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定員を上限5,000人とし、開催時間は午後9時まで（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%）

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第5波）

決定日	主な内容
<p>令和3年7月9日 緊急事態宣言 (7月12日 ～8月22日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（7月12日～8月22日） (基本的な考え方) ○日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。 ○区内の酒類またはカラオケ設備を提供する（酒類の店内持込を認めている場合を含む）飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 (具体的な対応) [区立施設] ○区立小中学校、区立幼稚園は、運営継続 ○びよびよ（子育ての広場）、児童館は、運営継続 ○保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営継続 ○敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時まで ○デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営継続 ○図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理して開館 ○練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時まで ○野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時まで ○集会施設は、利用人員を定員の50%とし、開館時間は午後9時まで ○少年自然の家は、休館 [区主催イベント・事業] ○定員50%かつ上限5,000人とし、開催時間は午後9時まで [その他共通事項] ○区立施設における飲食を目的とした利用、カラオケおよび入浴は、禁止 ○合唱を行う利用者に対し、感染防止の注意喚起を徹底</p>
<p>令和3年7月30日 緊急事態宣言延長 (～8月31日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の期間延長（～8月31日）</p>
<p>令和3年8月18日 緊急事態宣言再延長 (～9月12日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更、期間延長（～9月12日） <主な変更点> (その他) ○外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている方と少人数で行動する。</p>
<p>令和3年9月10日 緊急事態宣言 再々延長 (～9月30日)</p>	<p>練馬区方針の期間延長（～9月30日）</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第5波）

決定日	主な内容
<p>令和3年9月29日 緊急事態宣言解除 (9月30日) 飲食店等に営業時間の短縮等を要請 (東京都リバウンド防止措置期間： 10月1日～24日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（10月1日～24日） (基本的な考え方) ○外出する際、少人数で混雑している場所や時間を避けての行動、基本的な感染防止策の徹底をお願いします。特に、午後9時以降、飲食店等の出入りはいししないことをお願いします。 ○区内の飲食店等には、営業時間の短縮をお願いします。認証店については、酒類の提供を午後8時までとし、非認証店については、提供の自粛をお願いします。飲食店におけるカラオケ設備の利用について自粛をお願いします。 (具体的な対応) 〔区立施設〕 ○区立小中学校、区立幼稚園は、通常運営 ○びよびよ（子育ての広場）、児童館は、通常運営 ○保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、通常運営 ○敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時まで ○デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、通常運営 ○図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理して開館 ○練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の100%とし、開館時間午後9時まで（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） ○野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時まで ○集会施設は、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時まで ○少年自然の家は、再開 〔区主催イベント・事業〕 ○定員を上限5,000人とし、開催時間は午後9時まで（大声での歓声等が想定される場合、定員の50% 10月30日まで） 〔その他共通事項〕 ○マスク着用・手指消毒、3密の回避など基本的な感染症対策を徹底 ○敬老館、はつらつセンター、練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホール、集会施設の利用人員の取り扱い は、10月30日まで ○区立施設における飲食を目的とした利用および入浴は、禁止 ○合唱を行う利用者に対し、感染防止の注意喚起を徹底</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第5波）

決定日	主な内容
<p>令和3年10月22日 東京都リバウンド 防止措置期間終了 (10月24日) 都民および事業者 に基本的な感染防止策 の徹底について協力 依頼 (東京都基本的対策 徹底期間 10月25日 ～11月30日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（10月25日～11月30日）</p> <p>（基本的な考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策をお願いする。外出する際は、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動する、また、帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に、大人数での会食を控えることをお願いする。 ○区内の飲食店等には、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。非認証店については、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。 <p>（具体的な対応）</p> <p>〔区立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通常運営（練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいては、大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） <p>〔区主催イベント・事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定員は上限5,000人（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） <p>〔その他共通事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスク着用、手指消毒、換気の徹底、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底 ○大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起 ○区立施設における入浴は禁止

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第6波）

決定日	主な内容
<p>令和3年11月26日 国が医療逼迫状況に重点を置いた「新たなレベル分類の考え方」に基づき、基本的対処方針を変更（11月19日） 都が12月1日から「レベル1」とし、都民および事業者に対し、基本的感染防止策の徹底について協力を依頼</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（12月1日～） （基本的な考え方） ○3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策をお願いする。外出する際は、混雑している場所や時間を避けて行動する、また、帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えることをお願いする。 ○区内の飲食店等には、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を8人以内とするようお願いする（令和4年1月16日まで）。9人以上の場合には、接種証明書などを活用することを推奨する。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。非認証店については、酒類の提供を午後9時までとし、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。 （具体的な対応） 〔区立施設〕 ○通常運営（練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいては、大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） 〔区主催イベント・事業〕 ○定員は上限5,000人（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） ○定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保 〔その他共通事項〕 ○マスク着用、手指消毒、換気の徹底、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底 ○長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起 ○区立施設における入浴は禁止</p>
<p>令和4年1月11日 都が感染の急速拡大への緊急対応として、都民・事業者に対する基本的な感染防止策の徹底について協力依頼・要請（1月11日～31日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（1月11日～31日） （基本的な考え方） ○3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策の徹底をお願いする。感染リスクの高い場所への外出やリスクの高い行動を控えるようお願いする。感染に不安のある人は、都が実施する検査を受けることをお願いする。 ○区内の飲食店等には、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。5人以上の場合には、接種証明書などを活用することを強く推奨する。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。非認証店については、酒類の提供を午後9時までとし、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。 （具体的な対応） 〔区立施設〕 ○通常運営（練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいては、大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） 〔区主催イベント・事業〕 ○定員は上限5,000人（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） ○定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保 〔その他共通事項〕 ○マスク着用、手指消毒、換気の徹底、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底 ○長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起 ○混雑時の入場者の整理等の実施を徹底 ○区立施設における入浴は禁止</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第6波）

決定日	主な内容
<p>令和4年1月20日 まん延防止等重点 措置（1月21日～ 2月13日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（1月21日～2月13日） （基本的な考え方） ○3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策の徹底をお願いする。不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動することをお願いする。感染に不安のある人は、都が実施する検査を受けることをお願いする。 ○区内の飲食店等には、営業時間の短縮、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とするようお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。認証店については、営業時間を午後9時までとし、酒類の提供は午後8時まで、非認証店については、営業時間を午後8時までとし、酒類の提供を行わないようお願いする。</p> <p>〔区立施設〕 ○通常運営（練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいては、大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） ○少年自然の家の一般利用は休止（区立中学校スキー教室は、検査を行ったうえで利用）</p> <p>〔区主催イベント・事業〕 ○定員は上限5,000人（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） ○定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保</p> <p>〔その他共通事項〕 ○マスク着用、手指消毒、換気の徹底、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底 ○長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起 ○混雑時の入場者の整理等の実施を徹底 ○区立施設における入浴は禁止</p>
<p>令和4年2月11日 まん延防止等重点 措置延長 （2月14日～ 3月6日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の期間延長（2月14日～3月6日）</p>
<p>令和4年3月5日 まん延防止等重点 措置再延長 （3月7日～21日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更、期間延長（3月7日～21日） <主な変更点> （その他） ○お花見における酒類を伴う宴会、飲食等は、控える。</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第6波）

決定日	主な内容
<p>令和4年3月18日 まん延防止等重点 措置解除 (3月21日) 都がリバウンド警戒 期間として、都民・ 事業者に必要な感 染防止策の徹底等を 要請(3月22日 ～4月24日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定(3月22日～4月24日) (基本的な考え方) ○3密の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染防止策の徹底をお願いする。混雑している場所や時間を避けて行動することをお願いする。感染に不安のある人は、都が実施する検査を受けることをお願いする。 ○区内の飲食店等には、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするようお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。非認証店については、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。 (具体的な対応) 〔区立施設〕 ○通常運営(練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいては、大声での歓声等が想定される場合、定員の50%) ○少年自然の家は、再開 〔区主催イベント・事業〕 ○定員は上限5,000人(大声での歓声等が想定される場合、定員の50%) ○定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保 〔その他共通事項〕 ○マスク着用、手指消毒、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底 ○長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起 ○混雑時の入場者の整理等の実施を徹底 ○区立施設における入浴は禁止</p>
<p>令和4年4月22日 都がリバウンド警戒 期間として、都民・ 事業者に必要な感 染防止策の徹底等を 要請(4月25日 ～5月22日)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の一部変更、期間延長(4月25日～5月22日) <主な変更点> (基本的な考え方) ○会食は、少人数、短時間で実施するようお願いする。 ○区内の飲食店等のうち、認証店については、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を8人以内、滞在時間を2時間以内とするようお願いする。非認証店については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 (具体的な対応) ○少年自然の家は、通常運営</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第6波）

決定日	主な内容
<p>令和4年5月21日 都が5月22日を もってリバウンド警 戒期間終了し、5月 23日以降の取組と して、都民・事業者 に対し、基本的な感 染防止対策の徹底等 の協力を依頼</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（5月23日～）</p> <p>（基本的な考え方）</p> <ul style="list-style-type: none">○3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底をお願いする。早めのワクチン接種の検討、発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、感染に不安を感じた場合の検査受診など感染を広げないための行動をお願いする。○区内の飲食店等のうち、非認証店については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 <p>（具体的な対応）</p> <p>〔区立施設〕</p> <ul style="list-style-type: none">○通常運営（練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいては、大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） <p>〔区主催イベント・事業〕</p> <ul style="list-style-type: none">○定員は上限5,000人（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%）○定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保 <p>〔その他共通事項〕</p> <ul style="list-style-type: none">○手指消毒、換気、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底○特に人と会話をするときや混雑する場所でのマスク着用を徹底○長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起○混雑時の入場者の整理等の実施を徹底○区立施設における入浴は禁止

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第7波）

決定日	主な内容
<p>令和4年7月16日 都が都民・事業者に対し、引き続き、基本的な感染防止対策との徹底等の協力を依頼</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（7月16日～） （基本的な考え方） ○3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加え、積極的なワクチン接種をお願いする。 発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、感染に不安を感じた場合の検査受診など感染を広げないための行動をお願いする。 （その他） ○今こそ早めのワクチン接種を</p>
<p>令和4年9月14日 国が重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとし、基本的対処方針を変更（9月8日） 都がコロナとの共存に向けた都の方針と取組を決定（9月13日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（9月14日～） （基本的な考え方） ○3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底をお願いする。積極的なワクチン接種、感染に不安を感じた場合の検査受診をお願いする。陽性者のうち無症状の場合等には、やむを得ず外出する際の感染予防行動の徹底をお願いする。 ○区内の飲食店等のうち、非認証店については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 （具体的な対応） 〔区立施設〕 ○通常運営（練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールにおいては、大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） 〔区主催イベント・事業〕 ○定員は上限5,000人（大声での歓声等が想定される場合、定員の50%） ○定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保 〔その他共通事項〕 ○手指消毒、換気、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底 ○特に人と会話をするときや混雑する場所でのマスク着用を徹底 ○長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起 ○混雑時の入場者の整理等の実施を徹底 ○区立施設における入浴は禁止</p>

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（第8波）

決定日	主な内容
<p>令和5年1月30日 国が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定。あわせて基本的対処方針を変更（1月27日） 都が感染拡大防止の取組を決定 （1月27日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（1月30日～） （基本的な考え方） ○3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底をお願いする。積極的なワクチン接種、感染に不安を感じた場合の検査受診をお願いする。陽性者のうち無症状の場合等には、やむを得ず外出する際の感染予防行動の徹底をお願いする。 ○区内の飲食店等のうち、非認証店については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 （具体的な対応） ○区立施設や区主催イベント・事業における収容定員の制限を解除 ○手指消毒、換気、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底 ○特に人と会話をするときや混雑する場所でのマスク着用を徹底 ○長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起 ○混雑時の入場者の整理等の実施を徹底 ○区立施設における入浴は禁止</p>
<p>令和5年3月3日 国が基本的対処方針を変更し、マスク着用の考え方を提示 （2月10日） 都が3月13日から5月7日までの感染拡大防止の取組を決定 （2月14日）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針の改定（3月13日～5月7日） （基本的な考え方） ○3密の回避、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底をお願いする。マスクの着用は個人の判断に委ねる。ただし、医療機関の受診時などの場面では、マスクの着用を推奨する。積極的なワクチン接種、感染に不安を感じた場合の検査受診をお願いする。陽性者のうち無症状の場合等には、やむを得ず外出する際の感染予防行動の徹底をお願いする。 ○区内の飲食店等のうち、非認証店については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供を午後9時までとするようお願いする。業種別ガイドラインの遵守をお願いする。 （具体的な対応） ○手指消毒、換気、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底 ○窓口の飛沫防止用パーテーションを引き続き設置 ○混雑時の入場者の整理等の実施を徹底 ○長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けるよう利用者に注意喚起 ○区立施設における入浴は禁止 ○職員のマスク着用は、個人の判断。ただし、窓口対応、高齢者・障害者施設等での勤務、車両利用時等においては、極力マスク着用 ○高齢者施設や障害者施設等を利用するとき、重症化リスクの高い方が多数集まるイベント・事業に参加するときは、マスク着用を推奨</p>
<p>令和5年5月8日</p>	<p>練馬区新型コロナウイルス感染症対策本部廃止</p>

国の経済対策への対応および区独自の対策

令和2年度（補正予算 第1次～第6次）

6次に渡る補正予算を編成し、刻々と変化する感染状況に対して、時機を逸することなく機動的な対応を図った。未曾有の危機として、誰もが先を見通すことが困難な状況下で、国の緊急経済対策への対応に加え、ひとり親家庭への支援のための臨時特別給付金を支給するなど、区独自の対策を展開した。

月	対応
4月	<p>国 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策〔財政支出 48.4兆円程度〕 ～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～ <主な取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する際に活用できる、 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」 創設 ・緊急支援フェーズ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 マスクや消毒液等の確保、検査体制の強化と感染の早期発見、治療薬・ワクチンの開発加速、 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備 など ・V字回復フェーズ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 観光業、運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援など 強靱な経済構造の構築 サプライチェーン改革、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速など 今後の備え 新たな予備費の創設
5月	<p>令和2年第一回練馬区議会臨時会 第1次補正予算〔予算額 777億1,095万1千円〕 新型コロナウイルス感染症に関する、国の緊急経済対策への対応や、区独自の緊急対策を取りまとめた補正予算 <主な取組></p> <p>国の緊急経済対策「生活に困っている人々への支援」への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金（10万円） ・子育て世帯臨時特別給付金（1万円） <p>区の緊急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センター開設 ・産業融資資金あっせん事業「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」（利子補給＋信用保証料全額） ・生活困窮者支援の強化（住居確保給付金増額、ひとり親家庭への臨時特別給付金（5万円）など） ・区立小中学校全児童・生徒へのタブレットパソコン配備計画前倒し（約4万6千台）

国の経済対策への対応および区独自の対策

令和2年度（補正予算 第1次～第6次）

月	対応
6月	<p>令和2年第二回練馬区議会定例会 第2次補正予算 【予算額 14億1,148万5千円】</p> <p>区民の命と健康を守る取組を強化・充実するとともに、今後段階的に再開される経済社会活動を支える対策を取りまとめた補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急事態宣言発令中に継続してサービスを提供した、介護・障害および、保育園・幼稚園等の教育・子育て分野に従事する従事者への「介護等従事者等特別給付金」（2万円） ・新生児のいる世帯への「こども商品券」（1万円） ・プレミアム付き商品券事業補助（プレミアム率30%）
8月	<p>区長専決処分 第3次補正予算 【予算額 8億526万5千円】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の直近の感染拡大状況を踏まえ、区民の命と健康を守るため、PCR検査体制を強化・充実するとともに、陽性患者の治療を受け入れている医療機関を支援する緊急補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に対する経営支援（病院経営支援補助金、設備整備費補助金、患者受入れ等支援補助金） ・福祉施設におけるPCR検査費用および診療所等へのPCR検査費用の助成
9月	<p>令和2年第三回練馬区議会定例会 第4次補正予算</p> <p>【予算額 74億2,448万3千円 うち新型コロナ対策関連経費 50億4,731万円】</p> <p>感染拡大防止策の充実とともに、区民生活を支えるために緊急に取り組むべき対策を取りまとめた補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言発令中に継続してサービスを提供した保育施設等の従事者への子育て施設等従事者特別奨励金（3万円） ・生活再建支援給付金（上限10万円） ・練馬ビジネスサポートセンターのコロナ対応出張相談開始・ウィズコロナサポート補助金
12月	<p>国 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 【財政支出 40.0兆円程度】</p> <p>コロナ前の経済水準に回帰させ、民需主導の成長軌道に戻していくため、あらゆる政策手段を総動員した力強い経済対策を講じる</p> <p><主な取組み></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止策</p> <p>希望する国民が遅滞なく受けられるワクチン接種体制等の整備、抗原検査キットの増産支援、水際対策の強化 など</p> <p>ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現</p> <p>中小・小規模事業者の経営転換等支援、GoToトラベル・イート事業、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給 など</p> <p>防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保</p> <p>流域治水の推進、R2.7月豪雨等の自然災害による被災者の生活再建等支援 など</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行</p>

国の経済対策への対応および区独自の対策

令和2年度（補正予算 第1次～第6次）

月	対応
2月	<p>令和3年第一回練馬区議会定例会 第5次補正予算 【予算額 33億6,977万1千円】 新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築を進める補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種開始
3月	<p>令和3年第一回練馬区議会定例会 第6次補正予算 【予算額 96億9,686万6千円 うち新型コロナ対策関連経費 3億6,990万2千円】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の強化・充実などに要する経費を計上</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯臨時特別給付金（5万円） ・小中学校卒業記念事業（バーチャル修学旅行等） ・医療従事者応援寄付金

国の経済対策への対応および区独自の対策

令和3年度（当初予算 および 補正予算 第1次～第6次）

当初予算での対策に加え、昨年度に引き続き6次に渡る補正予算を編成し、感染拡大防止と医療提供体制の充実、区民・事業者等への支援、社会インフラの確保の各分野で、全力を挙げて対策を進めた。区民の命と健康を守り、生活を支えるため、他に先駆けて様々な施策を実行した。国と綿密に協議して構築したワクチン接種体制「練馬区モデル」は、全国自治体の標準となった。

月	対応
-	<p>令和3年第一回練馬区議会定例会 令和3年度当初予算 【予算額 2,825億7,772万9千円 うち新型コロナ対策関連経費 33億7,800万円】</p> <p>編成の基本方針を「コロナ禍を区民とともに乗り越え、区民とともに前に進むため、最大限努力し、区民サービスの水準を確保する予算」とした。</p> <p>区民の生命、健康、安全・安心を守る事業の推進を最優先とし、区民生活を支えるうえで必要な施策は時機を逸することなく確実に実行する一方で、事業の総点検による聖域のない見直しを行い、不要不急の歳出削減に取り組んだ。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のオンライン学習環境の整備充実 ・産業融資資金あっせん事業「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」等 ・生活困窮者への相談支援体制の強化（相談支援員の増員）
6月	<p>令和3年第二回練馬区議会定例会 第1次補正予算 【予算額 19億7,650万9千円】 新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、区民の命と健康を守り、生活を支えるための緊急対策予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所のワクチン管理に要する経費支援（1バイアル2,750円等） ・移動困難者への接種機会確保（リフト付きタクシーによる接種会場への送迎支援等） ・介護・障害福祉サービス事業所の従事者等へのPCR検査 ・医療従事者への特勤手当補助（1日あたり1,000円） ・生理用品配布等事業
9月	<p>令和3年第三回練馬区議会定例会 第2次補正予算 【予算額 84億302万円 うち新型コロナ対策関連経費 63億5,661万円】 コロナ禍から区民の命と健康を守り、生活を支える緊急対策の強化や、デジタル化の推進に取り組む補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種体制の強化（16歳から12歳以上へ接種対象年齢を拡大） ・生活困窮者自立支援金支給事業
10月	<p>令和3年第三回練馬区議会定例会 第3次補正予算 【予算額 7億3,416万8千円】 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への支援に取り組む補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者への医療的支援事業 （かかりつけ医等による健康観察、症状が悪化した際の在宅療養支援、練馬区酸素・医療提供ステーションの設置） ・自宅療養初期に必要な食糧等の支援物資配送

国の経済対策への対応および区独自の対策

令和3年度（当初予算 および 補正予算 第1次～第6次）

月	対応
11月	<p>国 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策〔財政支出 55.7兆円程度〕</p> <p>ウィズコロナの下で、一日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図る。「新しい資本主義」を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。</p> <p><主な取組み></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止 感染拡大時の確保病床8割以上の確実な稼働体制の構築、治療薬の確保・投与体制の構築 住民税非課税世帯や厳しい状況にある学生などお困りの方々への支援、事業復活支援金、時短等要請時の協力金 など ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機の備え ワクチン・検査パッケージの活用 など 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動 デジタル田園都市国家構想、子育て世帯への給付金、看護・介護・保育など現場従事者の収入引上げ など</p>
12月	<p>令和3年第四回練馬区議会定例会 第4次補正予算〔予算額 98億7,360万3千円〕</p> <p>ワクチン接種体制の確保や、感染拡大第6波への備え、国の経済対策への対応に取り組む補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン3回目接種開始 ・介護・障害福祉サービス事業所に対するPCR検査事業および抗原検査キット購入補助事業の実施 ・子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金5万円）
12月 （臨時会）	<p>令和3年第二回練馬区議会臨時会 第5次補正予算 〔予算額 153億2,221万6千円 うち新型コロナ対策関連経費 144億5,505万1千円〕</p> <p>コロナ禍の影響を受けた人等への支援事業を早期に実施するための補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円） ・子育て世帯への臨時特別給付金（追加給付金5万円）
3月	<p>令和4年第一回練馬区議会定例会 第6次補正予算 〔予算額 42億7,596万4千円 うち新型コロナ対策関連経費 13億7,856万8千円〕</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の継続・充実などに要する経費を計上</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養支援物資配送（継続） ・教育、こども関連施設の感染予防物品の購入 ・介護・障害福祉サービス事業所に対するPCR検査委託（継続）

国の経済対策への対応および区独自の対策

令和4年度（当初予算 および 補正予算 第1次～第5次）

令和2・3年度に引き続き、区民の命と健康を守り、区民生活を支えるために、直面する課題に取り組んだ。また、4年度に入って顕在化した、物価上昇への対応とあわせ、5次に渡る補正予算を編成した。

月	対応
-	<p>令和4年第一回練馬区議会定例会 令和4年度当初予算 【予算額 2,912億4,480万4千円 うち新型コロナ対策関連経費 74億6,900万円】</p> <p>編成の基本方針を「区民とともにコロナ禍を乗り越え、練馬の未来を拓くため、「練馬区モデル」を進化させる予算」とした。区民生活を支えるうえで必要な施策を充実するとともに、コロナ禍により生じた新たな課題に対応するため、令和4年3月に策定した「練馬区みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン」に掲げる施策の実施を最優先とした。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素・医療提供ステーションの運営（継続） ・自宅療養者へのパルスオキシメーター貸与・支援物資配送（継続） ・プレミアム付き商品券事業補助（プレミアム率30%）
4月	<p>国 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」〔財政支出 6.2兆円程度〕</p> <p>直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする。</p> <p><主な取組み></p> <p>原油価格高騰対策 エネルギー・原材料・食料等安定供給対策 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等 コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置延長・要件緩和 住民税非課税世帯等に対する給付金（令和4年度対象者）、低所得の子育て世帯に対する給付金 地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援 など</p>
6月	<p>令和4年第二回練馬区議会定例会 第1次補正予算 【予算額 31億4,235万9千円 うち新型コロナ対策関連経費 28億5,338万6千円】</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの4回目接種や、コロナ禍における区民や事業者の支援などを着実に実施するための緊急対策予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン4回目接種開始 ・産業融資資金あっせん事業「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付・借換特別貸付」の延長 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金（10万円） ・子育て世帯生活支援特別給付金（5万円）

国の経済対策への対応および区独自の対策

令和4年度（当初予算 および 補正予算 第1次～第5次）

月	対応
10月	<p>令和4年第三回練馬区議会定例会 第2次補正予算 【予算額 193億1,665万1千円 うち新型コロナ対策関連経費 82億9,283万2千円】</p> <p>コロナ禍から区民の命と健康を守るとともに、物価上昇による区民や事業者への影響を緩和するための緊急的な支援に取り組む補正予算</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン4回目接種対象者拡大、オミクロン株対応等 ・同時流行による重症化リスクを想定した高齢者インフルエンザ予防接種費の無償化 ・産業融資資金あっせん事業「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付・借換特別貸付」の再延長 ・家事支援用品の購入支援（5万円分）
10月	<p>国 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 【財政支出 39.0兆円程度】</p> <p>ウィズコロナの下、社会経済の正常化が進展する一方、エネルギー・食料品等の価格上昇が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼしている我が国の経済を、「物価高・円安への対応」・「構造的な賃上げ」・「成長のための投資と改革」を重点分野とし、持続可能で一段高い成長経路に乗せ、日本経済を再生する。</p> <p><主な取組み></p> <p>物価高騰・賃上げへの取組 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化 コロナ禍からの需要回復・地域活性化（新たな観光立国推進基本計画の策定等） など 「新しい資本主義」の加速 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保 ウィズコロナ下での感染症対応の強化（病床・宿泊療養施設の確保、医療人材の確保、ワクチン・治療の研究開発等） など</p>
12月	<p>令和4年第四回練馬区議会定例会 第3次補正予算 【予算額 13億2,608万5千円 うち新型コロナ対策関連経費 3,059万7千円】</p> <p>、新型コロナウイルスワクチン職域接種、抗原検査キット購入に要する経費のほか、物価上昇に対応した、低所得の子育て家庭に対する区独自の給付金の支給に要する経費を計上</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得の子育て家庭に対する区独自の給付金（10万円） ・抗原検査キット購入
2月	<p>令和5年第一回練馬区議会定例会 第4次補正予算 【予算額 18億2,873万8千円 うち新型コロナ対策関連経費 - 千円】</p> <p>出産・子育て応援交付金事業および幼稚園・保育園等に対する送迎バス等安全対策支援事業の実施に要する経費を計上</p> <p><主な取組></p> <p>-</p>

国の経済対策への対応および区独自の対策

令和4年度（当初予算 および 補正予算 第1次～第5次）

月	対応
3月	<p>令和5年第一回練馬区議会定例会 第5次補正予算 【予算額 29億6,431万3千円 うち新型コロナ対策関連経費 19億6,957万8千円】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の執行残の調整を行った。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種 年度末時点執行残見込額を減額した。次年度以降の集団接種会場運営等に必要となる経費についても、繰越明許費とはせず、同時提案した令和5年度第1次補正予算に改めて必要経費を計上した。 ・自宅療養支援物資配送の一元化および酸素・医療提供ステーションの閉所 コロナ対策の転換に伴い、区は、高齢者や重症化リスクの高い方に、よりきめ細やかに対応する一方、広域行政の補完として区が実施してきた自宅療養支援物資配送は都に一元化し、酸素・医療提供ステーションを閉所した。

区長メッセージ

1 国の専門家会議が示した不要不急の外出を控えるなど、協力をお願い

(令和2年4月3日 区ホームページ掲載)

今が重大局面です。

都内では、新型コロナウイルスの感染者が急増し、緊急事態宣言も議論されるなど、感染者の爆発的増加が発生しかねない重大な局面に差し掛かっています。

練馬区は、引き続き、区民の皆様の命と健康を守ることを第一に対応してまいります。最悪の事態を回避するためには、区民の皆様お一人お一人の行動が極めて重要となります。

手洗い・咳エチケットを徹底するとともに、当面の間、国の専門家会議が示した以下の四点について、区民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 不要不急の外出は控えてください
2. 10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けてください
3. 家族以外の多人数での会食などは行わないでください
4. 若者の皆様にはカラオケ、ライブハウス、中高年の方々についてはバーやナイトクラブなど接待を伴う飲食店に行くことは控えてください

2 区立施設の休館、事業中止について協力をお願い。医療従事者等への謝意

(令和2年4月8日 区ホームページ掲載)

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は4月7日、東京都を含む7都府県を対象に、4月8日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発令しました。

区民の皆様には、外出を控え、ご自宅でお過ごしください。

医療機関への通院、食料の買い出しなどやむを得ず外出する場合は、感染リスクが高まる三つの要素「密閉」「密集」「密接」を避けてください。

区内では、48名が感染され、うち2名の方が亡くなっています。現在も39名の方が療養されています。

ご自身やご家族、大切な方を守るため、社会を守るために、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

緊急事態宣言発令中は、区立小中学校・幼稚園等の休業や区立施設の休館、事業の中止などにより、ご不便をおかけしますが、感染拡大を防止するため、ご理解をお願い申し上げます。

練馬区は、引き続き、区民の皆様の命と健康を守るために全力で取り組んでまいります。

最後に、現場の最前線で、昼夜を問わず対応に当たられている医療従事者をはじめとする全ての皆様に、心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

区長メッセージ

3 医療従事者への謝意、三密回避等の協力をお願い (令和2年4月22日 区ホームページ、ビデオメッセージ掲載)

練馬区長の前川耀男です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国の緊急事態宣言が発令されてから二週間が経過しました。

私たちは、今まさに新型コロナウイルスとの闘いの只中にあります。文字通り今が正念場だと考えています。

実に多くの方々にご尽力頂いています。医師、看護師など医療従事者の皆さん、保育所、こども園、学童クラブなど社会的な子育てに携わっている皆さん、特別養護老人ホームやデイサービスなど高齢者の方々の介護サービスを担っている皆さん、福祉園や重度障害者グループホームなど障害者児の方々の生活を支援している皆さん。この未曾有の危機にあって、皆さんの献身が日々の区民生活を支えています。74万区民を代表して心から敬意を表し、感謝申し上げます。

今回の新型コロナウイルスとの闘いは、日本が直面する未だかつてない危機です。勝利するのは容易なことではありません。社会の総力を挙げて闘う必要があります。区は、区民生活に身近な基礎的自治体として、国や都と一体となり、全力を挙げて取り組んでまいります。

当然ながら、行政の役割はとりわけ重いものです。こうした時のためにこそ、行政は存在しているのです。しかし行政だけでは、この闘いに勝利することは出来ません。広く区民の皆さんと力を合わせなければ、この困難を乗り越えることは出来ないと考えています。既に、感染拡大防止のため、多くの事業者の皆さんに、営業の自粛・縮小にご協力頂いています。また、広範な区民の皆さんに、外出自粛にご協力頂いています。心から感謝申し上げたいと思います。

引き続き、区民の皆さんには、外出を控え、ご自宅でお過ごし下さるようお願いいたします。医療機関への通院、食料の買い出しなどやむを得ず外出する場合は、感染リスクが高まる三つの要素「密閉・密集・密接」を避けてください。その際、人と人との距離を取って頂く、マスクを着用して頂くなど、お一人お一人が危機感を持って頂きたいと思います。新型コロナウイルスの感染を終息させ、あなたご自身、ご家族、地域の皆さんを守ることが出来るか否かは、今この瞬間の皆さんの行動にかかっているのです。

練馬区は、引き続き、区民の皆さんの命と健康を守るために全力で取り組んでまいります。この難局を乗り越えるため、区民の皆さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

区長メッセージ

4 保育所は社会活動を支える観点から原則開園する

(令和2年4月28日 区ホームページ掲載)

練馬区は今まさに闘いの只中にありますが、保育所等の休園問題について関心が寄せられています。そこで、区政の責任者としての私の考えをお伝えしたいと思います。

保育所等を休園して欲しいという声が、一部の保育士や保護者の皆さんから上がっている事は良く承知しています。

皆さん同じ論旨だと思います。練馬区も、一部の区が実施している方法、即ち原則休園という看板を掲げながら、医療従事者など保育が必要な方に限って受け入れる手法を取るべきだという主張です。今の練馬区の手法、即ち原則開園として保護者に自粛を求める方式では、勤務先で休暇が認められない場合がある、また保護者の自粛内容に差が出て不公平感が生まれ保育士の納得を得られない、更に保育士や保護者が抱く感染への恐れを解消出来ないという主張です。

私は元来、頑なな人間ではないつもりです。区長としての仕事も、常に世論に耳を傾けながら進めています。その私が何故、今、先ほど例示した声に従わず練馬方式を取っているのか。それは、この問題が行政の在り方の根本に関わる事柄だからです。また、私の行政担当者としての信念、政治家としての信念にも関わるからです。

保育所には、日頃から区として、整備にも運営にも膨大な税金を投入しています。また私は区長就任以来、「待機児童ゼロ作戦」を展開し、全国トップレベルの定員増を実現してきました。それは何故か。保育所が、勤労者の皆さんを支え、多岐にわたる社会的な活動を支えるために、必要不可欠な施設だからです。敢えて申し上げれば、保育所は、平時は勿論、今のような緊急時も頑張っただけで賁うためにこそ存在しているのであり、それがまた保育従事者の誇りでもあると思います。

保育所を休園するという事は、医療・警察などの活動に限らずコンビニや交通機関をはじめ全ての社会的な活動を停止する事を意味します。病院への通院も日常の買い物も出来なくなるのです。それだけの覚悟が無ければ、行政として保育所の休園は出来ないと、考えています。

私は永く公務に従事してきました。微力ながら常に、住民全体の利益の実現、目先ではなく長い目で見た公共の利益の確保に力を尽くしてきたつもりです。その私にとって、今この緊急時に、保育所を原則休園するという選択肢は考えられません。勿論、保育士さんをはじめ現場従事者の皆さんの安全確保には、区として最大の努力をしていく決意です。どうか私の意のあるところを御理解いただき、御支援下さるようお願いいたします。

区民の皆様と力を合わせて、今この難局を乗り越えたい。心から願っています。

区長メッセージ

5 医療従事者への謝意。三密回避等の協力をお願い

(令和2年5月1日 区報掲載)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月7日に国の緊急事態宣言が発令されました。私たちは、今まさに新型コロナウイルスとの闘いの只中にあります。文字通り今が正念場だと考えています。

実に多くの方々にご尽力頂いています。医師、看護師など医療従事者の皆さん、保育所、こども園、学童クラブなど社会的な子育てに携わっている皆さん、特別養護老人ホームやデイサービスなど高齢者の方々の介護サービスを担っている皆さん、福祉園や重度障害者グループホームなど障害者児の方々の生活を支援している皆さん。この未曾有の危機にあって、皆さんの献身が日々の区民生活を支えています。74万区民を代表して心から敬意を表し、感謝申し上げます。

今回の新型コロナウイルスとの闘いは、日本が直面する未だかつてない危機です。勝利するのは容易なことではありません。社会の総力を挙げて闘う必要があります。区は、区民生活に身近な基礎的自治体として、国や都と一体となり、全力を挙げて取り組んでまいります。

当然ながら、行政の役割はとりわけ重いものです。こうした時のためにこそ、行政は存在しているのです。しかし行政だけでは、この闘いに勝利することは出来ません。広く区民の皆さんと力を合わせなければ、この困難を乗り越えることは出来ないと考えています。既に、感染拡大防止のため、多くの事業者の皆さんに、営業の自粛・縮小にご協力頂いています。また、広範な区民の皆さんに、外出自粛にご協力頂いています。心から感謝申し上げたいと思います。

引き続き、区民の皆さんには、外出を控え、ご自宅でお過ごし下さるようお願いいたします。医療機関への通院、食料の買い出しなどやむを得ず外出する場合は、感染リスクが高まる3つの要素「密閉・密集・密接」を避けてください。その際、人と人の距離を取って頂く、マスクを着用して頂くなど、お一人お一人が危機感を持って頂きたいと思います。新型コロナウイルスの感染を終息させ、あなたご自身、ご家族、地域の皆さんを守ることが出来るか否かは、今この瞬間の皆さんの行動にかかっているのです。

練馬区は、引き続き、区民の皆さんの命と健康を守るために全力で取り組んでまいります。この難局を乗り越えるため、区民の皆さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

区長メッセージ

6 区議会臨時会で補正予算議決、臨時給付金ほか区独自の対策に取り組む

(令和2年5月6日 区ホームページ掲載)

国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されました。

宣言が発令されて以来、区民の皆さんには外出の自粛に、多くの事業者の皆さんには営業の自粛・縮小にご協力頂いていることに感謝申し上げます。

この間、実に多くの方々にご尽力頂いています。医師、看護師など医療従事者の皆さん、保育所、こども園、学童クラブなど社会的な子育てに携わっている皆さん、特別養護老人ホームやデイサービスなど高齢者の方々の介護サービスを担っている皆さん、福祉園や重度障害者グループホームなど障害者の方々の生活を支援している皆さん。そしてまた、こうした医療・福祉関係の皆さんのみならず、警察・消防や公共交通機関、電気・ガスなどのライフライン、清掃・リサイクル業務、小売店・運送業など流通に関わる皆さん、挙げれば枚挙にいとまがありません。この未曾有の危機にあって、皆さんの献身が日々の社会生活を支えています。74万区民を代表して心から敬意を表し、感謝申し上げます。

新規感染者数には低下傾向がみられるものの、政府の専門家会議は「想定より減少していない」としました。今取組をやめれば、再び上昇に転じてしまう恐れが大きく、これまでの皆さんのご努力が水泡に帰してしまうことになりかねません。

当然ながら、行政の役割はとりわけ重いものです。しかし、広く区民の皆さんと力を合わせなければ、この困難を乗り越えることは出来ないと考えています。あなたご自身、ご家族、地域の皆さんを守ることが出来るか否かは、今、この瞬間の皆さんの行動にかかっているのです。

引き続き、区民の皆さんには、不要不急の外出を控え、ご自宅でお過ごしくださるようお願いいたします。

区は、区立小中学校の臨時休業をはじめ、区立施設等の休館、イベントの中止・延期を継続します。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

本日、区議会臨時会において、直ちに着手すべき取組をまとめた総額777億円の補正予算案を可決頂きました。国の緊急経済対策への対応として、特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金の支給のほか、区独自の緊急対策として、PCR検査検体採取センターの設置、医療機関への支援、生活困窮者への支援、ひとり親家庭への支援、中小企業者等への特別貸付の実施、学校ICT環境の整備など、既に実施中の対策とあわせて、スピード感を持って取り組んでまいります。

区は、出来る対策を総動員し、国や都と一体となり、引き続き、区民の皆さんの命と健康を守るために全力で取り組んでまいります。この難局を乗り越えるため、区民の皆さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

区長メッセージ

7 休館していた区立施設の順次再開、分散登校の実施、イベントの縮小・延期・中止の判断をしていく

(令和2年5月27日 区ホームページ掲載)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、東京都についても解除されました。

区内では、これまでに275人の感染が確認され、27人の方が亡くなりました。深く哀悼の意を表しますとともに、現在も療養されている方々の一日も早い回復を心から願っています。

外出や事業の自粛要請に協力いただいている区民、事業者の皆さん、最前線で昼夜を問わず献身されている医師、看護師など医療従事者の皆さん、また、保育、高齢者介護、障害者児支援、警察・消防、公共交通機関、電気・ガス・通信、小売店・運送業等の流通、清掃・リサイクルなど、社会生活を支える現場で苦労を重ねていらっしゃる全ての皆さんに、心から敬意を表し、感謝申し上げます。

一方、感染された方々や医療従事者、そのご家族への心無い言動が社会問題となっています。一部とはいえ、こうした偏見には、胸が痛む思いがしています。多くの区民の皆さんも、同じ気持ちだと思います。緊急事態にあつてこそ、共感と思いやりを大事にしていきたい。そう願っています。

これから、経済社会活動を再開させていく新たな段階に入りますが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。第2波、第3波への備えにも万全を期さなければなりません。常に感染予防を意識した「新しい日常」へと移行していくことが求められています。区民の皆さんには、引き続き、感染の再拡大を防ぐため、手洗いの徹底、マスクの着用、「密閉」「密集」「密接」の回避などの対策を継続して頂くようお願いいたします。

区は、休止していた区立施設について、感染防止対策を徹底したうえで、入場制限や一部使用制限を実施しながら、順次再開します。

区立小中学校は、6月1日から分散登校でスタートし、段階的に拡大していきます。

区主催のイベントは、その内容と規模に応じて、縮小や延期、中止を判断します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

これまで、全庁を挙げて感染症対策に取組み、5月には、PCR検査検体採取センターの開設や医療機関への支援などの補正予算を編成しました。6月の第二回区議会定例会にも、感染防止と経済社会活動の両立を目指す補正予算案を提案する考えです。

国や都と一体となって、全力で取り組んでまいります。この難局を乗り越えるため、今後とも、区民の皆さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

8 休館していた区立施設の順次再開、分散登校の実施、イベントの縮小・延期・中止の判断を行っていく

(令和2年6月4日 区報掲載)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、東京都についても解除されました。

亡くなられた方々に、深く哀悼の意を表しますとともに、現在も療養されている方々の一日も早い回復を心から願っています。

外出や事業の自粛要請に協力いただいている区民、事業者の皆さん、最前線で昼夜を問わず献身されている医師、看護師など医療従事者の皆さん、また、保育、高齢者介護、障害者児支援、警察・消防、公共交通機関、電気・ガス・通信、小売店・運送業等の流通、清掃・リサイクルなど、社会生活を支える現場で苦労を重ねていらっしゃる全ての皆さんに、心から敬意を表し、感謝申し上げます。

一方、感染された方々や医療従事者、そのご家族への心無い言動が社会問題となっています。一部とはいえ、こうした偏見には、胸が痛む思いがしています。緊急事態にあつてこそ、共感と思いやりを大事にしていきたい。私の心からの願いです。

私たちは今、経済社会活動を再開させていく新たな段階を迎えています。第2波、第3波への備えにも万全を期さなければなりません。常に感染予防を意識した「新しい日常」へと移行していくことが求められています。区民の皆さんには、引き続き、手洗いの徹底、マスクの着用、「密閉」「密集」「密接」の回避などの対策を継続して頂くようお願いいたします。

区はこれまで、可能な対策を総動員し、感染拡大防止対策や、困窮している区民・事業者の皆さんの支援に取り組んできました。引き続き、感染防止と経済社会活動の両立を目指して、国や都と一体となって、全力で取り組んでまいります。

今後とも、区民の皆さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

区長メッセージ

9 濃厚接触者全員のPCR検査を実施、三密回避の徹底をお願い

(令和2年7月3日 区ホームページ掲載)

都内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が、昨日の107人に続き、本日124人となりました。区内でも、昨日までの1週間で24人の感染が確認され、明らかな増加傾向にあり、区立施設職員の感染も発生しています。

緊急事態宣言が解除されてから約1か月が経過し、少しずつ日常を取り戻し始めているなか、再び感染拡大への不安が増えています。

5月29日に厚生労働省は、それまでの検査基準を変更し、濃厚接触者全員にPCR検査を実施することとしました。緊急事態宣言 期間中とは検査体制が異なり、当時の数字と単純な比較はできないことから、新規感染者数の増減だけで、一喜一憂すべきではないと考えていますが、趨勢として感染が拡大していることは間違いありません。強い危機感を持っています。

区民の皆さんには、手洗い、マスクの着用、「密閉」「密集」「密接」の回避などの感染予防対策を徹底して頂くよう、強くお願いいたします。

事業者の皆さんには、各業界団体等が作成している「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の順守徹底をお願いいたします。

これ以上感染を拡大させてはなりません。

改めて、区民・事業者の皆さんに、感染予防対策の徹底にご協力頂きますよう、心からお願い申し上げます。

10 都との連携を深め、補正予算の編成など、状況変化に対応していく

(令和2年7月17日 区ホームページ掲載)

区内では、本日、これまでで最多の293人の新規感染者が確認されました。ホストクラブやキャバクラなど接待を伴う飲食店、大人数での飲み会や会食、ミニシアター等で集団感染が発生しています。また、20歳代・30歳代から他の年齢層に広がりつつあります。区内でも、7月の感染者数は16日現在で90人、6月の40人を既に大きく上回っています。国全体でも再拡大の傾向にあり、多くの国民が、再び深刻な状況に陥りかねない重大な局面を迎えていると感じています。

にもかかわらず、国は、新規感染者増加の原因分析や今後の予測を示していません。疲弊する医療機関や保健所の強化等、状況変化にあわせた柔軟な対応も出来ていません。また、経済社会活動の活性化を謳いながら、感染予防対策との両立について、具体的にどう取り組むのか、明確な説明がありません。多くの区民の皆さんが得も言われぬ不安を抱えている大きな原因であると思います。

これまで区は独自に、唾液によるPCR検体採取体制の構築、医療従事者応援プロジェクト、介護・保育等事業者・従事者への支援、生活に困窮するひとり親家庭への援助、売上が減少した事業者への緊急対策等、実情に即した施策に積極的に取り組んできました。

東京都は、これから補正予算を策定して、新たなステージの対策に進もうとしています。区は、都との連携を更に深め、新たな補正予算を編成するなど、状況の変化に的確に対応してまいります。

区民の皆さんには、手洗い、マスクの着用、「密閉」「密集」「密接」の回避などの予防対策を、これまで以上に徹底していただくようお願いいたします。重症化リスクの高い高齢の方などは特にご注意ください。

繁華街では、十分な感染防止対策をしていない店舗の利用を避けるようお願いいたします。少しでも具合が悪いときは、医師の診察を受け、不要不急の外出を控えてください。感染された際には、保健所の聞き取り調査に必ずご協力くださるようお願いいたします。

皆さん一人一人の行動が、感染の拡大を防ぐことにつながります。

区長メッセージ

11 保健所の人員配置拡大、PCR検査体制の構築などに取り組んできた

(令和2年11月21日 区報掲載)

暫く「5階の窓から」をお休みしました。その間に、コロナにより世界の姿は一変し、私達の暮らしは激変しました。

区長として主に震災や水害を警戒してきました。そこへパンデミックです、意表を突かれました。皆さんの命と健康を守るために区はどう行動すべきか。手探り状態から始めて、職員と力を尽くしてきました。

まず検査と医療の核となる保健所です。平時の20人配置を69人まで拡大しました。更に、医師会と協力したPCR検査体制の構築、医療従事者応援プロジェクト、患者受け入れ病院の経営支援、保育・高齢・障害サービス従事者の支援、ひとり親家庭の援助、売上げが低下した事業所への緊急対策等々に、取り組んできました。

公的サービスの社会責任を全うするため、保育所を原則開園とするなど、関係者の方々に懸命に頑張って頂きました。現在、人口10万人当たりの感染者数は、23区の中でも極めて少なくなっています。

冬がやってきます。インフルエンザとの同時流行に危機感が高まる中、第3波ともいわれる状況を迎えています。正念場です。

私事ながら、緊急事態宣言発令の翌々日、初孫が生まれました。満面の笑みに接する度に、人の命の愛おしさが身に沁みます。微力ながら、区民の皆さんを守るために、全力を尽くす決意です。

12 外食や会食の機会が増える中、改めて感染防止対策をお願い

(令和2年12月21日 区報掲載)

この年末年始は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうさなかで迎えることになりました。区民の皆さん誰もが、自分や家族が発熱したらどうすればよいか、心配されていると思います。

区は、年末年始期間中も、練馬区医師会や医療機関の方々と力を合わせて、区民の皆さんが安心できる体制を確保するため、全力を尽くしてまいります。

年末年始には、外出や会食の機会が多くなります。

改めて、区民の皆さんには、「密閉」「密集」「密接」の回避、マスクの着用、手洗い、換気など感染防止対策の徹底をお願いいたします。

この難局を皆さんとともに乗り越えていきたい。ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

13 ワクチン接種体制の早急な整備など全力で取り組んでいる。特に、20時以降の不要不急の外出を控えるようお願い

(令和3年1月8日 区ホームページ掲載、令和3年1月11日 区報掲載)

1都3県を対象に、1月8日から2月7日までを期間とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。

年末から年始にかけて感染が爆発的に拡大するなか、区民の皆さん誰もが、どう過ごすべきか、切迫した不安を抱かれていると思います。

練馬区はこれまでも、国や都と連携して、感染拡大の防止と医療提供体制の充実、区民・事業者の支援、社会インフラの維持など様々な分野で、独自のコロナ対策に取り組み、最大限の努力を続けてきました。引き続き、区民の皆さんの命と健康を守り、日々の暮らしを支えるため、ワクチン接種体制の早急な整備をはじめ、全力で取り組んでまいります。

区民の皆さんには、これまでも長期にわたって感染防止にご協力頂いてきましたが、この1か月間が極めて重要です。重ねてご協力をお願いしなければなりません。

不要不急の外出はお控えください。特に、午後8時以降は徹底をするよう、お願いいたします。

医療機関への通院、生活必需品の買い出し等で、やむを得ず外出する場合は、マスクの着用、手洗いや消毒、「密閉」「密集」「密接」の回避など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

この難局を区民の皆さんと力を合わせて、何としても乗り越えたい。ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、最前線の様々な現場で、長期間にわたり昼夜を問わず、献身されている全ての皆さんに、心から敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

区長メッセージ

14 ワクチン接種「練馬区モデル」を策定。高齢者からスタートする

(令和3年2月1日 区ホームページ掲載)

この度、新型コロナワクチン接種「練馬区モデル」を策定しました。先進事例として、厚生労働省が全国自治体に発信しています。「早くて 近くて 安心です」をコンセプトに、まずは高齢者からスタートします。約250の診療所での個別接種を基本に、集団接種会場で補完して、約6週間で完了させます。接種は4月から開始できる見込みです。

これまで区は、練馬区医師会の協力を頂きながら、様々な独自のコロナ対策に取り組んできました。昨年7月からは、全国に先駆けて、身近な診療所での唾液PCR検査を開始しました。今回のワクチン接種についても、医師会の皆さんとともに、昨年11月から検討を進めてきたものです。

今、日本は、コロナ禍という戦後最大の危機に直面しています。私は永年にわたり公務に従事してきました。行政、公務員は、こうした時に責任を果たすためにこそ存在していると、確信しています。私が先頭に立って、区職員の総力を挙げてこの難局を乗り越えよう、固く決意しています。

これまで区民・事業者の皆さんには、長期間にわたって感染拡大の防止にご協力を頂いてきました。現在、感染者数は減少傾向にありますが、今ここで取組みを緩めてしまうと、これまでの努力が、全て水泡に帰してしまいます。今が正念場です。引き続き、マスクの着用、手洗いや消毒、「密閉・密集・密接の回避」を基本に、外出自粛などの感染防止対策に取り組んで頂く必要があります。改めて、ご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

(令和3年2月11日 区報掲載)

先月末、新型コロナワクチン接種の「練馬区モデル」を公表しました。厚生労働省が、先進事例として全国自治体に推奨しています。国が調達したワクチンを、誰もが、住み慣れた地域で、かかりつけのお医者さんに接種して貰える、「早くて 近くて 安心」の接種を目指しています。

まずは、高齢者の皆さんからスタートします。区内約250の診療所での個人接種をメインに、区立施設等での集団接種でカバーします。高齢者は、4月から開始し、約6週間で完了させます。

これまでも練馬区は、練馬区医師会の協力を頂いて、様々な区独自のコロナ対策に取り組んできました。昨年7月には、全国に先駆けて、身近な診療所での唾液PCR検査を開始しました。今回の練馬区モデルも、医師会の皆さんや国の関係省庁と、昨年11月から検討を進めてきました。

日本は今、コロナという戦後最大の危機に直面しています。私は永年にわたり公務に従事してきました。公務員が皆さんの税金から給料を頂いているのは、何よりも危機に際して責任を果たす為だと信じています。

区は、コロナ対策で4回、補正予算を編成しました。今議会では、ワクチンをはじめ新たなコロナ対策を計上した、補正予算案と新年度予算案を審議して頂く予定です。

区財政はコロナ禍により厳しい状況にありますが、区民の皆さん、区議会の皆さんと力を合わせ、区民生活を支えるサービスを確保しながら、この難局を乗り切る決意です。引き続き私が先頭に立って、全力を尽くしてまいります。

区長メッセージ

15 基本的感染予防対策のお願い。ワクチン接種を練馬区医師会、薬剤師会と協力して準備に万全を期している

(令和3年3月6日 区ホームページ掲載)

日本が、新型コロナウイルス感染症を克服できるか否か、正念場を迎えています。

東京都を含む1都3県に発出されている緊急事態宣言が、3月21日まで延長されました。区内の感染状況を見ても、人口に対する感染者数の比率は23区で最小となっていますが、減少ペースは下げ止まりとなり、現在も毎日10～20人ほどの感染が確認されています。

区は、これまでも他の自治体に先駆けて、独自のコロナ対策に取り組んできました。そして今、一日も早くコロナ禍を乗り越えるため、何としてもワクチン接種を成功させなければならないと考えています。

そこで、いち早く昨年11月から、練馬区医師会と協力してワクチン接種体制の構築に取り組み、関係省庁と協議を重ねてきました。

1月末に発表した「ワクチン接種 練馬区モデル」は、「地域の診療所での個別接種」をメインに、「病院・区立施設等での集団接種」でカバーするベストミックス方式です。厚生労働省が、先進事例として全国の自治体に紹介し、広くメディアに取り上げられました。私自身も、テレビや新聞紙上で説明させて頂きました。2月には、衆議院予算委員会に参考人として招かれ、接種を担う地方自治体の長として、必要量の確実な配布と、今後のスケジュールの早急な明示を、国に要望しました。

区としては、何時でも接種が始められるよう、練馬区医師会・練馬区薬剤師会と協力して、「早くて、近くて、安心」な接種の実現に向け、準備に万全を期してまいります。区民の皆さんには、今後とも、きめ細かくお知らせいたします。

既に国内の死者数は8,000人を超え、区内でも55人の方が亡くなっています。医療従事者の皆さんは、今も最前線で闘われています。ワクチン接種の早期実現を目指しているなか、区民・事業者の皆さんには、重ねてのご協力をお願いすることになります。ここで取組みを緩めれば、これまでの努力が、全て水泡に帰してしまいます。引き続き、マスクの着用、手洗いや消毒、「密閉・密集・密接の回避」などに取り組んでください。歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の会食はお控えください。改めて、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

16 医療従事者へのワクチン接種が始まった。国からワクチンが配布され次第、順次進めていく

(令和3年3月21日 区報掲載)

区は、これまでも他の自治体に先駆けて、様々な区独自の対策に取り組んできました。診療所での唾液によるPCR検査や病院経営の支援、ひとり親家庭や中小事業者の支援、保育所など社会インフラの維持等多岐にわたります。

そして今、一日も早くコロナ禍を乗り越えるためには、何としてもワクチン接種を成功させなければなりません。

そこで、いち早く昨年11月から、練馬区医師会と協力してワクチン接種体制の構築に取り組み、関係省庁と協議を重ねてきました。

1月末に発表した「ワクチン接種 練馬区モデル」は、「地域の診療所での個別接種」をメインに、「病院・区立施設等での集団接種」でカバーするベストミックス方式です。厚生労働省が、先進事例として全国の自治体に紹介し、広くメディアに取り上げられました。私自身も、テレビや新聞紙上で説明させて頂きました。2月には、衆議院予算委員会に参考人として招かれ、接種を担う地方自治体の長として、必要量の確実な配布と、今後のスケジュールの早急な明示を、国に要望しました。

医療従事者へのワクチン接種が始まりました。区民への接種はワクチン供給が大幅に遅れているため、まず、特別養護老人ホームの入所者を対象に開始します。ワクチンが供給され次第、高齢者、基礎疾患のある方、一般区民の方へと拡大します。練馬区医師会・練馬区薬剤師会と協力して、「早くて近くて安心」な接種に万全を期してまいります。

国内の死者数は、既に8,000人を超え、区内でも58人の方が亡くなっています。医療従事者の皆さんは、今も最前線で闘われています。区民、事業者の皆さんには、重ねてのご協力をお願いすることになりますが、ここで気を緩めれば、これまでの努力が水泡に帰してしまいます。引き続き、マスクの着用、手洗いや消毒、「密閉・密集・密接の回避」などに取り組んでください。歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の会食はお控えください。改めて、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

区長メッセージ

17 ワクチン接種にかかる準備は万端整っている。

(令和3年4月11日 区報掲載)

接種の準備は万端整っています。

コロナ対策の決め手となるのは、ワクチン接種です。練馬区は、「ワクチン接種 練馬区モデル」を構築し、全国自治体の賛同を得ました。「地域の診療所での個別接種」をメインに、「病院・区立施設等での集団接種」でカバーするベストミックス方式です。

ディープフリーザーの配備、ワクチンの配送用品や車両の調達、診療所の態勢など、準備は万端整っています。接種券の発送準備も終わっており、国からワクチンが配布され次第、直ちに接種を開始します。

引き続き、練馬区医師会・練馬区薬剤師会と協力して、「練馬区モデル」による「早くて 近くて 安心」な接種の実現に万全を期してまいります。

18 基本的な感染防止対策のお願い。特別養護老人ホーム入居者へのワクチン接種開始・国からワクチンが配布され次第、順次進めていく

(令和3年4月24日 区ホームページ掲載、令和3年5月1日 区報掲載)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急激に増加し、変異株への急速な置き換わりが懸念されています。

区民の皆さんには、これまでも長期にわたって感染防止にご協力頂いてきましたが、改めてお願いをしなければなりません。

医療機関への通院、生活必需品の買い物などを除き、不要不急の外出はお控えください。やむを得ず外出する際には、マスクの着用、手洗いや消毒、いわゆる三密の回避など、基本的な感染防止対策の一層の徹底をお願いいたします。

また、休業要請、施設の休館などによりご不便をおかけしますが、ご理解をお願い申し上げます。

練馬区は、先週から、特別養護老人ホーム入居者へのワクチン接種を開始しました。国からワクチンが配布され次第、順次、75歳以上の方、65～74歳の方、基礎疾患のある方、一般区民の方へと拡大します。「練馬区モデル」の全面的な展開の準備は万端整っています。

コロナ対策の決め手はワクチンです。練馬区医師会、練馬区薬剤師会の皆さんと力を合わせて、「早くて 近くて 安心」な接種を進めてまいります。

区長メッセージ

19 基本的な感染防止対策のお願い。「練馬区モデル」は想定以上に成果をあげている。ワクチン供給が滞り、予約が困難な状況について率直にお詫びする。 (令和3年7月9日 区ホームページ掲載)

区内では、変異株への急速な置き換えが進み、第3波を超える急激な感染拡大の危険性が高くなっています。区民の皆さんには、これまでも長期にわたって感染防止にご協力頂いてきましたが、更なるお願いをしなければなりません。

不要不急の外出はお控えください。医療機関への通院、生活必需品の買い物など、やむを得ず外出する際には、マスクの着用、手洗いや消毒、密閉・密集・密接の回避など、基本的な感染防止対策の一層の徹底をお願いいたします。また、休業要請、施設の閉館時間の短縮などによりご不便をおかけしますが、ご理解をお願い申し上げます。

現在のコロナ禍を克服するには、ワクチン接種しか方法はありません。

そこで練馬区は、ワクチン接種の「練馬区モデル」を考案しました。診療所での個別接種と病院・区立施設の集団接種を組み合わせたベストミックス方式です。御存知の通り、「練馬区モデル」は全国を席卷し、多くの自治体で採用されています。

主軸である約350か所の診療所での準備に万全を期し、先月1日から本格的にスタートさせました。僅か6週間で、高齢者の1回目の接種率は75%、2回目の接種率は45%に達しました。今月中旬には希望する高齢者への接種が概ね終了すると見込んでいます。区民全体でも、1回目の接種率は21%を超えています。

「練馬区モデル」は、想定した以上の成果を上げています。伊藤会長をはじめとする練馬区医師会の皆さんの多大な御尽力の賜物です。薬剤師会、歯科医師会の皆さんにもお力添えを頂いています。心から敬意を表し、感謝申し上げます。

しかし、現在、国からのワクチン供給が滞り、区民の皆さんの不安が高まっています。当初計画していた接種回数を絞らざるを得なくなっており、予約が困難な状況について、率直にお詫び申し上げます。

これまで努力を重ねてきた医療機関も困惑しています。特に診療所では、医師の皆さんが休日返上で接種にあたり、受付職員の皆さんも殺到する問い合わせに対応するなど、懸命に頑張ってくれました。

私は、かねてから、感染者が多い大都市にこそ、ワクチンを優先的に供給すべきだと申し上げてきました。なかでも、使命感を持って、頑張ってもらっている診療所などに優先的に供給する必要があると考えています。あらゆる機会を通じて、必要量を確実に供給するよう国に求めて行きます。

これからも最大限の努力を重ねます。区民の皆さんには、是非ともご理解をお願い申し上げます。

(令和3年7月21日 区報掲載)

急激な感染拡大が危惧されている新型コロナを克服するには、ワクチン接種しか方法はありません。

練馬区は今年初めに、ワクチン接種の「練馬区モデル」を提案しました。診療所での個別接種と病院・区立施設の集団接種を組み合わせたベストミックス方式です。「練馬区モデル」は全国を席卷し、多くの自治体で採用されています。区内の接種においても、想定した以上の成果を上げています。

主軸である約350か所の診療所での準備に万全を期し、先月1日から本格的にスタートさせました。僅か6週間で、高齢者の1回目の接種率は79%、2回目の接種率は53%に達しました。今月中には希望する高齢者への接種が終了すると見込んでいます。区民全体でも、1回目の接種率は24%を超えています。

しかし、現在、国からのワクチン供給が滞り、当初計画していた接種回数を絞らざるを得なくなっています。予約が困難な状況について、区民の皆さんに率直にお詫び申し上げます。

これまで努力を重ねてきた伊藤会長をはじめとする練馬区医師会の皆さん、お力添えを頂いている薬剤師会、歯科医師会の皆さんにも、ご迷惑をおかけしています。特に診療所では、医師の皆さんが休日返上で接種にあたり、受付職員の皆さんも殺到する問い合わせに対応するなど、懸命に頑張ってくれました。

私は、かねてから、感染者が多い大都市にこそ、ワクチンを優先的に供給すべきだと申し上げてきました。なかでも、使命感を持って、頑張ってもらっている診療所などに優先的に供給する必要があると考えています。あらゆる機会を通じて、必要量を確実に供給するよう国に求めていきます。

区民の皆さんには、是非ともご理解をお願い申し上げます。

区長メッセージ

20 20～30歳代に感染者増加。基本的な感染防止対策のお願い

(令和3年8月2日 区ホームページ掲載)

新型コロナウイルスの感染が爆発的に拡大しています。区内でも、20代～30代を中心に過去にないペースで感染者が増加しています。

練馬区は、いち早く練馬区医師会と協力して「練馬区モデル」を構築し、全国のワクチン接種を先導してきました。準備に万全を期し、6月1日から本格的にスタートしました。僅かこの2カ月で、既に2回目の接種を終えた高齢者の方は約76%、区民全体で見ても約23%となっています。

残念ながら、国からのワクチン供給が滞り、当初計画していた接種ペースを落とさざるを得なくなっています。一時的に制限・休止している接種の再開に向け、あらゆる機会を通じて、必要量を確実に供給するよう国に求めています。

区民の皆さんには、これまでも長期にわたって感染防止にご協力頂いてきましたが、ワクチン接種が行き渡るまでの、今この時が正念場です。

引き続き、不要不急の外出はお控えください。外出する必要がある場合にも極力、ご家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。マスクの着用、手洗いや消毒、密閉・密集・密接の回避など、基本的な感染防止対策の一層の徹底もお願いいたします。

高齢者のワクチン接種は大きく進展し、残された課題は若年・壮年の現役世代となっています。若い区民の皆さんにとっても、コロナは他人事ではありません。感染すれば誰もが重症化する可能性があり、また、症状がなくても、感染源となってしまうリスクがあります。ご自身は勿論、ご家族や友人など大切な方々の命と健康を守るためにも、積極的にワクチンを接種されるとともに、お一人お一人が危機感を持って行動して頂きたいと思えます。

この難局を区民の皆さんと力を合わせて、何としても乗り越えたい。ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

最後に、最前線の様々な現場で、昼夜を問わず献身されている全ての皆さんに心から敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

21 陽性者数の激減は、ワクチンに加え市民が総力で立ち向かったことによる

(令和3年11月21日 区報掲載)

練馬区民のコロナ感染は、昨年3月5日に陽性が確認された方が最初です。今回の第5波で8月12日に記録した304人が最多であり、その後10月11日に0人となりました。今は、ほぼ0人の日が続いています。

この間、真に残念ながら、102人の方が亡くなりました。改めて、深く哀悼の意を表し、現在も療養されている皆様の一日も早い回復を祈念申し上げます。

増減は、国全体で見ても同じ傾向です。8月20日の2万5975人をピークに、今は200人前後と落ち着きました。急速に鎮静化した最大の要因がワクチン接種の急進展にあることは、大方の異論がないところだと思います。今や日本は、先進国でもトップクラスの接種率を誇るに至りました。

日本で陽性者数が急減したのは、ワクチンに加え、市民が力を合わせて、総力で立ち向かったからだと思います。ワクチン接種や治療に当たった医療関係者をはじめ、保育所・特養など福祉事業者、都市インフラや公衆衛生・産業関係者など、多くの市民が黙々と職責を果たしました。手前味噌ですが、保健所などの区職員も、公務員の名に値する仕事をしてくれました。ワクチン接種「練馬区モデル」の構築とともに、私は密かに誇りとしています。

問題はこれからです。自画自賛は驕りの印、パンデミックとの闘いで楽観論や精神論は禁物です。何処に落とし穴があるか、人類は未だ知らないのです。

私は、人間が前に進む力を信じています。危機を克服するため、区民の皆様とともに、引き続き全力を尽くしてまいります。

区長メッセージ

22 コロナ禍を克服するため、全力を尽くす。

(令和4年2月1日 区報掲載)

コロナ禍を克服するため全力を尽くします。

状況が一変しました。オミクロン株が猛威を振るい、かつてない勢いで急激に感染が拡大しています。誰もが驚き、戸惑い、先行きへの不安に襲われています。

練馬区は、全国自治体を先導しながら、コロナ対策に全力を尽くしてきました。先月も、65歳以上の方への3回目接種を23区で最も早く開始しました。今月からは、65歳未満の方・保育所など子ども関連施設従事者・基礎疾患のある方も前倒しします。

増加する自宅療養者についても、既に昨年秋から、医師会や薬剤師会はじめ医療関係者の皆様と協力体制を構築し、対応しています。

皆様と力を合わせれば、コロナ禍は必ず克服できます。しかし、今は誰もがいつ感染してもおかしくありません。区民の皆様には、接種券が届き次第、ワクチンを接種されるとともに、改めて、マスクの着用、手洗いや消毒など、基本的な感染防止対策の一層の徹底をお願いいたします。

ご自身はもちろん、ご家族はじめ大切な方々の命と健康を守るためにも、お一人お一人が危機感を持って行動して頂きたいと思います。

私も、全力を尽くす決意です。

新型コロナウイルス感染症に関する国・都への要望

要望事項			
項目/実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都知事との意見交換	感染症対応に関する都と区の役割分担 病院の経営支援 病床の確保（病床数の推移）	病床の確保 東京都と特別区の役割分担（パンデミック対応）	東京都と特別区の役割分担のあり方 （パンデミック対応）
全国市長会を通じたの要望 （翌年度予算に向けての要望）		新型コロナウイルス感染症対策について 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の支給及び弾力的な運用 感染症対策の義務付けに関する介護サービス事業所等への支援 指定管理者等への補填に対する財政支援	新型コロナウイルス感染症対策について 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の支給及び弾力的な運用 新型コロナウイルス感染症患者の入院に係る移送費の全額国庫負担
特別区長会を通じたの要望 【国】 （翌年度予算に向けての要望）	新型コロナウイルスに関する支援策の充実等について 地方交付税措置によらない減収補填及び仕組みの構築（減収補填債の発行等） 区市町村が行う新型コロナウイルス関連施策への財政支援 中小企業等支援対策の実施及び区市町村が実施する対策への財政支援等 介護・障害者施設事業者への継続的な支援の実施 緊急時に備えたマスク・消毒液等の物品の確保、備蓄及び適切な配布	新型コロナウイルス感染症対策の充実強化について 感染症対策のための医療体制の整備、検査体制の強化及び財政支援 保健所業務の見直し及び相談体制、財政支援の充実 医療機関の経営安定化のための財政支援（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等） 国民健康保険料減免制度の継続、対象の拡充 傷病手当金制度への財政支援の継続及び対象の拡大	新型コロナウイルス感染症対策の充実強化について 医療体制の整備、検査体制の強化及び財政支援 保健所業務の見直し及び相談体制、財政支援の充実 感染症対策の強化（感染症対応における関係機関の役割の明確化、医療人材の確保及び新たな行動計画の策定等） 医療機関の経営安定化のための財政支援（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等） 国民健康保険料減免制度の継続および要件の緩和 傷病手当金制度への財政支援の継続及び対象の拡大
特別区長会を通じたの要望 【都】 （翌年度予算に向けての要望）	新型コロナウイルスに関する支援策の充実等について 財政調整交付金等の減収補填及び仕組みの構築減収補填債の直接発行） 区市町村が行う新型コロナウイルス関連施策への財政支援 中小企業等支援対策の実施及び区市町村が実施する対策への財政支援等 社会的基盤施設（介護事業所、障害福祉事業所等）への積極的な支援 緊急時に備えたマスク・消毒液等の物品の確保、備蓄及び適切な配布	新型コロナウイルス感染症対策について 感染症対策のための医療体制の強化及び財政支援 病床、宿泊療養施設の確保及び病院調整の仕組みの充実 医療機関の経営安定化のための財政支援等 保健所業務の見直し、強化及び相談体制の充実	新型コロナウイルス感染症対策について 感染症対策のための医療体制の強化及び財政支援 病床、宿泊療養施設の確保及び病院調整の仕組みの充実 医療機関の経営安定化のための財政支援等 保健所業務の見直し、強化及び相談体制の充実 感染症対策の強化（感染症対応における関係機関の役割の明確化、医療人材の確保及び地域医療構想の見直し等） 新型コロナウイルス感染症による医療費増大を保険料として国民健康保険被保険者に転嫁しないこと

主なイベントの開催状況

イベント名	開催状況			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
照姫まつり	中止(4/26)	中止	開催(4/24)	-
練馬こどもまつり	中止(5/9)	中止(5/8)	開催(5/7) 会場を区内児童館(17館) に変更し、分散開催	-
真夏の音楽会	開催(R3.2.28) 8月の開催予定を延期	開催(7/7)	開催(9/1)	-
アニメプロジェクトin 大泉	中止(5/17)	中止	中止	-
こどもアートアドベンチャー	中止	中止	開催(8/23)	令和2・3年度は、代替事業として 工作キットの配布とワークショップ 体験動画を配信
練馬薪能	開催(9/22)	中止	開催(9/24)	-
ユニバーサルスポーツ フェスティバル	中止	中止	開催 地域に分散して開催	-
練馬まつり	中止(10/18)	中止	開催(10/16)	-
ねりマルシェ	中止	開催(11/28)	開催(11/27)	-
郷土芸能ねりま座	中止	中止	開催(3/5)	-
映像文化イベント	中止	開催(3/5)	開催 (2/18・19・25・26)	令和2年度は、代替事業として区 ゆかりの俳優による対談をオンライ ンで配信する「ねりま映画サロン」 を実施
練馬こぶしハーフマラソン	中止(3/28)	中止	開催(3/26)	-

新型コロナウイルス感染症対策に係る
「練馬区モデル」の展開

第1波～第8波における練馬区の取組

令和5年9月
(令和6年9月更新)

発行 練馬区危機管理室危機管理課
住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
電話 03(3993)1111(代表)
FAX 03(3993)1194
練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

本資料は、令和5年9月19日に公表した資料から時点の更新を行った
ものです。

各種データは、別に表記がある場合を除き、令和5年5月7日時点の
内容を記載しています。